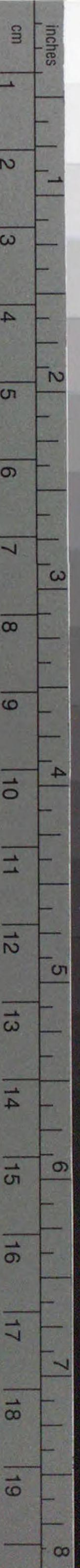


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27

R  
343.8  
KA186k2

BZ-4-04  
\*UK004339 \*



30.4.15

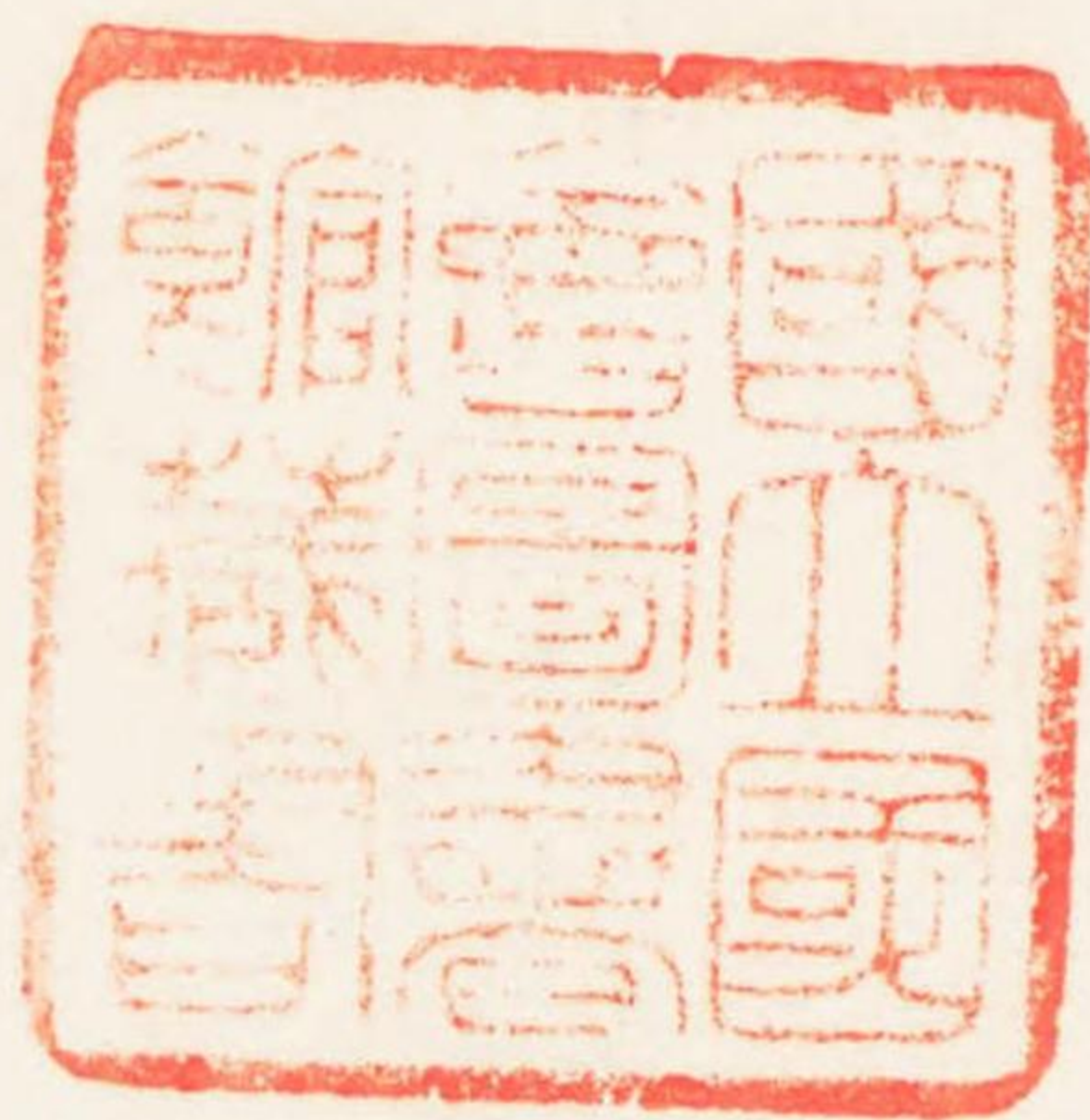


R343.8  
KA18662

昭和二十八年  
度決算検査報告

会計検査院





UK 4339

昭和二十八年年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一頁
第一節 歳入歳出決算	一
第一歳 入	二
第二歳 出	二
第三 国債および借入金	三
第二節 国庫金および国有財産	三
第一 国庫金	三
第二 国有財産	五
第三節 政府関係機関その他の団体	六
第四節 不当事項および是正事項	六
第一 概要	六
第二 租税	八
第三 未収金	九



第四 予算経理	一一
第五 工事	一二
第六 物件	一四
第七 役務	一五
第八 補助金	一六
第九 不正行為	二〇
第二章 国の会計	二三
第一節 決算の検査確認	二三
第一 一般会計	二三
第二 特別会計	二四
第三 昭和二十七年以前未確認額の検査確認	二七
第二節 決算額と日本銀行証明額との対照	二八
第一 一般会計	二八
第二 特別会計	二九
第三節 予備費の支出に対する国会の承諾	三〇

第四節 各所管別の不当事項および是正事項	三一
第一 裁判所	三一
(一) 一般会計	三一
不当事項	三三
不正行為	三三
職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔東京地方裁判所八王子支部および八王子簡易裁判所〕(一)	三三
第二 総理府	三三
(調達庁)	三三
(一般会計)	三三
不当事項	三五
物件	三五
建物の購入にあたり処置当を得ないもの〔仙台調達局〕(二)	三五
その他	三六
返還財産の損失補償額の算定当を得ないもの〔東京調達局〕(三)	三七
補償すべき林野雑産物を過大に見積ったもの〔横浜調達局〕(四)	三八



是正させた事項.....四〇

役務.....四〇

土地、建物の借料が過大に支払われたもの〔東京調達局〕(五)―(七).....四〇

(北海道開発庁).....四一

(一般会計).....四一

不当事項.....四二

予算経理.....四二

庁費を架空に支出して予算外に経理したもの〔北海道開発庁ほか一箇所〕(八)(九).....四二

工事.....四四

工事が粗漏で手直しを要するもの〔北海道開発局札幌、釧路両開発建設部〕(一〇)(一一).....四四

北海道開墾建設委託工事の施行が不良なもの〔北海道開発局〕(一二)―(一四).....四五

不正行為.....四六

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔北海道開発局、同局釧路開発建設部〕(一五)(一六).....四六

(自治庁).....四七

(一般会計).....四七

不当事項.....四七

補助金.....四七

地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの〔自治庁〕(一七).....四七

(保安庁).....四九

(一般会計).....四九

不当事項.....五〇

工事.....五〇

建設工事の施行当を得ないもの〔保安隊第二管区総監部ほか四箇所〕(一八)―(二三).....五一

物件.....五六

契約方法および価格の決定当を得ないもの〔保安庁第一幕僚監部〕(二四)―(二八).....五六

不急の物品を購入したもの〔同〕(二九)―(三七).....六八

物資器材の規格の決定当を得ないもの〔保安庁第一幕僚監部ほか一箇所〕(三八)―(四五).....七六

物資器材の検収当を得ないもの〔保安庁第一幕僚監部〕(四六)(四七).....八五

第三法務省.....八八

(一般会計).....八八

不当事項.....八八



予算経理

経理のびん乱しているもの〔宮崎地方検察庁〕(四八)

工事

工事の施行が当を得ないためひいて出来形が不完全なもの〔札幌少年鑑別所〕(四九)

物件

購入契約が適正を欠き、かつ、価格が高価となったと認められるもの〔札幌刑務所〕(五〇)

作業についての見込違いにより購入機械が遊休となっているもの〔東京拘置所〕(五一)

不正行為

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔前橋地方検察庁ほか五箇所〕(五二)(五三)

第四大 蔵省

(一般会計)

不当事項

租税

徴税に關し処置当を得ないもの〔神田ほか三六稅務署〕(五四)―(九三)

租税払もどしに關し処置当を得ないもの〔福岡国税局ほか一箇所〕(九四)

物件

旧軍用財産の整理が著しく遅延しているもの〔関東財務局横浜財務部ほか二箇所〕(九五)―(九八)

契約外の物件を搬出されたもの〔関東財務局新宿出張所ほか一箇所〕(九九)―(一〇〇)

国有物件の損害に対する処置当を得ないもの〔北九州財務局長崎財務部佐世保出張所〕(一〇一)

機械器具等の売渡価額が低価に失したものの〔東海財務局津財務部ほか一箇所〕(一〇二)―(一〇三)

用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの〔関東財務局ほか一箇所〕(一〇四)―(一〇九)

国有財産の売渡財産の売渡代金および使用料の徴収処置当を得ないもの〔関東財務局ほか八箇所〕(一一〇)―(一一七)

不正行為

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔東海財務局津財務部、東京国税局ほか五箇所〕(一二八)―(一二九)

是正させた事項

租税

租税の徴收過不足を是正させたもの〔東京税関、東京税関支署、麴町ほか二五四稅務署〕(一三〇)―(七九八)

租税の徴收上の過誤を是正させたもの〔神田ほか二八稅務署〕(七九九)―(八三三)

(印刷局特別会計)



八

(資金運用部資金特別会計).....一三六

第五文部省.....一二七

(一般会計).....一二七

不当事項.....一二七

補助金.....一二八

公立諸学校施設整備等に対する国庫補助(負担)金の経理当を得ないもの〔北海道ほか一九都府県〕(八三四)―  
(八六五).....一二八

不正行為.....一三四

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔東京芸術大学、大阪大学〕(八六六)(八六七).....一三四

第六厚生省.....一三五

(一般会計).....一三五

不当事項.....一三七

補助金.....一三七

国庫補助金等の経理当を得ないもの〔青森県ほか二一都県〕(八六八)―(九二五).....一三七

(厚生保険特別会計).....一四八

不当事項.....一四九

その他.....一四九

保険給付の適正を欠いたもの〔厚生省〕(九二六).....一四九

(国立病院特別会計).....一五一

不当事項.....一五二

予算経理.....一五二

燃料費を架空に支出して予算外に経理したもの〔国立旭川病院〕(九二七).....一五二

(一般会計)  
(厚生保険特別会計).....一五三

不当事項.....一五三

不正行為.....一五三

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔国立療養所大阪厚生園ほか四箇所〕(九二八)(九二九).....一五三

第七農林省.....一五四

(一般会計).....一五四

不当事項.....一五七

予算経理.....一五七

九



直轄工事の経理当を得ないもの〔農林省有明、西国東西千拓建設事業所〕(九三〇)(九三二).....一五七

工 事.....一五八

直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔仙台農地事務局ほか六箇所〕(九三三)上(九四五).....一五九

直轄工事費の積算が過大となっているもの〔仙台ほか三農地事務局〕(九四六)上(九四九).....一六三

物 件.....一六五

機械の管理著しく当を得ないもの〔農林省ほか一箇所〕(九五〇)(九五二).....一六五

補 助 金.....一六七

公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔青森県ほか三三府県〕(九五二)上(一八〇五).....一六七

昭和二十八年発生災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔富山県ほか一五府県〕(一八〇六).....一八六

国庫補助金の経理当を得ないもの〔秋田ほか一三県〕(一八〇七)上(一八五七).....一九四

(食糧管理特別会計).....二二二

不 当 事 項.....二二四

物 件.....二二四

輸入米の購入および売渡にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(一八五八)上(一八六一).....二二五

アルゼンチン小麦の購入にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一八六二).....二二二

役 務.....二三四

小麦粉の加工および運送にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(一八六三).....二三四

運送賃の支払にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一八六四).....二三六

(農業共済再保険特別会計).....二三八

不 当 事 項.....二三八

そ の 他.....二三九

農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(一八六五)上(一八七二).....二三九

(漁船再保険特別会計).....二四六

是正させた事項.....二四六

そ の 他.....二四六

事故発生後に保険引受した漁船に対し再保険金を支払ったもの〔水産庁〕(一八七二).....二四六

(国有林野事業特別会計).....二四六

不 当 事 項.....二四八

工 事.....二四八

工事の出来高が不足しているもの〔函館、長野両営林局〕(一八七三)上(一八七五).....二四八



物件……………二四九

国有林野整備にあたり処置当を得ないもの〔青森営林局〕(一八七六)……………二五〇

用途を指定して売り渡した素材を他に転売されたもの〔鷹巣ほか五営林署〕(一八七七)……………二五一

(国有林野事業特別会計)  
(国営競馬特別会計)……………二五二

不当事項……………二五二

不正行為……………二五二

職員の不作為により国に損害を与えたもの〔熊本営林局ほか二箇所〕(一八七八)―(一八八〇)……………二五二

第八 通商産業省……………二五三

(一般会計)……………二五三

不当事項……………二五四

物件……………二五四

機械類の管理等当を得ないもの〔通商産業省、東京、大阪、広島各通商産業局〕(一八八一)……………二五四

補助金……………二五六

国庫補助金の交付について処置当を得ないもの〔通商産業省、工業技術院〕(一八八二)―(一八八六)……………二五六

国庫補助金交付後における管理当を得ないもの〔中小企業庁〕(一八八七)―(一八九三)……………二六〇

(アルコール専売事業特別会計)……………二六二

不当事項……………二六三

役務……………二六三

糖みつの運送賃率の算出が実情に即しないもの〔東京、福岡両通商産業局〕(一八九四)……………二六三

その他……………二六五

アルコールの生産計画等処置適切を欠いたもの〔通商産業省軽工業局〕(一八九五)……………二六五

(米国対日援助物資等処理特別会計)……………二六六

(輸出保険特別会計)……………二六七

(緊要物資輸入基金特別会計)……………二六七

不当事項……………二六七

物件……………二六七

石綿の輸入にあたり処置当を得ないため国に損害を与えたもの〔通商産業省企業局〕(一八九六)……………二六七

(特別鉱害復旧特別会計)……………二六九

不当事項……………二六九



補助金.....二六九

特別被害復旧交付金を過大に交付したものの〔福岡通商産業局〕(一八九七).....二六九

第九 運輸省.....二七〇

(一般会計).....二七〇

不当事項.....二七一

補助金.....二七一

公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの〔青森県ほか二七都府県〕(一八九八)―(一九九五).....二七一

昭和二十八年発生災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔静岡県ほか一〇府県〕(一九九六).....二七六

第十 郵政省.....二七九

(郵政事業特別会計).....二七九

不当事項.....二八一

予算経理.....二八一

予算の制をみだり給与を支給したものの〔各郵便局、地方貯金局、地方簡易保険局〕(一九九七).....二八一

物件.....二八三

物品を過大に調達したものの〔郵政省〕(一九九八).....二八三

(郵便貯金特別会計).....二八四

(簡易生命保険及郵便年金特別会計).....二八五

(郵政事業特別会計).....二八七

(簡易生命保険及郵便年金特別会計).....二八七

不当事項.....二八七

不正行為.....二八七

職員的不正行為により国に損害を与えたもの〔神田ほか四八郵便局〕(一九九九)―(二〇一五).....二八七

第十一 労働省.....二九三

(一般会計).....二九三

不当事項.....二九三

補助金.....二九三

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔岩手ほか二県〕(二〇一六)―(二〇一八).....二九三

(労働者災害補償保険特別会計).....二九四

是正させら事項.....二九五

未収金.....二九五

労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道ほか二労働基準局〕(二〇一九)―(二〇二二).....二九五



(失業保険特別会計).....二九六

是正させた事項.....二九八

未 収 金.....二九八

失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔福島県ほか七府県〕(二〇二二)―(二〇二九).....二九八

第十二 建 設 省.....二九九

(一般会計).....二九九

不 当 事 項.....三〇一

工 事.....三〇一

直轄工事の目的を達していないもの〔関東地方建設局〕(二〇三〇).....三〇一

直轄工事の施行が粗漏なため手直しを要するもの〔関東、九州両地方建設局〕(二〇三二)―(二〇三三).....三〇二

直轄工事實の積算当を得ないもの〔同〕(二〇三三)―(二〇三五).....三〇三

補 助 金.....三〇四

公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの〔北海道ほか三六府県〕(二〇三六)―(二一九九).....三〇四

昭和二十八年発生災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔富山県ほか一四府県〕(二二〇〇).....三一一

是正させた事項.....三一七

工 事.....三二七

直轄工事の出来高が不足し代金を回収させたもの〔東北地方建設局〕(二二〇一)―(二二〇三).....三二七

直轄工事實の積算過大および出来高不足のもの〔同〕(二二〇四)―(二二〇五).....三二八

第五節 会計事務職員に対する検定.....三二九

第三章 政府関係機関の会計.....三三三

第一節 決算の検査完了.....三三三

第一 政府関係機関の会計.....三三三

第二 昭和二十七年検査未了額の検査完了.....三三四

第二節 各政府関係機関別の不当事項.....三三五

第一 日本専売公社.....三三五

不 当 事 項.....三三七

補 助 金.....三三七

塩田等改良事業費補助金の精算にあたり処置当を得ないもの〔日本専売公社東京、大阪両地方局〕(二二〇六).....三三八

(二二〇七).....三三八

不 正 行 為.....三三九



職員の不作為により日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社青森支局、同橋本工場〕(二二〇八)(二二〇九).....三二九

第二 日本国有鉄道

不当事項.....三三一

不計算経理.....三三七

第一 会計事務職員が架空名義により支払いこれを領得したもの〔日本国有鉄道関東地方資材部〕(二二一〇).....三三七

第二 工事.....三三八

第一 部内発生石炭がらをそのまま利用しないで請負人持ち材料として工事を施行したもの〔日本国有鉄道千葉鉄道管理局〕(二二一一).....三三八

第二 工事実施時期が遅れたため不経済となったもの〔日本国有鉄道名古屋鉄道管理局〕(二二一二).....三三九

第三 工事の監督当を得なかつたため発生したずりを河川に捨てたもの〔日本国有鉄道新橋工事事務所〕(二二一三).....三四〇

第四 電車線用張力自動調整装置新設工事を高価に請け負わせたもの〔日本国有鉄道名古屋電気工事事務所〕(二二一四).....三四一

物 件.....三四四

軽便軌条等の貸付処置当を得ないもの〔日本国有鉄道青函鉄道管理局、同岐阜工事事務所〕(二二一五).....三四四

腕木を高価に購入したもの〔日本国有鉄道東北地方資材部〕(二二一六).....三四五

高価なふとんカバーを購入したもの〔日本国有鉄道中部地方資材部金沢資材事務所〕(二二一七).....三四六

役 務.....三四七

石炭の荷役契約にあたり処置当を得ないもの〔日本国有鉄道資材局〕(二二一八).....三四七

石炭がらの処置当を得ないもの〔日本国有鉄道東京、天王寺両鉄道管理局〕(二二一九)(二二二〇).....三五一

荷役作業料金の支払にあたり事実合致しない経理をしたもの〔日本国有鉄道高砂工場〕(二二二一).....三五五

不正行為.....三五六

職員の不作為により日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局ほか二箇所〕(二二二二)(二二二三).....三五六

そ の 他.....三五七

機関車直通運転契約を改訂しないで不利となっているもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局〕(二二二四).....三五七

第三 日本電信電話公社.....三六〇

不当事項.....三六四

工 事.....三六四

工事の計画当を得ないもの〔日本電信電話公社東京電気通信工事事務所〕(二二二五).....三六四

一九



工事命令の発令が遅延したため不経済な結果となったもの〔日本電信電話公社東京電気通信工事事務所、東京丸の内地区電話局〕(二二二六).....三六六

工事が行し新局舎を遊休させているもの〔日本電信電話公社九州電気通信局〕(二二二七).....三六七

物 件.....三六八

再用可能の電動発電機を売り渡したものの〔日本電信電話公社近畿電気通信局〕(二二二八).....三六八

役 務.....三六九

借上機械についての解約が遅れむだな賃借料を支払ったもの〔日本電信電話公社資材局〕(二二二九).....三六九

不正行為.....三七〇

職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの〔日本電信電話公社関東電気通信局管内習志野電報

電話局、北海道電気通信局札幌電気通信部室蘭駐在所〕(二二三〇).....三七〇

そ の 他.....三七一

電気通信施設記録図の補正をしなかったためその用をなさなかったもの〔日本電信電話公社〕(二二三一).....三七一

第四 農林漁業金融公庫.....三七二

不 当 事 項.....三七四

そ の 他.....三七四

農林漁業資金の貸付けにあたり審査または管理不十分なもの〔農林漁業金融公庫〕(二二三三).....三七四

第五 その他の政府関係機関.....三七七

国民金融公庫.....三七七

住宅金融公庫.....三七八

中小企業金融公庫.....三七九

日本開発銀行.....三八一

日本輸出入銀行.....三八三

第三節 会計事務職員に対する検定.....三八四

別 表.....三八七

第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省)(一三〇)―(七九八).....三八七

第二 租税の徴収上の過誤を是正させたもの(同)(七九九)―(八三三).....四三八

第三 公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省)(九五二)―(一八〇五).....四四一

第四 公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの(運輸省)(一八九八)―(一九九五).....五三九

第五 公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの(建設省)(二〇三六)―(二一九九).....五四九

付 表.....五七一



三三

第一 昭和二十八年年度一般会計決算未確認額表……………五七一

第二 昭和二十八年年度各特別会計決算未確認額表……………五七九

第三 既往年度一般会計決算未確認額表……………五八一

第四 既往年度各特別会計決算未確認額表……………五八五

第五 昭和二十八年年度政府関係機関決算検査未完了額表……………五八六

第三編 公債等管理員及び事務員

日本国債入帳簿……………三八一

日本国債出帳簿……………三八三

中小企業金融公庫……………三八五

国庫金送金通知書……………三八八

農林省の計の印刷物中正誤……………三九〇

昭和二十八年年度決算検査報告印刷物中正誤

ページ	(番号) または行	段	誤	正
二〇	一一		国庫送金通知書 不符号	国庫金送金通知書 不符号
二八	三		DJ・W型	DJ・W型
六五	二		共有持分	共有持分
九九	シ		二二年度	二二年度
一〇四	(八七)			
一二三	一〇		(別表第二(二)参照)	(別表第二(二)参照)
一四九	シ		八、一八三、六五〇円	八、一八三、七三〇円
一五二	一一		三、八七七、六五一	五、八七七、七三一
一五五	七		当年度中の	当年度の
一六四	一〇		(九三〇—九四九)	(九三〇—九五二)
二〇一	初	六	出来高不足額	設計過大額
二〇二	二	一	農村振興総合施設費補助 二十八年二号風台 農業防除機具	農村振興総合施設費補助 二十八年二号台風 農業、防除機具

一九六の次の折込表



二〇四	二二五	二二〇	二二六	二八六	二九六	三〇九	三一〇	三三六	三四二	三五七	三八〇						
二	初	四	八	九	二	七	一四	一〇	六	計	一						
不足していたり補助金の	五、五六〇、〇三九	コロンビア米	シほか二台	形削盤一、一台	八千五百三十八億千七百七十余万円	二億六千七百七十余万円	ほか事業二場	国庫負担の対策としてはならない工事	準人日当山町が	保管・転換受物品	を含む。として	評価額二、一八六、〇〇〇	四〇件……円あり、うち二二件				
不足していたり、補助金の	五、五六〇、〇三九	一字上げる。	(款)食糧管理収入	(項)食糧売払代	(項)食糧買入費	コロンビア米	シほか一、一台	形削盤一、一台	八千三百五十五億四千八百七十余万円	二億六千八百七十余万円	ほか二事業場	国庫負担の対象としてはならない工事	準人日当山町(旧日当山町)が	保管・転換受物品	を含む。査定額四七、七四〇、〇〇〇円として	評価額二、一八六、六〇〇	四一件……円あり、うち二三件

四〇〇	四〇五	四一五	四二六	四三八	四四一	四四四	四五五	四六〇	四七五	四八〇	四八四	四八六	四九一	五〇〇	五〇九	五五二	
(二九二)	初	初	シ	(七九一)	(九五二)	(九七三)	(一〇七五)	(一一二二)	(一二五四)	(一二九二)	(一三二二)	(一三三一)	(一三八六)	(一四六四)	(二五四八)	(二五五二)	
四	五	三	二	六	二	二	二	二	九	三	二	シ	三	二	二	二	
△・二八九、四七〇 △一七四、八四〇	(サ)その他	金額を誤ったもの	納税義務者	五二、九七六、〇〇三円	甲地村農業協同組合	上池頭首工	一、〇八五、四五〇	六ナギ水路	一四、〇八九立米	西渡田水路	事業主体負担不足	(旧八針村)	災害復旧ほか一	浦尻水路	田島北部土地改良区	二十五、二十六年災害復旧	
○・二八九、四七〇 △一七四、八四〇	(サ)その他	金額等を誤ったもの	納税義務者	(または徴収義務者)	五二、九七六、〇〇〇円	甲地村農業協同組合	上池頭首工	一、〇八五、五〇〇	六ナギ水路	一四、〇八九立米	西渡田水路	事業主体負担不足	(旧八針村)	災害復旧ほか一	浦尻水路	田島北部土地改良区	二十五、二十六年災害復旧



五五五	(一六〇二)	総量一・六七立米
五二一	(一六五三)	二十六年度災害復旧
五二六	(一六九八)	林道芹が沢線
五三一		別表第四
五三二		柱
五三三	(一七五八)	六 一、七二二、〇〇〇
五三六	(一七七八)	四 二、四〇〇、〇〇〇
シ	(一七七九)	シ 一、七六四、〇〇〇
五三八		二 一〇、三三八、〇〇〇
五三九		シ 七六四、四二一、九三〇
シ		シ 三、三六二、四一四、四九〇
五四九		シ 五、七
五六八		表の見出
五五〇	(二〇四五)	六 一、二五三、九九九
五五六	山梨県の計	二 三、八七七、七三一
五五七	(二一〇〇)	二 村道岡山郷中線
五六三	(二一四三)	三 (宇賀津村)
五六五	(二一六四)	六 四、一三五、八八二
五六七	(二一八八)	シ 一、九〇七、二七五

(備考) 行数には各ページの柱を、段数には番号欄を含んでいない。

**第一章 総論**

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基づき、昭和二十八年年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

**第一節 歳入歳出決算**

昭和二十八年年度歳入歳出決算は、二十九年十一月六日本院においてこれを受領し、その検査を了して二十九年十二月二十四日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は左のとおり

歳入	一、二一九、〇一九	特別会計(三四)	一、四八一、五〇六	総計	二、七〇〇、五二六
歳出	一、〇一七、一六四		一、三三三、五一三		二、三五〇、六七八
歳入超過	二〇一、八五五		一四七、九九二		三四九、八四八

であつて、一般会計の歳入超過は二千十八億五千五百余万円に上り、これを前年度の歳入超過二千四十八億六千



二百余万円に比べると三十億六百余万円の減少を示している。

また、各会計間の重複額等を控除し、純計額を概算するときは、歳入一兆九千七百八十七億円、歳出一兆九千六百六十四億円で、前年度に比べると歳入において千九百七十六億円、歳出において二千五百五十三億円の増となつてゐる。

### 第一 歳 入

昭和二十八年年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆二千九百九十億千九百余万円であるが、収納未済額は五百四十三億二千五百余万円で、その徴収決定済額に対する割合は四・二%に当り、前年度の四・八%に比べるとやや好転している。

### 第二 歳 出

昭和二十八年年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり一兆百七十一億六千四百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は千二百七億五千三百余万円で、そのおもなものは旧軍人等恩給費三百二十三億六千六百余万円、安全保障諸費二百七十二億四千四百余万円、保安庁および保安庁施設費二百五十二億五千余万円、連合国財産補償費七十七億八千四百余万円、輸入食糧価格調整補給金六十八億円であり、また、不用と

なつた額は八十三億二千七百余万円で、そのおもなものは保安庁十四億四百余万円、医療施設費補助四億八千六百余万円、留守家族等援護費三億七千九百余万円、国民健康保険助成費三億三千余万円である。

### 第三 国債および借入金

国債は、昭和二十八年年度首現在額四千二百三十九億百九十余万円で、これに年度内における特別減税国債新規発行額百四十一億六千九百余万円、国際通貨基金への出資として日本銀行に寄託した通貨代用国庫債券等八百六十億八千二百余万円および借換発行したもの国債分二百二十三億三千六百余万円、借入金分二百七十八億四千三百余万円を加え償還額等四百三十六億七千九百余万円を控除すると、年度末現在額は五千三百六億五千四百余万円となり、年度首に比べると千六十七億五千二百余万円が増加している。

また、借入金は、年度首現在額九百二十億四千七百余万円で、年度中に日本銀行から百十五億千三百余万円、資金運用部から二十四億八千五百万円、その他五千三百余万円を借り入れたが、三百九十六億四百余万円を償還したので、年度末現在額は六百六十四億九千四百余万円となり、年度首に比べると二百五十五億五千二百余万円減少している。

## 第二節 国庫金および国有財産

### 第一 国 庫 金



昭和二十九年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は左のとおり

種 別	二十九年三月末現在	二十八年三月末現在	差 引 増 減
	百万円	百万円	
当 座 預 金	八三、三三二	五八、〇六〇	二五、二七一
一 般 部	七八、〇四一	五三、五一九	二四、五二二
資 金 運 用 部	五、二九〇	四、五四一	七四九
別 口 預 金	七、四六八	八、四一九	△ 九五一
指 定 預 金	一九、四〇〇	六五、八五〇	△ 四六、四五〇
小額紙幣引換準備預金	一四五	一九三	△ 四七
援助資金預金	一一〇、三四六	四八	△ 四八
計		一三三、五七二	△ 二二、二二六

であつて、これを前年同期に比べると、政府預金残高合計においては減少しているが、当座預金は増加し、指定預金は著しく減少している。

政府預金残高の減少は、主として旧軍人等恩給費、安全保障諸費等の支払が少なかったが、食糧管理特別会計の支払が多かつたためであり、当座預金と指定預金の増減は、金融緩和対策等として金融機関に預託したものの引揚により指定預金から当座預金に組み替えられたものが多かつたためである。

なお、年度中の資金繰りのため、食糧証券および外国為替資金証券の発行ならびに一時借入金によつて現金の不足を補てんした額は七千四百十九億円で、前年度の六千六百十二億円に比べると八百七億円増加し、また、国庫余裕金の特別会計への繰替使用額は年間三千四百五億五千四百円で、前年度の三千二百四億九千五百万円に

比べると二百億五千九百万円増加している。

## 第二 国 有 財 産

昭和二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は七千五百九十三億六千八百余万円であつて、前年度末現在額四千六百四十四億五千四百余万円に比べると三千四百二十九億千三百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において三百六十六億千余万円、普通財産において四千五百七十六億六千二百余万円計四千九百四十二億七千三百余万円あり、他方、減少額が行政財産において百三十八億七千余万円、普通財産において千三百七十四億九千余万円計千五百十三億六千余万円あつたためである。

いま、その増減のおもなものを示すと、増において出資等による権利二千九百七十五億三千六百余万円、建物の新築、工作物および機械器具の新設百四十七億三千余万円、建物、工作物および有価証券類の国庫に帰属したもの七十四億六千八百余万円等があり、減において国際電信電話株式会社の株券三百七十五万余株の売却十八億七千六百余万円等がある。

また、昭和二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は一億八千九百余万円であつて、前年度末無償貸付額一億七千五百余万円に比べると千四百万余円の増加を示している。



### 第三節 政府関係機関その他の団体

昭和二十九年十二月において会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行なっているものは、政府関係機関九、銀行および各種金庫一〇、都道府県その他一五〇計一六九である。

#### 第四節 不当事項および是正事項

#### 第一 概要

本院において、昭和二十八年十二月から二十九年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十四万二千余冊、三千二百余万枚である。

会計検査に伴い関係者に対し質問を發したものは九千余件である。  
 このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正させた事項として記載するものを所管別、政府関係機関別あげると

所管または政府関係機関	租 税	未 収 金	予 算 経 理	工 事 物 件	役 務 補 助 金	不 正 行 為	そ の 他	計
裁 判 所	件	件	件	件	件	件	件	件

総 理 府	二	二	二	二	二	二	二	二	四六
法 務 省	一	一	一	一	一	一	一	一	三三
大 蔵 省	(七〇四)								七八〇
文 部 省					三三	二			(七〇四)
厚 生 省			一		五八	二		一	六二
農 林 省			二	二	九〇六	三	(一八)	一	九五一
通 商 産 業 省					一三		一		一七
運 輸 省					九九				九九
郵 政 省			一			一七			一九
勞 働 省		(一一)			三				(一一)
建 設 省				(五一)	一六五				一七六
日本専売公社					二	二			四
日本国有鉄道			一	四		二			一五
日本電信電話公社				三		一			七
農林漁業金融公庫									一
計	七四五	(一一)	八	(五一)	七六	(一一)	一、二七九	三六	(一五)
	(七〇四)								(七〇四)

備考 (ア) 件数は本検査報告の番号の数による。



(4) (一)内の件数は是正させた事項の件数をうち書きしたものである。

であつて、合計二、三三二件その批難金額概計百四十八億円に上つてゐる。このうちには、農林、運輸、建設各省所管の昭和二十八年発生災害に対する補助工事の査定額を減額させたものが、国庫補助金において約百億二千万円含まれてゐる。

国および政府関係機関の会計においてこのように不当な経理の多いことははなはだしく遺憾に堪えないところである。

右二、三三二件について、概括して記述すると次のとおりである。

## 第二 租 税

昭和二十八年年度における租税収入の徴収決定済額は八千八百九十六万余万円、収納済額は七千六百三十七億九千六百余万円であつて、その収納割合九四・五一％は前年度の九三・九八％に比べると好転しているが、なお収納未済額は既往年度分を加えると千百二十二億七千七百余万円（滞納処分執行停止を除いた純滞納額約七百九十五億円）に達してゐて漸次累積の傾向にある。

徴税にあつては、税法の適用に誤りなきを期し円滑に収入を確保する必要があることは言をまたないところであるが、各税務官署における徴税の状況をみると、改善の跡が認められる面があるとはいへなお遺憾な点が少な

くない。

すなわち、課税資料の収集活用が不十分なため課税漏れを生じたり、不注意により法規の適用を誤つて徴収過不足を生じていたり、また、滞納処分において財産に対する差押えの時機を失したり、停止事由に該当しないものに執行停止をしたものが相当見受けられる。

社会経済事情の変遷に即応し、賦課、徴収の両面で誤りなく税務を運営して行くことは相当困難なことと思はれるが、税務官署間および署内相互の連絡を一層緊密にして徴税事務の適確周到な遂行を期すべきである。

## 第三 未 収 金

一般会計の収納未済額は五百四十三億二千五百余万円で、そのうちおもなものは、租税収入四百二十八億九千三百余万円、公共団体工事費分担金七十八億七千七百余万円、病院収入十一億七千四百余万円、特別会計等整理収入五億七千七百余万円、国有財産売払代四億七千七百余万円、弁償及返納金四億千三百余万円、官有財産貸付料三億四千七百余万円、配当金及利息収入一億七千七百余万円、モーターボート競争納付金一億四千四百余万円である。収納未済額の徴収決定済額に対する割合は四・二％に当り、前年度の四・八％に比べると好転したが、その徴収の促進についてはなお一段の努力の要があるものと認められる。

各特別会計の収納未済額は百六十二億二千四百余万円で、そのうちおもなものは、食糧管理の食糧売払代八十



七億八千五百余万円、厚生保険の保険料収入二十六億千六百余万円、アルコール専売事業の事業収入十億四千四百余万円、失業保険の保険料収入九億九千余万円、労働者災害補償保険の保険料収入五億三千五百余万円である。

一般会計および各特別会計を合計するとその収納未済額は七百五億四千九百余万円となり、さらに、徴収決定をしていないものを考慮すれば、事実上の収納未済額はなお多額に上るものと認められ、他方、一般会計および各特別会計の既往年度の収納未済額で昭和二十八年年度においてもなお収納に至らなかったものが八百八十九億二千八百余万円ある。

徴収決定額が適正でなかつた事例の多いのは、租税を除いては、労働者災害補償保険および失業保険における徴収保険料であつて、これは保険料算定の基礎となる賃金について事業主の調査や他の関係機関との連絡が十分でなかつたため徴収不足となつてゐるものである。また、すみやかに徴収処置を執るべきであるのに、基本となるべき事実調査の不十分、収納に關係ある職員間の事務連絡の不十分等のために徴収決定の遅延してゐる事例や、既往年度に過渡しや誤払をしたものについても精算や返納の処置が執られていないものがある。これらの事例については、それぞれ本院の注意により是正されているが、なお一般的に事実調査や部内外の連絡ならびに収納の督促等については一層の留意が望ましい。

なお、公共団体工事費分担金については、昭和二十七年年度決算検査報告においてその徴収遅延が各地方公共団体間の負担の均衡を欠き、ひいて未納についての責任感を薄くさせるものとしてすみやかな是正の必要を指摘したのであるが、その収納未済額は前記のように更に増加してあり、二十七年年度分以前についても二十九年九月末現在建設、運輸、農林各省分合計八十八億四千百余万円の多額に上つてゐる。

#### 第四 予算経理

予算の経理といへば予算の効率的使用の面と経理びん乱の面とが考えられるが、前者については本節第五(工事)、第六(物件)等において触れるとおりである。本項では主として経理のびん乱について記述する。

架空の名義で支出官から小切手の振出しを受けたり、また、資金前渡官吏から現金の交付を受けてこれを予算目的外の費途に充てる違法経理については、毎年検査報告にこれを掲記するとともに關係庁に対してもその根絶方を強く要望してきたのであるが、後述のとおりなおその跡を絶っていない。

本検査報告に掲記したこの種違法経理は、北海道開発庁、宮崎地方検察庁、国立旭川病院、農林省有明千拓建設事業所、同西国東千拓建設事業所、日本国有鉄道関東地方資材部で発見されたもので、その経理の主要は、報償費、庁費、会議費、交際費、食糧費、建設事業費等の正当支出額に付掛けて支出し、または経費使用の事実が全然ないのにその事実があつたように關係書類を作成して右の費目から支払に立てる方法により資金をねん出し、その全額を別途に経理して会議費、交際費、職員旅費、工事費、材料購入費、庁費等に使用したものである。



このような違法な経理で支払われた用途のうちには必要経費の不足等でもし制規の手續が執られた場合は認容することができるものもあるが、その多くは業務運営者の派手な交際や必要以上の会食に基因するものであり、また、工事関係では業務運営者が工事さえ施行すれば足りるものとして経理についての手續制限等に関する諸規定を軽視したことなどによるもので、このような不実経理は不正行為の事故発生とも連なるおそれがあるので、関係庁において責任の追及を厳にして経理監督に十分留意し、この種事態の発生防止には万全を期すべきである。

## 第五 工 事

工事費関係予算の施行において留意を要する諸点は、計画の立案が効率的なこと、その実施時期が年間平準することのほか他の関連工事との進行が行しないこと、請負契約価額の見積が適確なこと、工事の検収に遺漏のないことなどである。

本年度検査の結果によるものは別項各所管別に述べているとおりであつて、工事計画の立案にあたり関係予算を細分しないで重点的に集中使用して工事効果を早期に確保することについては、なお一層の留意を要するところと認められるが、その他設計施行面においても、土工関係で地形、地質、こう配等の調査不十分で単純な見込で工事を施行したものの、施設関係で所要蒸気量をこえるポイラー施設をしたものがある。

工事の実施期については、全体計画の一連工事の一部を、実施部局間または指令部局との連絡不十分なため工期の調整がされないまま施行して、結局手もどりとなつたものがあり、また、指令の遅延や資材調達の不備のため工期が遅れて不経済となつていものがある。

工事の請負施行の場合においては一般競争入札が原則であるが、これが形式に流れているきらいのあるものがあるほか、契約価額の基準となるべき予定価格の見積が適確でなく、すなわち工所要の労力、電力、火薬類等の見込が過大であつたなどのため、結局、工事が相当高価となつている事例も相当数見受けられる。

工事の検収については、契約一般を通じて同様なことがいえるが、これらの関係職員の見込はなお一層強調されなければならない。契約価額において節減することができたようにみえても、検収不良の際はかえつて高価に当るばかりでなく工事の出来上りが不完全な場合は契約の目的を達していない場合が相当ある。

工事の出来高不足の事例は、土工関係工事に多くみられるが、契約担当者、検収者、代金支払者は、それぞれの責任の下に緊密な協力により工事の完全施行を確保することはもちろんであるが、工事に粗漏があつたり、または出来高に不足があつたときはすみやかにそれが手直し、代金値引等の善後処置に遺漏なきを期すべきである。本院においては検収事務の適確な執行を確保するよう各省等に対して昭和二十九年七月改善処置を要求して

する。



## 第六 物件

物件の調達、管理および処分については、経費の効率的使用、物件の活用、財政収入の確保の観点においてその取扱に万全の注意を要するところである。

本年度検査の結果によると、調達物件の質および量の決定、予定価格の積算、購入物件の検収のほか、物件の管理および処分について遺憾な事例が見受けられる。

すなわち、質および量の決定については、必要以上の高度または特殊の規格によって発注したり、現場の状況等に適合しない不適格品を購入したり、または所要見込量および在庫量の検討が十分でないまま購入して過大調達となったりして、退蔵または遊休化等の不経済な結果をきたしている事例がある。

また、契約価額の基準となるべき予定価格を作成するにあたって、調査不十分のため各要素についての見積が適確を欠いていると認められる事例が相当多数あったが、そのうちには、ひいては契約価額が適正価額をこえたと認められるものもある。

検収は、相手方の債務の履行を確認するものであって、この段階における努力および検収方法に欠けるところがあるときは思わざる不利を被るものであるから、各方面とも適確な検収が励行されることが望ましく、本院において二十九年七月是正改善の処置を要求しているところである。

特に外国食糧の購入については、品質と価格との関係は重要なポイントであるからその価格に相応する良品を入手する方法については適確な調査検討が肝要と思料される。

物件の管理については、常に保管状況、数量の異動等のは握ならびに物件の活用に意を払い、特に企業会計面では資材の回転率は関心の対象とならなければならないところであるが、それはしばらくおき、転用または再利用可能な物件を低価で売り渡したり、貸付中の物件で借受人等に無断で売却されたり、その他盗難の被害を受けるなどの事例は依然たるものであるが、これが防止については、関係者の一層の努力と事故発生の場合の責任の追及の処置が必要である。

物件の売渡にあたり、売渡価額の算定について、基準とすべき物件が適当でなかったり、残存価格の算定が低きに失したり、ひいては処分価額が低価と認められるものが見受けられるが、物件の売渡についても経費予算使用と同様の経済性に留意を要するものと認められる。

## 第七 役務

役務関係の調達については、計画の立案、契約料金の算定等の点において基本的調査または関係職員間の連絡が不十分なため不経済な結果となっている事例がある。

すなわち、契約の締結またはその契約の更新において遺憾な事例としては、現地調査不十分なため既に借地し



ているものを重ねて借地契約の対象としたもの、また、物納建物を売り渡しながら当該建物の敷地の借料を依然として国が負担していたもの、借上機械を使用しなくなったのに解約の手續が遅れたためむだな借料を支払ったものなどがある。

つぎに、契約料金の見積算定において遺憾な事例としては、土地または建物の借料等の算定にあたり現場状況の調査および研究不十分なため所定の基準をこえた額としたものなど、荷役料については、荷役の実情からみるとその場合は削減することができる料金が一般の場合に準じてそのまま合算されていたり、荷役の物件が低料金でよいものを高料金のものとしたり、夜間、荒天割増料金の付加される取扱数量の計量が適当でないものがあつたりした事例がある。

以上の諸点は、いずれも当務者の一層の周到な注意が望まれるところである。

## 第八 補助金

補助金の経理が適正を欠いたと認められるものが、本院会計実地検査の結果判明したものだけでも別項各省所管の箇所ですべるとあり総額十一億六千八百余万円となつており、このほか、農林、運輸、建設各省の昭和二十八年発生災害復旧につき工事完成前早期に調査した結果、補助対象基本額となる工事費の是正されたものが百十億三千五百余万円に上つている状況で、このように補助金の経理が粗雑に取り扱われているのははなはだ遺憾である。

いま、各省を通じて補助金経理上の欠陥を述べれば次のとおりである。

すなわち、まず第一に、補助金を受ける例についてみると、公共事業費関係においては各地方公共団体、組合等がいずれもできるだけ補助金によつて事業または工事を実施しようとするあまり、たとえば河川、農業施設等の災害復旧工事の場合のように災害を被つた事実のないものについても補助金を申請して改良工事と認められるようなものを実施したり、また、工事費についても、実際必要な工事費を上回る工事費で見積つた金額で補助金を申請してこれによつて工事实施に伴い当然負担しなければならぬ自己負担金を免れたりしているものが随所に見受けられるが、その他補助金の交付を受けた後においても、そのような工事費ではとうてい補助指令のあつた設計に示された工事を実施することができないような少額な請負金額で工事を請負に付し、工事が設計どおりには実施されていないのに当初申請したとりの工事費で工事を実施したようにつくつた書面を提出したり、また、補助事業以外の経費を補助事業の経費のうちを含めて精算報告をするなど悪質な不実経理の例も相当見受けられるところである。これらの経理の違法性については、補助を受ける側の財政困難等を事由にしてか、多くは意に介せず敢行する風潮は現下すみやかにこれをきよう正する要があり、相当果敢な施策をすべきものと思料されるところである。

また、公共事業費以外の補助金については、その種類が多岐にわたり、市町村等において、これら雑多な補助



金を事実即して適確に申請し、また、配分することはきわめて困難な手数を要するところであるが、申請の内容とは相違して補助金を配分しないで他目的に流用するなどの事例が多く、なかには配分額がきわめて零細となり死金となっているものも見受けられるところであり、補助金を受ける側の反省とともに補助金の種別、金額、交付方法にも再検討を要するところである。

つぎに、補助金経理上の欠陥について、これを補助金を所管する官庁の側からみると、補助金の経済性、能率性を確保するためには補助事業の実体すなわちその必要度、計画実施の適否、財政能力等を適確には握しなればならないところである。しかし、主管庁において直接親しくこれらの調査をすることができないものは別として、その他のものについては所部の地方機関のほか府県知事の機関の責任ある調査にまたなければならぬが、現実には、これらの基礎事実の調査、事業の査定、補助金の交付、対象事業の成否、実際事業費の認定等の各段階について前記のような補助申請をする側の不実経理が素通りするきらいがあるのは遺憾である。

これらの点については、支出負担行為制度の運用に特段の刷新が望ましく、これについては、さきに本院から改善意見を提出しており、その内容については、昭和二十七年決算検査報告(二七八ページ参照)にも掲記したとおりである。

補助事業においては、全額国庫負担の場合とはかく、その他の事業については、申請者はそれぞれ法定または補助指令に定められた自己負担分を必要とするところであるが、現下、地方公共団体ことに町村においては多

岐多端な事業を実施しており、それらについての自己負担金は相当多額なものとなり、したがって、補助金所管庁においても、これらの補助事業実施についての財源処置についても配意すべきであつて、単に補助事業の必要性だけに着眼してこれが完全に実施されるに必要な財源等についての見とおしのないままに指令を発したり、または組合等で工事の遂行についての技術力もしくはこれが検認力等をもたないものについてもなんらの指導を加えないままである場合は、工事は不完全実施の結果となり、補助金について非能率的な、かつ、不経済な使用に終ることがあるのは注意を要するところである。

補助事業においては、その工事の出来上りや事業の運営状況ならびにこれについての工事費または事業費の精算状況の点検は特に留意すべきものであるが、これがうとんぜられていゝもの多いは遺憾である。補助対象となつた工事または事業の確実に実施されることを検認して、補助金経理のしきりをつける職責は、当初の事業の査定、補助金の指令と相並んだ重要性をもつて取り扱われることが補助行政における現下の弊風をきよう正する重要なポイントと認められる。

なお、前述したように、補助工事においては改良工事と認められるようなものを災害復旧に便乗して申請するものがあるのは、補助申請者側において補助率の開きに着眼することによるものであることはもちろんであるが、他方、補助金所管庁側においても、災害復旧補助金予算総額がこのような工事をこなすことができる余裕のある反面に改良工事補助金が窮屈なことを証左するものであると思料され、また、地方においては、改良工事費



の工面のつかないままにむしろ災害待ちをするというような事情も察せられるので、この際改良工事等に対する予算の振合いも検討する必要があると認められる。

### 第九 不正行為

会計事務に係る職員の不正行為により国または政府関係機関に損害を与えたもので、本検査報告に掲記したものは三六件その被害金額は七千四百八十六万余円に上り、昭和二十九年九月末現在補てんされた額は千三百五十四万余円である。

不正行為の多いのは郵政省の二千五百七十七万余円、日本専売公社の千七百九十一万余円、文部省の六百九十三万余円、裁判所の五百五万余円である。

いま、不正行為の方法をみると、

- (ア) 支払関係職員がその地位を利用して、上司の監督不行届に乗じて支払関係書類を偽造しもしくは正当な支払金額に付掛けして領得したもまたは正当債権者に隔地送金で送付した国庫送金通知書が返れいされたものを窃取しこれを現金化して領得したもの、
- (イ) 収入関係の職にある者が偽造の領収関係書類によつて領収した収入金を領得したもの、
- (ウ) 貯金、保険の当務者が預入金、保険料を正規に受領しながら収入関係資料には全然記載しなくてもしくは取

立不能と記載して受入れの処理をしなかったり、実際受領額よりも少額に受入れの処理をしたり、または貯金預入者から貯金の払もどしの委託を受けて窓口当務者から払もどし金を受領しながらこれを預入者に交付しなかったりして領得したもの、

- (エ) 管理者たる地位を利用して物品を領得したもの、
  - (オ) 領置金、領置物換価代金の保管者が正規の取扱をしないうで領得したもの、
- などがそのおもなものである。

このような不正行為の原因としては、不正行為者本人の良心の問題でもあるが、

- (ア) 監督の任に当る者が部下を過信して一切の事務を任せまたは適切な監督を怠っていること、
- (イ) 支払関係の事務と出納関係の事務を分離して内部けん制をしなければならぬのに、このようなけん制組織が全然採用されていないかまたは適確に運用されていないためその効果を十分に発揮することができないこと、

- (ウ) 直接関係上司の綱紀のち緩したること、
- などによるものである。

ことに、不正行為に係る事案の大部分が一年から三年有余の長期間にわたつて行われながらその発見が遅れているのは、随時の点検、監査にもぬかりがあつたことによると認められる。











第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管および会計名	決算額		同上的らち未確認額	
	歳入	歳出	歳入	歳出
米国対日援助物資等 処理	一、三七二、九五〇、六七三	一、三五〇、一〇〇、二七六、〇〇〇		
輸 出 保 険	三、〇九八、四八八、八五六、〇〇〇	八、七三六、三三四、〇〇〇		五、三九五、四三三
中小企業信用保険	二、六六三、九〇七、六〇一、〇〇〇	八、九二七、〇一〇、〇〇〇		三、四〇〇、二八七
緊要物資輸入基金	一、四六八、八三三、九〇九、二二五	一、二八七、三〇八、〇〇〇		
特別鉅害復旧	六、四八七、七三三、二四一、〇〇〇	五、九五〇、五〇一、四一〇、〇〇〇		四、三三三、八七六
運 輸 省				
木 船 再 保 険	三、四四九、六四六、〇〇〇	二、九八〇、〇一五、五〇〇		
郵 政 省				
郵 政 事 業	一、〇一四、四四一、八七、〇三五、八八五	一、〇〇〇、八〇〇、六三八、八〇八		
郵便貯金	二、三六八、九四二、六五〇、五五一	二、三六八、九四二、六五〇、五五一		
簡易生命保険及郵便 年金	七、一四三、三三五、二八二、四九九	二、五二五、七三九、九三二、六七		
保 險 勘 定	一、〇六六、六〇九、七二一、六四	三、八四、三四四、三〇四、二五		
年 金 勘 定				
勞 働 省				
労働者災害補償保険	一、九六四、五、一七八、一五三	一、五九九、五三八、一六六、〇〇〇		
失業保険	三、三三〇、四三四、五六二、二五	二、七二二、四三八、四二六、〇〇〇		
建 設 省				
特定道路整備事業	三、二九六、三七七、五九八、〇〇〇	三、二六二、四二二、八三〇、〇〇〇		
計	一、四八一、五〇六、六三三、〇五二、四六六	一、三三三、五三三、七四八、一四七、七五	四、八五八、八六二、七四〇	二、三三三、〇九七

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所 管 省	会 計 名	事 由	歳入出	金 額
農 林 省	食糧管理 国有林野事業	証明済調査中	入	四、六三五、一七五、六四〇
		回答済調査中	入	二、三三〇、六八七、一〇〇
農 林 省	アルコール専売事業	質問に対する回答未済	出	五、六五六、六八八
		回答済調査中	出	四、八七〇、四三〇
通商産業省	輸 出 保 険	質問に対する回答未済	出	五、三九五、四二四
		質問に対する回答未済	出	二、〇二五、〇〇〇
通商産業省	中小企業信用保険	前金払の精算未了	出	一、三七五、二八七
		回答済調査中	出	四〇、六四八、三九三
通商産業省	特別鉅害復旧	回答済調査中	出	二、六七〇、三三五
		回答済調査中	出	一、三八八、八一八、四三〇
郵 政 省	労働者災害補償保険	証明済調査中	出	一、二二七、〇〇〇
		証明済調査中	出	

であり、その款項の金額は付表第二のとおりである。

第三 昭和二十七年以前未確認額の検査確認

昭和二十七年以前未確認額の検査確認は、昭和二十七年以前未確認額の検査確認で、なお検査確認するに至らないものは、付表第三および第四のとおり合計五六六、六七一、一五七円であるが、その他のものはこれを検査確認した。



第二節 決算額と日本銀行証明額との対照

第一 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符号がある。

歳入 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
一、二一九、〇一九、八二九、八四二・九五	一、二一九、〇一七、〇五一、四二六・〇七	二、七七八、四一六・八八
右は		八、三四八、五九六・二六
		一〇、〇〇〇
		二四、二二〇・〇〇

右は

出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの

二十八年度歳入を二十九年度歳入として誤納したもの

二十八年度歳入を二十九年度国税収納金整理資金として誤納したもの

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し八、三七二、八二六円二六減となつてゐるが、他方、

二十九年度歳入を二十八年度歳入として誤納したもの

二十九年度歳入に払い込むべき二十六年度払込未済額を二十八年度歳入として誤払込んだもの

旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を二十八年度歳入として払い込んだもの

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し五、五九四、四〇九円三八増となつてゐる結果、差引前記のとおり二、七七八、四一六円八八の差減を生じたものである。

六九、〇一四・八八
一、一三三、六八四・三二
四、三九二、七一〇・一八

第二 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、左の不符号がある。

所管および会計名	歳入 決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
厚生省	六四四九七〇八七七九四一	六四五〇三〇四三二五四一	五五五、五三六〇〇	二十七年歳入を二十八年度歳入として誤納したもの
国立病院				二十八年度歳入を二十九年度歳入として誤納したもの
農林省				二十七年歳入を二十八年度歳入として誤納したもの
漁船再保険	一一九六七七七五二四	一一三〇七四一五七七二四	一、〇六一、七六三〇〇	二十八年度歳入を二十九年度歳入として誤納したもの
開拓者資金融通	二、〇九九、〇三〇、三六	二、〇九九、九二六、七二六	二、三三七〇〇	二十八年度歳入を二十九年度歳入として誤納したもの
国有林野事業	四四九四一、五五七、九四〇〇三	四四九二八、四二七、五四六〇三	一三、一三〇、三九四〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合してゐない。



第三節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和二十八、二十九兩年度における予備費使用決定額で、二十九年十二月二十一日まではまだ国会の承諾を受ける手続を執っていないものは左のとおりである。

一、二十八年度分

1 一般会計

(一) 予備費

所管	使用決定額
総務府	二九、五三四
法務省	一〇八、〇六四
大蔵省	一七八、二〇四
文部省	一六、三六二
厚生省	一、七〇一、一七〇
裁判所	使用決定額
裁判所	一四、一〇八
総務府	七三、六〇九
法務省	三一、二五四
農林省	使用決定額
運輸省	二六、八五四
建設省	五一、四四〇
労働省	二五、〇〇〇
建設省	二、九三七
運輸省	二、一三九、五六五
通商産業省	使用決定額
運輸省	九、八四六
郵政省	二九一、一二二
建設省	一、〇三六

(二) 災害対策予備費

大蔵省	二九、三九一
文部省	一一〇、七六四
厚生省	一七三、〇三八
農林省	一、〇七六、九九六

2 特別会計

所管	使用決定額
大蔵省	六〇〇、〇〇〇
厚生省	一七、六五九
健康保険	六〇〇、〇〇〇
年金	六一五、八五三
業務	六二、一二六
船員保険	一四一、九五八
国立病院	二九、一〇〇
農業共済再保険	六七、一三二
農業勸定	一三、二八八
森林火災保険	一八、六三九
漁船再保険	四、五六二
特殊保険	一一一、〇五五
給与保険	一一一、〇五五
国有林野事業	一一一、〇五五

労働省	八、四六五
建設省	一、一二七、八九八
建設省	二、九五七、五二七

所管	使用決定額
郵政省	三六、九〇八
簡易生命保険及郵便年金	三〇〇、〇〇〇
労働者災害補償保険	一、一八六、五八九
失業保険	三四七、一六五
特定道路整備事業	九八一
建設省	三、五六三、〇一五

二、二十九年度分

1 一般会計

第二章 国の会計 第三節 予算費の支出に対する国会の承諾



所管	使用決定額 千円
皇 室 費	七、二八〇
裁 判 所	六七、六五四
法 務 省	一一、六八七
外 務 省	九、九〇二
大 蔵 省	一九、〇〇〇
文 部 省	五六、九〇〇
計	一二一、八七〇

所管	使用決定額 千円
厚 生 省	一六〇、八八四
農 林 省	二、一四四、七四五
運 輸 省	一一四、八一六
郵 政 省	二七、八二三
勞 働 省	四〇、八七九
建 設 省	一、四八八、四三五
計	四、三八一、八七五

2 特別会計

所管	使用決定額 千円
農 林 省	一一八、〇七二
漁 船 再 保 險	五、〇〇〇
特 殊 保 險 勘 定	八三九、九四四
給 与 保 險 勘 定	九六三、〇一六
計	

第四節 各所管別の不当事項および是正事項

第一 裁判所

(一) 一般会計

不正事項  
不正行為

(一) 職員的不正行為により国に損害を与えたもの

東京地方裁判所八王子支部および八王子簡易裁判所で、昭和二十五年四月から二十八年十月までの間に、歳入歳出外現金出納官吏裁判所事務官島田某により民事予納金、保釈保証金等をほしいきまに領得されたものが五、〇五九、〇〇〇円(うち二十九年九月末現在補てんされた額九二五、〇〇〇円)ある。右は、同人が歳入歳出外現金出納官吏として職務上受け入れた民事予納金等の受入手続をしながら、その一部を銀行へ預入しないで領得したものである。

第二 総 理 府

(調 達 庁)

(一) 一般会計

調達庁における昭和二十八年年度収納済歳入額は四億五千二百余万円、支出済歳出額は百五十一億余万円であつ



て、検査は不動産等の提供、返還等および各種補償の経理に重点を置いて、検査を要する部局等三九箇所のうち一七箇所の実地検査を行い、現場を確認した分の経費は約五十億二千二百万円である。

その結果、別項に記載したとおり、借料、補償金の算定が適当でない認められるもの（三一七）、不動産の購入にあたり駐留軍との連絡等が適切でなかったもの（二）がある。

前記支出済額のうちには、提供の取決めがないまま駐留軍が使用している施設および区域に対し支払った借料三億八千三百余万円（二十七年七月二十八日以後五億五千三百余万円）が含まれているが、施設および区域の提供は行政協定により日米合同委員会の決定によって行うものであり、同委員会において決定されていないまま使用している施設等の借料については大蔵省を通じ米国に対し求償方折衝中である。

なお、本年度において終戦処理事業費で支弁したものは調達物件の補償等一億二千二百余万円で、これをもって終戦処理費の支出は完結したが、二十年度において終戦に伴い日本銀行仮勘定立替金で調達業務を開始してから総額五千百五十五億二千七百余万円（うち特別調達資金繰入七十五億円を含む。）となっており、このほか終戦に伴う経費で二十一年度から二十六年までの間に賠償施設処理費等百二十九億六千五百余万円を支出している。

他方、この調達業務等に伴って歳入として二百四十九億五百余万円を収納しているが、このうちには連合国側において負担すべきものまたは円資金勘定に繰り入れた使用残額として連合国側から償還を受けた百九十二億二千五百余万円があるが、これは連合国側で計算したもので、その内容は国内に内訳計算を明らかにする関係資料

がないから判明しない。

### 不 当 事 項

#### 物 件

#### （二）建物の購入にあたり処置当を得ないもの

（組織）調達庁（項）安全保障諸費

仙台調達局で、調達庁の指示に基き、昭和二十九年三月日本通運株式会社から駐留軍が現在使用中の兵員クラブの代替施設として提供するため仙台市茂市ヶ坂所在土地五五五・八六坪（うち一六三・一五坪は区画整理による換地受分）および木造かわらぶき建物延三二一・四二坪等を一八、四〇〇、〇〇〇円で購入しているが、右施設としての適否についての検討、連絡等が不十分であったため、結局、軍においては兵員クラブとしては適当でないとして使用していない。

右は、軍において兵員クラブとして使用中の仙台市所在安田火災海上保険株式会社所有の土地二五一・六八坪および建物延二九三・六五坪（二十八年度固定資産評価額土地二、四一六、八〇〇円、建物一八、二五二、三〇〇円）を返還する方針のもとに、その代替施設として購入する計画を立て、二十八年十月外務省から軍に本件建物を代替施設として使用することについて意向をただしたところ、十二月日本側の負担において現在使用中



の施設と同等のものに改修することを条件として応諾の回答があり、調達庁においては軍と協議が成立したものととして同局に指示して購入させたものである。

しかし、本件建物を現在提供している施設と同等のものに改装するためには約二千六十万円の改修費を要するばかりでなく、使用中の施設に比べて建物周囲は空地がなく、自動車の進入、駐車等にも不便な事情もあつて、周囲の土地を買収しなければならないが、このような環境を整備することは困難なこと、また、この困難を解決するには不均衡に多額の出費を要することは当初から判明していたものであり、ことには、軍の施設を都心から周辺に移そうとする趣旨にも即応しない事態であつたのであるから、これらの事情を十分に考慮し、軍側との交渉も慎重に行わなければならないのに、これらの点についての処置に欠けるところのあつたのは遺憾である。

軍は、現在使用中の施設と同等の設備がなく代替施設としては不適當であるとして二十九年九月に至るも使用を開始せず、その後軍と使用に関する交渉も進ちよくしていない。したがつて、現在提供中の安田火災海上保険株式会社所有の土地建物については返還も行われず、同会社に対し月額一九一、九〇三円の借料を支払つてゐる。

### その 他 (三)(四)

### (三) 返還財産の損失補償額の算定当を得ないもの

(組織)調達庁 (項)防衛支出金

東京調達局で、昭和二十一年六月から二十七年十二月までの間に駐留軍に提供していた平和不動産株式会社所有の東京都中央区所在建物の損失補償金として、二十九年四月、同会社に七一、四〇七、六三七円を支出したものがあつたが、使用可能な昇降機を撤去発生材として利得額を計算したため約五百十万円多額に補償金を支払つたものと認められる。

右は、二十七年十二月前記建物の使用を廃止して所有者に返還するにあたり、損失額（使用により建物の所有者の被つた損失額）を七八、二一六、〇一三円とし、利得額（国において施設したもので所有者に返還するに際し譲渡する分）を六、八〇八、三七六円として差引七一、四〇七、六三七円を補償したもので、右利得額のうち二、三三二、二九〇円は、国の負担により建物に取り付けた三菱電機株式会社昭和二十一年製昇降機三基の譲渡価額であるが、返還にあたり会社側から撤去して新しく買入れたい旨の希望もあり、その価額は、三基とも使用に耐えない程度のもつたものとみてこれを撤去することとし、返還時の本品評価額九、〇八六、三三七円（一基当り三、〇二八、七七九円）を七割引したうを撤去費を差し引き、その発生材としての価格を算定したものである。

しかし、同会社は返還後本件三基を一、六四九、二〇〇円で補修し、引続き運転使用してゐるものであり、こ



の事實は二十九年三月本件補償契約締結当時調査すれば明らかであったことであるのに、これを前記のように使用に耐えないものとして撤去することとして評価したのは適当な処置とは認められない。

いま、仮に返還時の現状で引き渡したのとして返還時の本品評価額九、〇八六、三三七円から前記補修費一、六四九、二〇〇円を差し引いて利得金を計算すれば、約五百十萬円の開差が生ずるものである。

(四) 補償すべき林野雑産物を過大に見積ったもの

(組織)調達庁 (項)平和回復善後処理費

横浜調達局で、昭和二十八年九月、山梨県天野某ほか二六二名に林野雑産物の補償として三、六八八、六六三円を支払っているが、飼料用およびたい肥用牧草の計算が過大に失したため約百万円が過大に支払われている。

右は、従前から飼料用およびたい肥用牧草等を収穫していた者が、北富士演習場に立入を制限されたため、これらの収穫物が減少したので、これに対し二十六年四月から平和条約の効力発生日までの補償金として支払ったものであるが、そのうち二、八九一、八五一円は飼料用およびたい肥用牧草に対する補償金で、

(ア) 飼料用牧草は、馬一頭当り年間給飼量は五、〇〇〇貫、一七八頭分の所要量八九〇、〇〇〇貫を平年の収穫高とし、前記期間中に連合国軍の許可を得て立ち入り五七三、九三〇貫を収穫しているからこの差三二六、〇七〇貫を収穫することができなかつたものとしてこれを乾草に換算した七九、〇一七・五貫に対し一、〇六六、七三六円を、

(イ) また、たい肥用牧草は、反当り所要量四〇〇貫(青草として約三〇八貫)で耕作面積三三八町九反五畝に対し一、〇四二、九二三貫を要するとし、この全量を同演習場から採取する立前のもとに前記期間中においては全く収穫しなかつたものとして一、八二五、一一五円を

補償したものである。

しかし、飼料用牧草は、農林省種畜牧場調査の馬糧年間所要標準によると、農家が冬期間の粗飼料としている稲わら等を全然給飼することなく全く乾草によつたものとしても一頭当り給飼量は二、九二〇貫であり、一般の給飼量もまたこの程度で足りるものであるのに、本件給飼量を五、〇〇〇貫としたのは著しく過大に失するものと認められる。

いま、馬一頭について年間給飼量を二、九二〇貫として被害者別に頭数および実際収穫量によつて計算すると、九三頭分八九名だけに対して乾草に換算し二二、〇五七・五貫二九七、七七七円を補償すれば足りたものである。

また、たい肥用牧草は、収穫皆無であるとしているが、実際の収穫量をみると、馬を飼育しない農業経営者八九名が八九、九七〇貫を収穫しており、馬を飼育している農業経営者のうち馬一頭当り年間給飼量を二、九二〇貫として計算すれば、その必要量を上回るもの八五頭八五名分五五、三四〇貫があり、これらはいずれもたい肥用に充当することができたものと認められるので、この分と前記八九、九七〇貫との計一四五、三二〇貫二



五四、二九三円はたい肥用として補償の要がなく、したがって八九七、六一三貫一、五七〇、八三三円を補償すれば足りたものである。

是正させた事項

役 務

(五) 土地、建物の借料が過大に支払われたもの

(組織)調達庁 (項)防衛支出金

東京調達局で、駐留軍に提供するため立川飛行機株式会社ほか二会社から借り上げた建物および土地の借料として、昭和二十六年十月から二十九年八月までの間に支払った六四一、二二九、八五四円について本院で検査したところ、戦災を受けた建物を借り上げて国費で補修したものを戦災を受けていない建物と同様に評価して借料を算定したり、建物の火災保険料の料率を誤って高額な借料を算定したり、または同一の土地に重複して借料を支払っていたものが左のとおり計五、五〇八、六八九円あったので注意したところ、二十九年十二月までに返納の処理を了した。

右のような事態を生じたのは、土地、建物の実態のは握に欠けるところがある結果と認められるから調査の徹底を期する必要がある。

提 供 者	種 別	坪 数	期 間	同上期間に対する借料支払額 (うち二六、二七二) (九年度分)	返 納 額	摘 要
(五) 立川飛行機株式会社	建 物	四、三三五	二七、七から	一六八、三五〇・九三	四四七、三五三	戦災建物の評価額が過大なもの
(六) 明治生命保険相互会社	建 物	一、四六四・六四	二七、七から	四六九、三六一・四三	七〇、五九九	保険料を高額に算定したもの
(七) 中央工業株式会社	土 地	五、二七九	二六、六から	三三〇、九六八	二九〇、八三八	同一の土地に重複して借料を支払ったもの
計				六四一、二二九、八五四	五五〇、八六九	

(北海道開発庁)

(一 般 会 計)

北海道開発庁においては、総理府所管一七七、〇二七、一〇六円、また、北海道開発局においては総理府所管三、二四四、〇二〇、六六四円(うち保安庁施設費二、二三二、七三三、五九五円)、農林省所管三、〇二二、八五三、五七二円、運輸省所管一、三七〇、一九三、四四二円、建設省所管七、六九四、九三五、〇二六円および文部、労働両省所管一、五六三、六二〇円計一五、五一〇、五九三、四〇九円を支出したが、北海道開発局およびその管下各開発建設部が施行する農林、運輸、建設各省の直轄工事については、工事費一件百万円以上のもの一、五七五箇所その



工事費九、〇一五、九〇七、二六五円のうち一、〇五七箇所工事費七、〇三六、四〇一、七八一円の実地を調査した。

検査の結果、直轄工事の施行について、前年度検査報告で指摘した出来高不足等の不当事項は著しく減少したが、北海道庁に代行させた開墾建設工事については工事の出来形が不良なものが多く、その指導監督には一段と考慮を払う必要がある。

また、庁費および工事費の経理については、正規の経理をすることなく架空の名義により支払に立てて資金をねん出し、これをほしほしに接待費、食糧費等に充てたものがあるほか、関係職員が賃金等に付掛けして横領した不正行為も発生している。これらは北海道開発庁において予算以上の会議費等を使用するため北海道開発局に費用をねん出させたり、経理の責任者が自ら職務を執行することなく部下に一任したことなどによるものと認められる。

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

#### (八) 庁費を架空に支出して予算外に経理したもの

(組織)北海道開発庁 (項)北海道開発庁 ほか三科目

北海道開発庁ほか一箇所、庁費を架空に経理して予算外の経費に使用したものが次のとおり二件ある。

- (八) 北海道開発庁で、昭和二十八年六月から二十九年四月までの間に、乗用自動車借上料九六二、七五〇円に付掛けして一六六、二五〇円、架空の交際費等の名義により一六七、一六〇円計三三三、四一〇円を支出官内閣総理大臣官房会計課長に請求して支出させ、これを別途に経理して、うち一八九、二四四円を会議費(六八、九九〇円)、交際費(六五、八〇〇円)、夜食代等(五四、四五四円)に充て、残額一四四、一六六円を手元に保管していたものがある。

なお、右残額は二十九年六月歳入に納付された。また、同月庶務課長に対しては、戒告同課会計係長に対しては三箇月間俸給十分の一減給の処分が行われた。

- (九) 北海道開発局(東京連絡事務所)で、昭和二十七年十月から二十九年六月までの間に、架空の印刷費、会議費等の名義により七六三、二三八円を前渡資金から支払に立てて資金をねん出し、これに石狩川治水事務所の印刷費として同所から送付させた八〇、六〇〇円を合わせて計八四三、八三八円を別途に経理し、これをほしほしに北海道開発庁の会議費(一四二、八二〇円)、交際費(一一七、七六〇円)、夜食代等(一〇五、九二〇円)および東京連絡事務所の慰労会費等(四七七、三三八円)に充てたものがある。

なお、右のうち東京連絡事務所所員の慰労会の費用に充てた二七四、八五三円は二十九年八月歳入に納付された。また、資金前渡官吏に対しては九月、三箇月間俸給十分の一減給の処分が行われた。



工 事 (一〇)―(一四)

(一〇) 工事の施行が粗漏て手直しを要するもの

(建設省) (組織) 建設本省 (項) 河川等災害復旧事業費

北海道開発局札幌、釧路両開発建設部で施行した護岸災害復旧工事において、鉄線じゃかごの詰石等の施行が粗漏であるのに現場監督ならびに検収不十分のため、設計どおり完成したものととして経理し工事費の全額を請負人に支払い、手直しを要するものが左のとおり二件七九七、五三二円ある。

開発建設部

工

事

請 負 人

着工年月  
完成年月

工 事

費

手直し所要額

(一〇) 札 幌

雨龍郡北龍村揚水場地先  
護岸災害復旧

株式会社地崎組

二八、一三  
二九、一三

七、三七七、七一四  
三、七九九、五三二

三、七九九、五三二

護岸延長二二〇メートルの復旧にあたり、鉄線じゃかごの詰石は径一五センチメートル以上のもの五三七立米を施行したこととしているが、実際はうち一六一立米はじゃかごから容易に脱落する小径の不適格材を使用していたものである。

(一一) 釧 路

川上郡標茶町ルラン二  
十三線左岸ほか二件護岸  
災害復旧

白崎建設株式会社

二八、一七  
二九、一七

九、一七二、九三四

四一八、〇〇〇

護岸延長三五五メートルの復旧にあたり、鉄線じゃかごの詰石は径一五センチメートル以上のもの一、一六九立米を施行したこととしているが、実際はうち一五二立米は小径の不適格材を使用したためその全量が脱落しており、また、右じゃかごの敷砂利も一四〇立米のうち七〇立米が出来高不足となっている。

一六、五四九、六四八  
七九七、五三二

(一二) 北海道開墾建設委託工事の施行が不良なもの

(一四)

(農林省) (組織) 農林本省 (項) 北海道開拓事業費

北海道開発局で、北海道庁に委託した開墾建設事業のうち工事の施行が粗漏なものまたは工事の出来高が不足しているものがあるのに調査不十分のため設計どおり完成したものとして委託工事費について精算をしているものが左のとおり三件一、六八八、六〇三円ある。

工 事

請 負 人

着工年月  
完成年月

工 事

費

出来高不足額または  
手直し所要額

円

(一三) 虻田郡京極村脇方地区農道新設

京極村開拓農業協同  
組合

二八、一九  
二九、一九

五、三一〇、〇〇〇

五三九、一八二

農道延長五、八三三メートルは、切盛土三五、三三三立米、暗きよの鉄筋コンクリート管およびヒューム管三八九本を施行したところとしているが、実際は切盛土三〇、八六八立米、暗きよ管三六九本を施行したにすぎない。

(一四) 雨龍郡雨龍村柱の沢地内農道新設

上田建設株式会社

二八、一〇  
二九、一三

一、四五〇、〇〇〇

五三七、九九六

農道延長一、〇〇〇メートルの一号および二号橋の橋台練石積一九平米は径二四センチメートル、控三五センチメートルの玉石三一立米を使用し、裏込ぐり石三七立米を施行したこととしているが、実際は玉石に不適格材を四割程度使用しており、また、裏込ぐり石は六割程度不足し、根入れも全く行わないなど工事の施行が粗漏である。

(一四) 中川郡豊頃村統内明渠排水改良

株式会社共成建設帯  
広支店

二八、一八  
二九、一八

二、五八〇、〇〇〇

六一一、四二五

排水路延長二、二七〇メートルは切土一二、五九二立米を施行したこととしているが、実際は九、二二二立米を施行したにすぎない。

計

九、三四〇、〇〇〇

一、六八八、六〇三



不正行為

(一五) 職員的不正行為により国に損害を与えたもの

(一六) 北海道開発局および同局釧路開発建設部で、昭和二十七年五月から二十八年十二月までの間に、関係職員により歳出金または前渡資金をほしいままに領得されたものが左のとおり二件四、一四五、五五四円(うち二十九年九月末現在補てんされた額五四八、五四四円)ある。

庁 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
(一五) 北海道開発局	開発調査課 総理府事務官 伊藤 藤 某	年 月	円	(二九、九、三〇現在)
		二七、六から 二八、一二まで	一、五一七、〇五七	〇

(一六) 同人が開発調査課で資金前渡官吏の補助者として支払事務に従事中、人夫賃、物品購入代等に付掛けし、または架空の人夫賃、物品購入代等の名義により支払に立て前渡資金を領得したものである。

同 釧路開発建設部	庶務課 総理府事務官 杉田 某	二七、五から 二八、一〇まで	二、六二八、四九七	五四八、五四四
同人が人事厚生係長として職員の勤務時間報告書の取まとめ、基準給与簿作成、諸給与支払等の事務に従事中、職員および常勤労働者の超過勤務給与、宿直および日直手当に付掛けして領得したり、非常勤職員である医師および看護婦の印鑑を偽造して、自己を受領代理人とする委任状ならびに領収証書にこれを使用して非常勤職員手当を領得したものである。				
計			四、一四五、五五四	五四八、五四四

(自治庁)

(一般会計)

不当事項

補助金

(一七) 地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの

(組織)自治庁 (項)地方財政平衡交付金

自治庁で、昭和二十八年度地方財政平衡交付金(普通交付金)として四三道府県に七七、九〇〇、二八九、〇〇〇円を交付しているが、本院で会計実地検査を施行した二五府県のうち二四府県分三八、七二五、六五八、〇〇〇円については、その配分の基準となる財源不足額(基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額)を決定するに際して基準財政需要額および基準財政収入額の算定を誤ったため左のとおり財源不足額を過大に計上したものが八府県四四、三六八、〇〇〇円、過少に計上したものが一六県八一、三一五、〇〇〇円あり、交付額に不均衡を生じている。



府 県 名	過大に計上され た財源不足額 千円	過少に計上され た財源不足額 千円
青 森 県	一、八八九	
岩 手 県	二、二一四	
秋 田 県	二、二四六	
山 形 県	五、二五七	
茨 城 県	二二六	
栃 木 県	二、六〇九	
埼 玉 県	二、七三三	
新 潟 県	一五、一四五	
富 山 県	一、九八二	
石 川 県		七四六
福 井 県		八二六
岐 阜 県	一八、七四一	
愛 知 県		八二六
計	四四、三六八	八一、三二五

四八

このほか、二十八年年度市町村分のうち、本院で会計実地検査を施行した一九市町分七一、二六三、〇〇〇円についても、財源不足額を過大に計上したものが七市二町五、三六〇、〇〇〇円、過少に計上したものが七市三町一、七二〇、〇〇〇円ある。

このように、各地方団体が財源不足額の計算を誤るのは、右交付金の算定方法が総理府令により毎年部分的に改正されること、基礎資料として求められる事項が多種多様で、かつ、その計算方法もまた複雑であることなどの事情にもよるが、主として関係規定の趣旨が徹底していないなど運用について適切を欠いているためと認められるので、本院においては自治庁に対し、

(ア) 基準財政需要額および基準財政収入額の算定については、各地方団体において関係帳簿その他の資料から適確な数値を算出することができるよう内部連絡を緊密にし、特に増減等異動のあつた計数についてはその捕そくを誤らないこと、

(イ) 自治庁または各道府県において、適正な数値の算定方法を各地方団体に徹底させるとともにこれらの団体から提出された算出資料に対する審査を十分に行うこと

など本制度の実施に関する適切な処置を講ずるよう注意を与えておいた。  
なお、現行の複雑な算定方法に検討を加え、簡明にしてしかも合理的なものとするのが望ましい。

(保 安 庁)

(一 般 会 計)

昭和二十八年年度における保安庁関係の支出済額は六百二十八億五千八百余万円で、二百五十七億千五百余万円を翌年度に繰り越し、十四億八千五百余万円を不用額としている。繰越額の多いのは、器材類の仕様書の調整に不測の日数を要し、その調達計画が予定どおり進まなかつたことと、施設関係において土地の選定入手および船



船の設計に予想外の日時を要したことなどによるものであり、不用額の多いのは、主として職員の充足が遅延したことによるものと認められる。

本年度の検査においては、一応その重点を三百九十四億円を占める物資器材の調達に置いて実施し、およそその四〇％について価格、品質、規格等を詳細に検討し、あわせて調達の機構および方法についても注意を払った。その検査の結果は、別項(二四―四七)に記載したとおりであつて、価格の算定、規格の決定、購入数量、検収方法等について遺憾な事例が第一幕僚監部に多く見受けられる。

このような事態の発生する原因についてはそれぞれ各別に記述するが、保安庁の物資の調達等に要する予算が多額であることにかんがみ、この種不経済事項の絶滅を期することが望ましい。特に物資の調達計画の立案当務者は編成装備表によつて作業を実施しているようであるが、部隊等の編成の実情とこれに対応する必要物資の規格、数量等基本的な事項について必要な再検討を加えることが肝要であり、他方、調達の実施当務者は連絡を緊密にし、部隊等の現状を十分には、握して実情に適應する調達を行うことに留意を要するものと認められる。

### 不 当 事 項

### 工 事

#### (一八) 建設工事の施行当を得ないもの

(二三)

(昭和二十七年) (組織)保安庁 (項)警察予備隊施設費  
(組織)保安庁 (項)保安庁施設費

保安庁の建設工事は、保安庁自体で行うものと建設省または北海道開発庁に委託して設計実施しているものがあるが、その実施状況を見ると、設計が当を得ないため過大な工事を施行したと認められるもの、工事の監督および検収が適正に行われないうまま工事代金の全額を支払ったものなどがあり、また、さしあたり着工の見とおしがないうのに年度末に迫つて請負契約を締結し多額の前金を交付するなど予算の消化を急ぐためと認めざるを得ない事例がある。

#### (一八) (工事の監督、検収が適切でなかつたもの)

(一八) 保安隊第二管区総監部で、昭和二十八年八月塚本組に請け負わせて施行した留萌射撃場新設工事の代金一〇、〇〇六、〇〇〇円は、工事が完成したものととして二十九年一月までに契約金額の全額を支払っているが、二十九年九月に至つてもまだ完成していない。

右工事は、留萌市エトウエンベツに三〇〇ヤードの射撃場を新設するため、傾斜地の切土ならびにえん体の盛土等を施行するもので、二十八年十二月にしゅん功したものとして代金の全額を支払っているが、二十九年九月本院会計実地検査当時においても切土二、七三六立米、盛土一、六三二立米等工事費五七九、一八〇円相当分が不足しており、まだ工事中の状況であつた。



当局者は、二十九年一月しゅん功検査当時積雪が深く、一応の検収はしたが、万一の場合に備えて念書を徴してしゅん功したものと認め代金を支払ったというが、本件は相当多額の工事でもあり、工事の進行状況は工事監督者が当然は握しているはずであり、工事監督者が工事の遂行状況を熟知していれば、工事内容が簡単な形状の切土、盛土等であるから、積雪が深かったにせよ出来形程度の検収が不可能であつたとは認められない。もし、右検収が不可能な程度の積雪が続いていたとすれば、工事自体も完全に施行されることは困難と認められるのに代金は全額を支払い、工事は二十九年九月に至つても未完成の結果となつてゐる。このような事態を生じたのは、工事の監督および検収が適切に行われなかつたためと認められる。

(緊要性の認められない井戸を施設したもの)

(一九) 保安隊第四管区総監部で、小郡駐とん部隊深井戸増設工事および増設水源ポンプ新設その他工事を三、三二、〇〇〇円で昭和二十八年九月および十一月日本鑿泉探鉱株式会社ほか一会社に請け負わせて施行しているが、右深井戸増設の緊要性は認められない。

右部隊の給水施設としては、さきに二十八年三月および七月、九州地方建設局で、工事費三、七九〇、〇〇〇円で同部隊用地内に一日四八〇トンの所要水量を見込み、径八インチ、深さ六〇メートルの深井戸を掘さくしたものがあり、そのストレーナーの閉そくのおそれがあるとし、予備として本件深井戸を用地内の別箇所径一〇インチ、深さ六〇メートルとして掘さくし、二五馬力のポアホールポンプのすえ付け等を行い、一日六六

〇トンの取水を行うこととしているものである。しかし、ストレーナーからの土砂の流入防止は既設の工事で一応考慮されており、保安庁の各部隊の例をみても深井戸の事故に備えて予備井戸を施設したものはなく、特に前記部隊について本件工事を実施する必要があつたものとは認められない。

なお、本件深井戸は、既設の井戸と同様地下五四メートルから五八メートルまでの間の同一帯水層のゆう水を汲み上げるものであつて、既設井戸の取水実績は一日八〇〇トン程度のゆう水があり、部隊の所要計画量五〇〇トンをこえている。

(汽かんの容量が過大なもの)

(二〇) 北海道開発局で、旭川、恵庭、島松、千歳、名寄地区汽罐設備工事を昭和二十七年八月、田熊汽罐製造株式会社二一九、九六七、〇〇〇円で請け負わせて施行しているが、本件工事のうちの千歳および名寄両地区の汽かん設備九一、五〇八、〇〇〇円については、その容量を過大に設計したため約千五百万円が不経済な支出となつてゐる。

右工事は、各地区駐とん部隊の暖房、給汽、給湯設備のため水管式汽かん三基を設備したもので、千歳地区分は「HN—二〇〇型」(常用蒸発量毎時六、〇〇〇キログラム、最大蒸発量毎時七、五〇〇キログラム)、名寄地区分は「HN—二五〇型」(常用蒸発量毎時七、五〇〇キログラム、最大蒸発量毎時九、〇〇〇キログラム)をすえ付けたものであるが、部隊の蒸気所要量は全負荷時において、千歳地区は毎時一二、四〇〇キログラム程度、



名寄地区は毎時一五、二〇〇キログラム程度であるから、千歳地区は「CD—一五〇型」(常用蒸発量毎時四、五〇〇キログラム、最大蒸発量毎時五、五〇〇キログラム)、名寄地区は「HN—二〇〇型」で足りたものと認められる。

右のように過大な汽かんを設備したため燃料消費量もかさむ結果となるが、これは別として、千歳地区に「CD—一五〇型」、名寄地区に「HN—二〇〇型」を設備したとすれば工事費において約千五百万円を節減することができた計算となる。

(排水管のこう配の計算を誤り必要のない設計変更をしたもの)

(二二) 北海道開発局で、旭川地区N・P・R・A・i屋外暖房ダクト並に排水設備工事の施行にあたり、排水系路の設計変更を行なつて約百十万円の仕事費を増額したものがあつたが、設計変更の必要は認められない。

右は、同局で、昭和二十七年十一月、清水建設株式会社北海道支店に九、一九〇、〇〇〇円で請け負わせた工事で、そのうちの排水工事についてみると、これは五、〇五六、五七八円をもつて隊舎、ちゆう房、食堂その他諸施設の汚水の排水設備を行うもので、原設計によると汚水はすべて部隊付近の道路側に排水する計画であつたが、施行に際し、流路断面図も作成しないままこう配が十分でないとして一部排水系路を変更し、各隊舎の汚水を約五百メートル離れた排水こうに排水することとして工事費一、〇九五、二五八円を増額したものである。

しかし、原設計の系路をとつても地盤高と排水こう水面までの高低差は一・一メートルあり、排水管内における汚水の流速は毎秒〇・六メートルとなる計算であつて、こう配が十分でないとしたのは誤りであり実際は妥当なこう配と認めるべき事態であるから、前記のように排水系路を変更する必要はなかつたものと認められる。

(弾薬庫築堤の法こう配がゆるやかに過ぎたもの)

(二三) 東北地方建設局で、弾薬庫土羽の築堤にあつて、法こう配を必要以上にゆるやかなものとしたため不経済な事態を招いているものがある。

右は、同局で、昭和二十八年三月、日東工業株式会社に請け負わせて施行した保安隊郡山施設第四回建築工事(火工場、しやう舎、弾薬庫および付属雑工作物の新設。請負金額九、六六六、〇二〇円)のうち弾薬庫土羽新設工事(予定価格積算額四、九五五、二四〇円)についてみると、土羽の設計を築堤高三・七五メートル、天端幅一メートル、法こう配一割七分として実施しているが、本件使用土質が格別不良ということはないのであるから、法こう配は建設省基準設計の一割程度で十分と認められるのに、土質について十分な検討をしないで傾斜度を決定したため盛土量の増大をきたすなど不経済な設計となつている。

いま、仮に一割こう配で施行すれば工事費約二百五十万円を節減することができた計算となる。

(工事着工時期の見とおしもないまま契約を締結し多額の前金を交付したもの)



(二二二) 関東地方建設局で、昭和二十九年三月、株式会社安藤組ほか一三名に請け負わせた東京都世田谷区保安隊三宿施設A地区(病院その他)第一回建築工事ほか一三工事(請負金額六六九、四四一、〇〇〇円)については用地の問題が解決しないのに契約を締結し二六七、七七六、四〇〇円の前金払をしている。

本件工事は、二十九年三月二十五日および三十一日に契約し、大部分は即日着工することとしたものであるが、前記予定敷地は、東京都の特別都市計画施設緑地地域に指定されており、耕作地の離作補償問題等も未解決であつて、契約当時においては着工期日の確たる見とおしはないのに多額の前金払をしたものであつて、結局、年度末に至り予算消化を急ぐあまりの処理と認めざるを得ない。現に、二十九年九月当時に至つても着工に至らない状況である。

物 件 (二四)―(四七)

(二四) 契約方法および価格の決定当を得ないもの

(二八)

(昭和二十七年) (組織) 保安庁 (項) 警察予備隊費

(組織) 保安庁 (項) 保安庁

保安庁の契約の実施は、調達実施担当部局がこれに当り、その契約の方法等については同部局の責任に属することになっているが、調達等の要求を発議する各課の要請に従い指名あるいは随意契約とする場合も少なく

なく、特に車両類については、年度初めに年間を通じての購入計画を立て車種ごとに台数、購入先会社まで決定しているためほとんどすべて随意契約によつて購入している状況である。

しかし、契約価額は、あらかじめ予定価格を算定し、その範囲内において決定されるものであり、特に随意契約の場合は、多くの事例が予定価格と同額またはきわめて近似の価額で契約されている実情からみても、予定価格の適否は直ちに契約価額に影響することとなるから、その積算については特に厳密周到な調査を行い、適正価格の適確な算定を十分考慮すべきである。しかるに、保安庁の購入契約の実際についてみるに、比較的大口なものにおいてさえ、業者側の見積をそのまま採用して予定価格を算定し、これに基いて契約を締結しているためその価格が必ずしも妥当とは認められない事例が見受けられる。

外国製品を購入する場合等は、関係官庁と連絡を密にし、市況と取引の実態についての適確な調査についての格段の研究、工夫が望ましい。

(ジープの購入にあたり予定価格の積算当を得なかったもの)

(二四) 保安庁第一幕僚監部で、トラック4トン4×4ジープ四、七四二両を倉敷フレザー・モーター株式会社(以下「倉敷会社」という。)から随意契約により左のとおり四、四二七、九九四、〇〇〇円で購入しているが、価格についての検討等が不十分ため高価に当つていると認められる。



契約年月	数量	購入単価	金額	納期	予定価格単価
二八年一月	五〇〇	八六四、〇〇〇	四三二、〇〇〇、〇〇〇	二八年三月	八六六、七三四
二八年二月	二、一三六	九四六、〇〇〇	二、〇二〇、五六六、〇〇〇	二八年三月	九四六、八四七
二八年三月	二、一〇六	九三八、〇〇〇	一、九七五、四二八、〇〇〇	二九年一月	九三八、五〇五
計	四、七四二		四、四二七、九九四、〇〇〇		

右車両は、米国ウイリス・オーヴァランド自動車会社製(以下「ウイリス会社」という。)のジープを組立用完成部品(CKD)として輸入し、これを新三菱重工業株式会社で組み立てたものを購入したものであるが、その予定価格は前記のとおりに作成されていて、各回とも契約価格はこの範囲内となっている。また、この予定価格は、左のとおり第一回契約分は倉敷会社から見積を取り寄せて倉敷会社見積価格の単価八八八、八六四円の範囲内の八六六、七三四円で決定している。

区分	第一回契約分		第二回契約分		第三回契約分	
	会社見積 ドル	予定価格 ドル	会社見積 ドル	予定価格 ドル	会社見積 ドル	予定価格 ドル
工場渡値	八七〇	八七〇	七六一	七六一	九二〇	九二〇
仕様追加 (改装費)	二七〇	二四六	三三三	三三三		
こん包費	九〇	九〇	八五	八五	五五	五五
陸上運賃	二二	二二	二〇	二〇	三〇	三〇
海上運賃	一五	一五	一五	一五	一五	一五
販売促進費	六	六	五〇	五〇	四〇	四〇
計	一、三三三	一、三三三	一、一八七	一、一八七	一、〇九六	一、〇九六

保険料 (CIF名古屋) (円貨換算額)	第一回契約分		第二回契約分		第三回契約分	
	会社見積 円	予定価格 円	会社見積 円	予定価格 円	会社見積 円	予定価格 円
交換手数料	一五、一四四	一四、七〇九	一五、一四四	一四、七〇九	一五、一四四	一四、七〇九
輸入税	五五、四七五	四九、〇五〇	二八、六五	二八、四九	四一、六七	四一、六七
諸金利その他	一七、四三〇	一七、一三〇	三、四六〇	三、四六〇	三、四六〇	三、四六〇
新三菱製作費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
倉敷会社手数料	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
倉敷会社サービ ス費	八八、八六四	八六、七三四	九七、三〇四	九四、八四七	九三、八五〇	九三、八五〇
計	二一三、三三三	二〇六、〇〇〇	二一三、三三三	二〇六、〇〇〇	二一三、三三三	二〇六、〇〇〇

備考 新三菱製作費の第二回契約分、第三回契約分が高くなっているのは、輸入部品の一部を国産品をもって充てることとしたことによるものである。

ところで、この第一回契約分の一当り予定価格のうちの外貨分一、三二二ドル余については、当局者は、この種車両の輸入は初めてのことであり資料もなかったため、ウイリス会社の極東支配人から説明を受けてこれを了承したというのであるが、一応そのような予定価格設定上の困難はあったとしても、

(ア) CKDの仕様追加として計上した改装費(ウイリス会社の一般販売品の電装が六ボルト電圧規格であるのを、保安庁納入品は一二ボルトの規格にするための経費)は、電装部品の六ボルト用のものを一二ボルト用



のものに入れ替えるだけのことで取付仕様の若干の変更程度であるから、その部品の価格差が重要な経費で、一般の例をみても約三万円から四万円程度であつて、本件のようにCKD一両当り八七〇ドルに対しその二〇%余の二四八ドル(円貨換算額八九、二八〇円)を見積るのは、きわめて多額で妥当でない。

(イ) 契約の相手方である倉敷会社から見積を取り寄せてこれによつて予定価格を設定してあり、また、高額な注文であり、かつ、将来も相次いで多量の注文を発しようとする事態であつたから、倉敷会社提出の見積と当局者の予定価格がはたして実情に適合して妥当な価格となるものであるかどうかについては、事後(できれば事前に自らの責任で調査して資料を整備することが望ましいところであるが)においても周到な関心が払われなければならないもので、もし第一回契約分について妥当でない要素があれば、第二回契約分の予定価格設定において修正するなどの用意がなければならない。

少なくとも外貨支払分については、倉敷会社が割当を受けた外貨額を通商産業省で、輸入申告価格を税関で、また、運賃計算の基礎となつた荷姿および海上運賃を税関および船会社で調査するなど容易な手数であるし、一歩進んでは、事前に在外公館から参考資料の通報を受けることも考えられるところである。しかるに、第一回契約分については、その前後を通じて部外に対してこのような調査が行われたとも認められず、第二回契約分についても、倉敷会社がウイリス会社から受け取つたFOB価格についての電報および書簡によつて予定価格を算定し、第三回契約分においてようやくインボイス価格を基礎としたといふのである。

本院において、これら三回の輸入分について、倉敷会社が通商産業省から割当を受けて実際に使用した外貨額を調査すると左のとおりで、予定額に対する使用額の差額は円貨換算で二億二千三百万円の多額に上つてゐるし、これに輸入税の差額相当を加算すると二億八千九百余万円の高額に達するものである。

区	分	予定価格	実績	差額	同上円貨換算	摘要
第一回契約分	CKD一両当り単価	一、三三・三六	一、二八・七七	五・五九	五、八〇、五三三	実績は五%の工廢部品分を加算計上した。
	総額	六〇〇、六〇・〇〇	六四四、三六・三三	一六、三三・六九	一、六三、三六九	
第二回契約分	CKD一両当り単価	一、一七・三五	一、〇〇・五〇	一六・八五	一、四一、〇〇一、四九四	1 実績は五%の工廢部品分を加算計上した。 2 実績は一、一九六両分の輸入実績により計算した。
	総額	二、五五、九六・〇〇	二、一四五、七〇・四六	三九、二六・五四	三、九一、〇〇一、四九四	
第三回契約分	CKD一両当り単価	一、〇五・五五	九五・九六	九・五九	七六、三六、九五四	1 実績は五%の工廢部品分を加算計上した。 2 実績は一、一九六両分の輸入実績により計算した。
	総額	二、三九、六三・二〇	二、〇二九、〇七・七五	三〇、七〇・四五	二、九九、七五、〇二六	
差額計 (輸入税とも)						

この開差を生じた原因の一半は、契約後における米国内のCKDの値下りにあることももちろんではあるが、当局の見積価格設定についての過誤と不熱心によるものと認めざるを得ない。

すなわち、見積においては、第一に、第一回契約分について前述したような改装費を多額に計上した誤りを第二回契約分についても繰り返してあり、第二に、海上運賃は倉敷会社見積のとおり一両当り第一回契約分六一ドル、第二回契約分五〇ドル、第三回契約分四〇ドルとしているが、ニューヨーク定期航路のFIOに



ついでにはキュービックトン当り名古屋港着三二ドル七五の定めであるから、そのこん包才数を調査すれば少なくとも第一回契約分の船荷証券、検査検才証明書等船積についての関係書類は二十八年一月末には到着しているたのであるから、第二回契約分以降は十分適正な計算を行うことができたものと認められる。実績によれば、第二回、第三回契約分いずれも〇・九四トンで三〇ドル〇三にすぎないものである。

なお、右の事態に対し本院が注意したところ、輸入部品価格が予定より八%以上下回ったものについては超過分を減額することとし、第二回契約分について二十九年三月八八、〇〇〇、〇〇〇〇円を減額し、第三回契約分については十一月五五、三八七、三〇〇〇円を減額する旨の報告に接した。

(2) 1/2 トン系車両の購入にあたり予定価格の積算当を得ないもの)

(二五) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年二月から十一月までの間に、いすゞ自動車株式会社から随意契約により2 1/2 トン系車両六〇三両を一、五六二、三八三、二〇〇〇円で購入契約しているが、予定価格の算定必ずしも適正と認められない事例が次のとおりである。

(1) 二十八年二月から三月までの間に、いすゞ自動車株式会社から随意契約により総額一、〇八三、二〇二、五〇〇円(予定価格総額一、〇八三、四五八、〇八三円)で購入した六輪駆動修理車、工作車およびシャシー等四一三両については、これが単価は予定価格とほとんど差がない価格で決定しているが、本件車両にはウインチの動力伝導用パワーテイクオフ類の装置がないのにその装置のあるものと同じ予定価格を作成したため約

千三百万円高額に積算されているものと認められる。

本件一両当りの裸シャシーの予定価格は一、六七九、六一四円と積算してあるが、この算出内訳がないのでその当否については正確な論議は困難としても、さきに同会社から随意契約により購入したいすゞ六輪駆動ダンプロック四一六両のシャシーに比較してみると、この分についてはエンジン動力を切換伝導し、ウインチを運転するパワーテイクオフ類を装置しているのに、その予定価格はその装置のない本件と同額の一、六七九、六一四円となっている。したがって、本件各車両のシャシーの予定価格は、この部分相当額約三万二千円を減額して積算すべきであったのにそのまま同額の予定価格を算定し、その範囲内であるとして随意契約により購入したものである。その後十一月、同種車両の購入にあたっては、ウインチ付でないものは一両当り三二、〇〇〇円低価に契約している事実を徴しても、特に本件購入分についてだけ右のような積算を妥当とする事由はないものと認められる。

(2) 二十八年三月および十一月、いすゞ自動車株式会社から随意契約によりいすゞ六輪駆動修理車、工作車等一九〇両を四七九、一八〇、七〇〇円(予定価格総額四八〇、九七七、二八六円)で購入契約しているが、その予定価格に仕様書にない電動入力コードの価格が含まれているから約二百四十万円が高額に積算されているものと認められる。

右予定価格には、入力コード二五メートル分として一三、〇〇〇円が積算してあるが、仕様書をみると、こ



のようなコードは見当らないばかりでなく二十八年度契約分六七両にあっては、本品は納入された事実もないから、これを予定価格に積算する必要は認められない。また、二十七年年度繰越分一二三両については、当局者は仕様書には明記されていないが、車両の特質上必要と判断して予定価格に計上し、取付けのうえ納入されているとしているが、各修理車、工作車には別に搭載工具の中にコードが含まれており、特に仕様書にもない本件コードの価格を積算して購入する必要はなかったものと認められる。

(トラック・トラクターの購入にあたり価格の算定当を得ないもの)

(二六) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年二月、三菱ふそう自動車株式会社から随意契約により三菱日本重工業株式会社製四一五トントラック・トラクター六三両を一五四、四九五、六〇〇円で購入しているが、正当の理由もないのに前回競争入札に付した際の予定価格よりもこれを引き上げて算定し、購入したため約三百七十万円が高価となる計算となっている。

右は、予定価格を一両当り二、四六六、三三五円とし、その範囲内であるとして随意契約により二、四六五、〇〇〇円で購入したものであるが、本件車両については、先に二十七年十二月同種車両を三菱ふそう自動車、日野ディーゼル工業、池貝自動車各株式会社の指名入札により三菱ふそう自動車株式会社から一二両を購入した事例があり、その際の予定価格は一両当り車両代二、四〇六、七三〇円、運賃七八、九七〇円として入札に付した結果二、二六〇、〇〇〇円(運賃七八、九七〇円を含む)で前記三菱ふそう自動車株式会社に落札

したものであつて、本件購入分は、仕様には格別変動がなく、また、市場価格の変動もなかったのであるから、前回の予定価格を基準にし、入札価格を参しやくすべきである。しかるに、前回の予定価格より約六万円引き上げたのは妥当でない。その後二十八年十一月日野ディーゼル工業株式会社から購入した同種車両九両の価格は一両当り二、四〇〇、〇〇〇円となっている。

いま、仮に前回の予定価格で購入することができたとしても、本件購入金額に比べて約三百七十万円を節減することができた計算となる。

なお、本件車両は、仕様書をみるといずれも登坂能力は、けん引状態(全備状態の車両で一〇トンの積荷を積載した一〇トンセミ・トレーラーをけん引した状態)で二%こう配を毎時三二キロメートル以上の速度をもつて登坂することができるものでなければならぬとしているが、納入車両について走行抵抗、駆動力、速度を計算してその登坂能力を検討してみると、本件車両は、第三速においてはもちろん、第四速において副変速機低速を作動させるとしても、本件車両に搭載したDJ-W型ディーゼル機関の標準状態における最高回転速度毎分二、二〇〇回転以内では三二キロメートルの速度に達しない。このような結果となっているのは、会社側の設計、製作上の不手ぎわにもよるのであるが、車両の製作購入にあつては、請負会社から設計図を提出させ審査のうえ承認を与えるもので、製作中も常時指揮監督することができることとなっているのであるから、保安庁側の処置にも欠けるところがあつたことは否定することができないところであ



る。

このほか二十七年十二月、指名競争契約により前記会社から購入した同種車両一二両(価額二七、一二〇、〇〇〇円)についても同様の事態である。

(タイヤ取はずし器の購入にあたり処置当を得ないもの)

(二七) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、一般競争契約により万歳自動車株式会社から第二種工具No. 8 (タイヤ取はずし器二型)二八台を単価二九五、〇〇〇円総額八、二六〇、〇〇〇円で購入しているが、価格決定当を得ないなどのため約百四十万円の高価な購入となつていと認められるものがある。

本件工具は、米国レー・エンヂニヤリング会社製のものを指定して一般競争の方法によつてはいるが、本邦における同会社の特約店は前記万歳自動車株式会社だけであつて他に入札者なく、前記価格で落札契約したもので、その予定価格一台当り三〇一、〇五二円の内訳をみると、本品の横浜着価格を製作会社の価格表に基いた万歳自動車株式会社の見積をそのまま採用して五九〇ドル(二二三、一六七円)とし、同会社の販売手数料一四、八六八円その他輸入税、諸金利等を七三、〇一七円として算出している。

しかし、この種自動車用工具類の価格表は、小売販売価格を表示しており、製造業者からの卸値がこれより値引があることは常識であり、その幅は同会社からさきにブレーキドクターを二十七年十二月に購入した事例もあり、これについて調査していたならば、同会社見積から、更に低価に予定価格を設定することができ

たものと認められる。当局者は、価格表には通常値引があることを承知していたが、同会社は特にこのような取引条件がないことを主張し、当時国内においては前例価格がなかったので同会社の申出を確認する方法がないまま万一にも申出の事実と相違したときははい入の処置を講ずる旨口約し、横浜渡し価格を五九〇ドルと算定したとのであるが、もしこのような口約があつたのであれば、契約直後同会社が通商産業省に提出した外貨資金割当申請書を調査しても予定と実績との間に相当な開差があることは容易に判明したはず(現に、同会社から通商産業省への外貨割当申請をみると、一台当り横浜着価格四五〇ドルであつて、右予定価格の横浜着価格五九〇ドルと著しく開差がある。)であるのにその調査も行われず、また、同会社から精算書を提出させて審査する方法もあつたと認められるが、なんらの処置も講じていなかったのは遺憾である。

なお、本院の注意により初めてこれが差額一、四四五、六四〇円のはい入処置を講ずることとした。

(鉄帽の購入にあたり予定価格の積算が当を得ないもの)

(二八) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、株式会社神戸製鋼所ほか二会社から随意契約により鉄帽六五、〇〇〇個を、納地の関係でその単価を二、三八五円または二、三九〇円(予定価格一個当り二、三八八円)と決定し総額一五五、一七五、〇〇〇円で製作させて購入したものがあつるが、予定価格の積算にあたり材料所要量の計算を誤つたなど予定価格は適正とは認められない。

本件予定価格は、鉄帽一個当りの主材料費としてマンガン鋼板の素材料費をスクラップ一四二円三四、フェ



ロマンガン二一四一五、フェロシルコン六六四六六計四一九四一五、これに成型加工費等一、六一六四八五、一般管理費(一〇%)および利益(五%)三二六四、こん包輸送費三六四を加えて計二、三八八四とし算定しているものである。

しかし、右素材料費の内訳について検討すると、フェロシルコンについては、仕様書にその含有量が最大〇・五五%と規定しているのに五・五%と誤認し六六四六六としたものであつて、したがつて、実際の所要量を計算すれば六四六六にすぎず、フェロシルコンの減量に対応するスクラップの増量をみるものとしてもスクラップは一六二四七六、フェロマンガンは二一四一五計三八〇四五七となり、開差三八四五八が過大に計上されてあり、その積算は適正なものとは認められない。

また、スクラップ価格、本仕上製品の素材料に対する総合歩留り、成型加工費、一般管理費および業者利益等の諸要素を点検してみた結果少なくとも前記の誤算分は高価な積算と思料される。

いま、仮に本件予定価格について前記フェロシルコンの誤算分およびこれに対する一般管理費、利益率等を考慮して修正計算を行うとすれば、予定価格は二、三三八四程度が適正と認められ、したがつて本件予定価格総額一五五、二二八、七五〇円は三、二〇〇、〇〇〇円程度が超過した計算となる。

(二九)  
(三七) 不急の物品を購入したもの

(昭和二十七年) (組織) 保安庁 (項) 警察予備隊費

(組織) 保安庁 (項) 保安庁

保安庁における物資器材の調達にあつては、その規格、仕様、数量等は技術担当各課で決定し、その調達要求によつて調達担当部局が価格の算定、契約購入の処理を実施することとなつてゐるが、その結果をみると、不急と認められるものを購入した事例が見受けられる。不急品の購入についてのおもな原因は、保安隊には米国軍に範を採つた編成装備表があり、部隊の要員、装備器材は右装備表の定数に従つて充足し、さらに、その定数を耐用年限数で除した数を毎年更新補充充分として調達することとしているが、部隊の現況または実際の必要度等をは握しないでただ右定数表だけによつて数量を決定している傾向があり、結局、実情に遊離して購入が行われることがあるものと認められる。購入関係の直接の責任は調達担当部局にあるが、要求された品目・数量等についての必要度、緩急度等をは握するためには全国各部隊にわたつての在庫状況、実際の耐久力、操作要員の教育進行度、施設の整備状況等が当然考慮されなくてはならないのであるが、これらの点については、制度上からも、また、実際上からも要求各課において常時十分検討することができる立場にあるのであるから、その間の連絡を密にし、予算消化を考慮に入れて不急のものを購入するような弊に陥らないように適正な予算執行が望ましく。

ことに、貯蔵設備倉庫等は一般にきわめて不完全で、電池類のような減耗品はもとより器材類にあつても長期保管は相当困難を伴うと認められるものもあり、また、車両建設機械類にあつては屋外に保管している状況



であるから余剰品の購入には十分注意の要がある。

(部隊の実際の編成状況と無関係に有線作業車を購入したもの)

(三九) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年十二月、いすゞ自動車株式会社に2 $\frac{1}{2}$ トン有線作業車「JV—1—7—MTQ」六両(単価二、九七二、〇〇〇円)を一七、八三二、〇〇〇円で製作させて購入したものがあつたが、実際に編成されている部隊の必要定数は既に充足されており、また、予備分も保有していたのであるから購入の必要がなかつたものと認められる。

本件有線作業車についてはその保有定数を方面通信大隊および通信構成大隊(各大隊三個中隊編成)の分を一個中隊九両として各二七両、ほかに通信運用大隊四両、予備二両計六〇両として二十七年度までに全数量を購入契約し、その更新分として前記のように六両を新たに購入したものであるが、通信構成大隊の分については、実際の編成は三個中隊でなく二個中隊であるから一八両で足り、所要総数は五一両となり、購入済の六〇両に対し九両の余剰が生ずる結果となつてゐる。

したがつて、更新用として五両または六両を要するとしてもなお余裕があるのに、実際の編成状況を考慮しないで単に保有数六〇両について更新分六両を要するものとして本件購入を行つたのは当を得ない。

(工具の用途を確認しないで必要のないものを購入したもの)

(三〇) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、東京通信工材株式会社から拡声装置「GRR—三—A」のリレー

調整用に使用するため調整工具「JTE—三七」七〇組(弾条調整器ほか一〇点単価七、四五〇円)を五、二一五、〇〇〇円で購入したものがあつたが、拡声装置の購入計画はなく、結局使用されないうまま保管されている。

右は、編成装備表に基き、調整工具「JTE—三八」を購入する意図であつたが、その仕様書を手に入ることができず、単に拡声装置のリレー調整に使用するものであると誤解し、その代用工具として前記のものを購入したといふのであるが、拡声装置は編成装備表定数になく、したがつてその購入計画もないものであつて、本件調整工具だけを購入する必要はなかつたものである。

(内容品の重複した有線作業車塔載用工具セットを購入したもの。)

(三一) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十九年一月、株式会社京三製作所に有線作業車(2 $\frac{1}{2}$ トン)塔載用として組合せ部品六〇組(単価五八七、七五六円)を三五、二六五、三六〇円で製作させて購入したものがあつたが、購入にあたり内容品の検討が不十分であつたため内容部品の約半数(約七百二十万円分)が既に購入済の右有線作業車付属の有線工具「JTE—八七A」の内容部品と重複した結果となつてゐる。

本件塔載用組合せ部品は、編成装備定数に基く通信部隊用有線作業車に一組ずつを塔載し、通信線の架設撤収作業に使用するものとして購入したものであるが、右有線作業車の塔載工具としては、同じ用途に供する目的で先に二十八年十二月株式会社大道製作所から六八組(単価一六九、九〇〇円)を一一、五五三、二〇〇円で購入した有線工具「JTE—八七A」が各車両に付属品として備え付けられており、その内容部品を本件購入品



と対比すると、半田付セット「JTE—二六」ほか二五品目約七百二十万円のは全く同一規格のものであつて、右車両の塔載用としては重複購入となつてゐる。

（更新用として必要のない絡車を購入したもの）

（三三二） 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年十月、株式会社京三製作所から通信線巻取用絡車「JDR—四」二二八個（単価五、二八〇円）を六七五、八四〇円で更新用として購入したものがあつたが、その保有数量等からみて購入の必要はなかつたものである。

本件絡車は、通信線「JW—一一〇B」、「JW—一三〇」の巻取用を使用するものであるが、右通信線は在庫限りとして新規購入はしないこととし、既に同年八月から別規格の絡車を使用する通信線の「JWD—1/TT」の購入を開始してゐるばかりでなく、通信線「JW—一一〇B」、「JW—一三〇」に対する絡車の装備定数は二十七年度に購入済で、通信線より絡車の耐用命数が長い状況からみても更新用として更に購入する必要はなかつたものと認められる。

現に、二十九年八月立川通信補給処には前年度購入分も含めて二八二個が在庫となつてゐる。

（部隊の使用状況と無関係に対空布板を購入したもの）

（三三三） 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年十一月、東洋ゴム工業株式会社に対空布板「JAP—五〇」一、九二七枚を一一、四二九、一五〇円で製作させて購入したものがあつたが、本品の使用状況からみてその調達数量は

過大に失してゐるものと認められる。

本品は、野外において対空信号用として使用されるもので、十一万名編成における定数は四、七八七枚のうち四、六五六枚は二十七年まで購入されており、二十八年度においてはその定数の不足分一三一枚と二十八年度更新分八八八枚および二十九年更新分八八八枚を合わせて計一、九二七枚を購入したものであるが、本品を使用する訓練の実施に関しては、その要綱を二十九年八月本院会計実地検査当時起案している状況にすぎないものであつて、実際部隊においてひん繁に訓練用として使用しているものでもない実情からみれば、少なくとも二十九年更新分（五、七九二、一〇〇円相当額）までも含めて購入する必要はなかつたものと認められる。

なお、右対空布板については七万五千名の編成当時から既に部隊の整備定数を超過して調達してゐた関係もあり、本院において注意を促してゐたところである。

（減耗する乾電池を年度末に一時に大量購入したもの）

（三四） 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年一月および二月、東京電気化学工業株式会社ほか三会社から、三月末保安隊通信補給し、よ、および各地区補給し、よ、う納めとして積層乾電池「JBA—三八」五〇、〇〇〇個を五二、〇〇〇、〇〇〇円で購入してゐるが、乾電池のような減耗性のあるものを一時に大量購入したため自然減耗による多額の損失をきたしてゐるばかりでなく、使用不能となつてゐるものも少なくない。



右乾電池は、軽無線機「JSCR—五三六」の電源に使用するため購入したものであるが、製造後三箇月で七五%、六箇月で五六%に自然減耗するものであつて、このように減耗率の高いものの購入にあつては、特に慎重にその数量を決定すべきものであるのに、所要量の計算資料も十分整わないまま年度末に予算消化を急ぎ、六箇月分の予定で五〇、〇〇〇個を調達したものであるが、その後の実績からみると、ほぼ一箇年分の所要量に相当するものであつて、有効期間の経過後もなお相当多量のもを保有することとなり、この結果、同年十月、通信補給しようだけについてみても在庫全数量五、九九八個のうち三、〇三〇個(三、一五一、二〇〇円相当額)が使用不能となつてゐる。このうち二、八〇八個は納入業者に無償で交換させたが、その後十二月に至り在庫量一、七七六個のうち一、六四八個(一、七一三、九二〇円相当額)のものは廃案処分するに至つてゐる。

(使用者の員数と無関係に歯科治療セット等を購入したもの)

(三五) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十九年二月、ホマレ貿易株式会社<sup>に</sup>野外歯科治療セット一六組を二、九九六、八〇〇円で、また、二十八年八月から二十九年一月までの間に、藤本医療産業株式会社<sup>に</sup>救急歯科医療のう五二個を四六四、七一〇円でそれぞれ製作させて購入したものがあつたが、購入にあたり、これを使用すべき医官の定員等を考慮した適正保有量について十分の検討をすることなく編成装備表の定数をそのまま購入に移したため、多量の不急品を保有する結果となつてゐる。

(1) 本件歯科治療セットは、出動等の場合歯科医官が歯科治療に使用する資材類を一セットにまとめたもので歯科医官一名に一セットを装備するものであり、歯科医官の定員が五六名であるところからすればそのセットの定数は五六組で足りるのに、医官の定員と本品装備定数との不一致に注意することなく米国軍から示された装備定数をそのまま採つて九六組とし、既に二十七年度までに一〇〇組を購入済みであり、また、本件器材はその目的用途からみても平素はまず使用することなく減耗はないのに、更に一六組を更新分として購入したのは当を得ない。

(2) 本件救急歯科医療のうは出動等の場合歯科班員一名が一個を使用するもので、歯科班員の定員が一二〇名であるところからすれば本医療のうの定数は一二〇個で足りるのに、前例の医療セット同様その定数を歯科班員数と一致しない一九二個とし、二十七年度までに一八〇個を購入済みであるのに、更に二十八年度中にこれらの更新等を理由として前記五二個を四六四、七一〇円で購入したものであるが、本品も常時はその消耗はまず考えられないから更に購入する必要はなかつたものである。

(設置すべき建物も定まらぬのに馬力測定装置だけを購入したもの)

(三六) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、東西交易株式会社<sup>ほか</sup>一会社から航空発動機用の馬力測定装置を六、六五〇、〇〇〇円で購入し、現品は八月および十月保安隊武器学校に納入されたが、設置建物も定まらぬまま購入したため、二十九年十月末に至るもなおこん包のまま保管されている。

(設置すべき火器修理工場が定まらないのに一部の器具類だけを購入したもの)



(三七) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、山勝工業株式会社から、鍛造熱処理器具一組を一、八〇〇、〇〇〇円で購入し、現品は六月武器補給し、ように納入されたが、関係設備も整わず、設置箇所も定まらないまま購入したため、二十九年八月末に至るもなおこん包のまま保管されている。

右は、武器修理用として、武器補給し、ようの火器修理工場で使用するものとして購入したものであるが、その内容は、レバーシャー、切断機、折曲機、曲ロール機、火床用電動送風機等板金作業向のものであって、このような設備を要する程度の火器類の修理の実施のためには、鍛造炉等熱処理関係設備および工作機械類等相当の設備を要するものである。しかるに、本件購入当時これらの設備器材はほとんど調達されておらず、火器修理工場は全く整備されていない状況であり、その設置箇所も定まっていなかったものであるから、特に本件物品だけを急ぎ購入する要はなかったものと認められる。

(三八) 物資器材の規格の決定当を得ないもの

(組織)保安庁 (項)保安庁 ほか一科目

保安庁の物資器材は、その目的上高性能、堅ろう性、画一性を要求される場合が多いが、調達されたものの規格をみると、その用途に適切な程度をこえて必要以上に高度のものを購入したり、組合せ使用する器材の間で双方の能力が釣り合っていないためその高度の性能のものが結局能力に応じて効用を果すことができなくなったりしているものなどがある。これらは材質等の部分的な検討にとらわれて器材全体としての実際の性能のは、

握を欠いたり、あるいは米国軍の規格をいたずらに模したり、保安隊整備の实情に即した検討が十分でないためであって、警察予備隊発足以来の沿革が比較的新しいので人的にもまた技術的にもやむを得ない事情もあるとは認められるが、一層の注意と研究工夫が望ましい。

(発動発電機の発動機の規格が発電機の出力に比べて過大なもの)

(三八) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月から九月までの間に、不二商事株式会社ほか一会社に発動発電機「JPE-九五」六七台(単価一、二五七、〇〇〇円から一、三〇〇、〇〇〇円)を八六、四二一、〇〇〇円で製作させて購入しているが、発動機の規格が発電機の出力等に比べて過大に設計されたため約八百三十万円が不経済となっている。

本件発動発電機の発動機は、これを一〇キロワット単相交流発電機に直結するもので、その規格を米国軍使用のものにならない、四気筒水冷式ガソリン機関でその標準軸馬力は三〇馬力以上、最大軸馬力は三五馬力以上と定めたものであるが、右発電機の容量に対し発動機の効率等から推定すると機関の所要軸馬力は標準二〇馬力、最大二五馬力程度で十分と認められ、本件機関の最大軸馬力三五馬力は、標準軸馬力に換算すると、二六馬力程度となり過大と認められる。このような結果となったのは標準軸馬力についての検討が十分でなかったため、いま、仮に発動機の軸馬力を標準二〇馬力、最大二五馬力程度とすれば、当局者の計算によるも発動機価格は一基約十二万四千円となり、六七基分では八百三十万円程度を節減することができた計算である。



なお、本発動発電機六七台のうち五六台は、通信機「JAN/GRC-126」用として購入したものであるが、本件購入当時右通信機はその購入計画さえ確定していなかったのに本機だけを購入したものであって、右通信機は十二月に至つてようやく三五台を発注したが、その納期は二十九年十一月となっている状況に照らしても、本件発動発電機だけを取り急いで購入する要はなかったものである。

現に、二十九年九月においてもそのほとんどが使用されることなく保管されているばかりでなく、その後米国軍の貸与もあり、これらを合わせて一九九台が通信補給処に在庫のままとなっている。

(車両無線機に不用のコンバーターを含めたもの)

(三九) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年十一月および二十九年三月、国際電気株式会社ほか三会社に車両無線機セット「JSCR-608」を九〇三台一、一七三、五二三、三〇〇円で製作させて購入したものがあつるが、電源装置の電圧についての検討を欠き、セットのうちに不用と認められる二四ボルト用コンバーター(単価六六、五〇〇円)を含めて購入したため総額六〇、〇四九、五〇〇円が不経済な支出となっている。

右無線機「JSCR-608」は、車両に搭載し、その直流電源を利用して通信を行うものであるが、米国軍の「SCR-608」の教範をそのまま翻訳して仕様書を作成し、米国軍の無線機と同様にトラック、特車両方に搭載することができるものとし、トラックに搭載するときは一二ボルト用を、特車に搭載するときは二四ボルト用を使用することができるよう二種類のコンバーターをセットに入れて購入したものである。

しかし、編成装備の実際をみると、特車には本機と周波数を異にする「JSCR-508」および「JSCR-528」を搭載することとなつており、本機を搭載する車種は現在トラック $1/4$ トンおよび $3/4$ トンだけであつて、その電源はいずれも一二ボルトであるから、セットとしては一二ボルト用コンバーター一種類だけで足りたのに、漫然米国軍の仕様にならつて必要のない二四ボルト用も含めたため前記のような不経済支出となつたものである。

(トレーラーの制動装置が法令の定めた規格に合致しなかったもの)

(四〇) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十七年八月、富士車両株式会社に一型 $2\frac{1}{2}$ トン「ポールタイプ」二輪トレーラー二一七台を五〇、五一八、一一二円で製作させて購入したものがあつるが、その制動装置が法令の定めた規格に合致しないため改修することとなり、結局、約三百七十万円が不経済となつている。

右トレーラーは、トラックによつてけん引される $2\frac{1}{2}$ トン車で、制動装置の規格を単独手動式として製作されたものであるが、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)によれば $2$ トン以上の被けん引車にはけん引車との間に連動制動装置を設備すべきことと定められており、この規格に反するため株式会社金剛製作所に改修させて二十八年七月その代価九、七二二、六〇〇円を支出している。しかしながら、当初から連動制動装置とすれば、少なくとも右改修費のうちに含まれている改装のための手直し費一台当り五、二〇〇円および前記購入金額に含まれている手動式制動装置の材料費一台当り一二、〇〇〇円これらの総額約三百七



十万円は減額することができた計算となる。

(車両等の予備部品箱に必要な高級仕上鋼板を使用したもの)

(四一) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月および十一月、株式会社肥田製作所に鋼製予備部品箱四六二個(引出し付)および付属引出し六三九個を一七、四四七、三五〇円で製作させて購入しているが、材料に格別必要と認められない高級仕上鋼板を使用することとしたため約三百十万円が不経済となつていと認められる。

本件予備部品箱等は、武器または車両の予備部品を格納するものであるが、その材料の鋼板はすべて高級仕上鋼板を使用することとしている。右のような高級仕上鋼板は絞り加工をする場合には必要なものであるが、本品の加工工程をみてもこのような加工を施した箇所は見当らず、その使用目的からみて仕上面の美観等の点を特に考慮する要はないと認められるから、普通鋼板を使用しても格別支障があつたものとは認められない。

いま、仮に普通鋼板に指定して購入したとすれば、当局の計算によつても約三百十万円は節減することができたと認められる。

(訓練用ガス天幕の仕様が適切でなかつたもの)

(四二) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年三月、川崎機械工業株式会社にガス天幕一四〇組を一〇、五〇〇、〇〇〇円で製作させて購入したのがあるが、仕様が適切でなかつたなどのため幕布の破損が多く著しく不経済な結果となつてゐる。

右ガス天幕は、屋外においてガス訓練に使用されるもので、正方形の箱型に縫製し、その四角を天幕の金属支柱につり下げて柱に結び付けることになつてゐるが、風圧や展張等による張力がつり下げ箇所および結び箇所集中し、この部分の生地が容易に破損する結果となつてゐるから、構造上にも原因はあつたと認められるが、生地に使用した平羽二重は仕様決定に先立って、塩素ガス中に四八時間放置後の引張抗力等について実施した試験の結果、ガス訓練用天幕生地として適当でないことが明らかとされてゐたのに、特に軽度が必要であるとして強度の十分でないものを使用したことにもよるものと認められる。

本件天幕は、部隊内またはその近傍での訓練に使用されるものであるから、多少重量の増加する不利はあつても、強度を十分に考慮して設計すべきものであつたと認められる。

(かやの寸法が過大なもの)

(四三) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十八年八月から二十九年二月までの間に、大塚産業株式会社ほか九会社にかや四六、九〇〇張を総額七四、〇三二、九三八円で製作させて購入しているが、その仕様を一樣に露営の際に携帯天幕内に張つて使用する場合の規格、寸法としたため、日常部隊内での実際の使用状況に照らして規格寸法は著しく過大であつて、不経済なものど認められる。

本品は、純麻かや生地を材料とし、野外で使用する目的をもつて天幕の形状に一致させるように規格、寸法を定めたものであるが、携帯天幕は二人で一張を組み合わせて使用する仕様となつており、したがつて、かや



も野外用としては二人で一紙を使用する計算で調達すれば足りるもので、これを日常部隊における室内用として兼用するとしても、室内においては一人一紙を使用するのであるから、野外用として必要な数量をこえる分については一人用のもので足りるものと認められる。

しかしして、本件購入当時の整備状況をみるに、定員十二万名に対し、二十七年度末までに野外用(二人用)のもの一三三、二九五張を購入済であるから、二十八年度調達分については購入の必要があつたとしても一人用のもので支障はなかつたものと認められ、生地要尺も本件二人用のものが一紙一三ヤールであるのに対し、一人用のものは七ヤール程度で足り、価格も仮に海上自衛隊で使用(陸上兵舎用)している一人用箱形かやの例を採れば、本件の分一紙一、五七〇円程度に比べて一紙九五〇円程度であるから、総額約二千九百万円は節減することができた計算となる。

(マツトレスの中詰に黒綿を使用したもの)

(四四) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十九年二月、上杉繊維工業株式会社ほか五会社に中詰を黒綿としたマツトレス二六、三〇〇枚を総額五〇、〇三四、二〇〇円で製作させて購入しているが、これをわら詰とすれば約二千百万円節減することができたものと認められる。

本件マツトレスは、綿厚織七九Aの生地を使用し、黒綿三・八貫以上を詰めて縫い上げたものであるが、マツトレスには病院用等特殊用途のものは別として中詰用にはわら等を使用しても特に支障があるものとは認め

られず、また、保温力および日常利用上の便宜等格別劣るものとは思われない。いま、仮に海上自衛隊において使用しているわら詰のものと同程度のものを購入したとすれば、一枚当りの単価は一、一〇〇円程度で、二十八年度購入分だけでも総額約二千百万円節減することができた計算となる。

(水船の揚水ポンプの設計が適合しないもの)

(四五) 保安庁第二幕僚監部で、左のとおり

工 事	金 額	契約年月	しゅん功年 月	支払年月	請 負 人	名
建造 一五〇トン積水船一隻	一五、八〇〇、〇〇〇 円	二八 年 二月	二八 年 五月	二八 年 五月	飯野産業株式会社	
建造 一五〇トン積水船二隻	三〇、九五〇、〇〇〇 円	二九 年 一月	二九 年 三月	二九 年 三月	日本海重工業株式会社(当初)、飯野産業株式会社(二八、二九契約更改後)	
建造 二五〇トン積水船一隻	四、五〇九、〇〇〇 円	二八 年 二月	二八 年 五月	二八 年 六月	株式会社名村造船所	

水船四隻を建造したものがあつたが、その設計にあたり、揚水ポンプの揚程等の算定当を得なかつたため、実際の揚水に支障をきたしたほとんど使用してあらず、もし、当初から適切な設計をしたならば約三百万円を節減することができた計算となる。

本件各水船は、PF型船およびLSSL型船に給水する目的で新造したもので、その揚水設備としての揚水ポンプは揚程一〇メートルのポリウレタンポンプを装備することとして設計実施したものであるが、給水対象となつたPF型船には揚程不足となり、LSSL型船一隻だけに対してはようやく給水することができる程度で



ある。しかし、LSSL型船が停泊する場合は、四隻以上が一隊となつて並列接げん停泊することとなつてい  
るので、片側の一隻にけい留し順次給水ホースを延長して遠方の艦艇に給水することとなるが、この場合ホー  
スの延長に伴つて摩擦抵抗が増大するため第二船以遠の分については給水力不足であつて円滑な給水が不可能  
であり、これがため同船の配置を受けた大湊、舞鶴、横須賀各基地警防隊ではほとんど使用していない状況で  
ある。当局者はこれが改造を計画しているが、円滑な給水を可能ならしめるためには揚程四〇メートルのポン  
プと換装の必要があると認められ、これがためには電気設備の取換え分を合わせて一五〇トン積水船一隻当り  
一、四五六、四〇〇円の三隻分と、二五〇トン積水船一隻分一、〇五〇、〇〇〇円計五、四一九、二〇〇円の工事費  
を要するものと認められるが、もし、各船とも当初から揚程十分なポンプを装備し、一五〇トン積水船につい  
ては直接ディーゼル機関で駆動し、電気設備もこれに適合した設計とし、また、二五〇トン積水船については電  
気設備をポンプに適合した設計として施行したとすれば、当初実施したものより前者については一隻当り六六  
二、六〇〇円、後者については四五九、四九〇円の増額で足り、四隻分で二、九七一、九一〇円を節減すること  
ができた計算となる。

なお、一五〇トン積水船の揚水ポンプの駆動は、一五馬力ディーゼル機関によつて作動する発電機の電力に  
より直結の五馬力電動機を働かせることとしているが、もし五馬力ディーゼル機関によつて直接ポンプを駆動  
することとし、発電装置を八馬力四キロワットとして設計したとすれば、三隻で約八十四万円節減することが

できたものと認められる。

(四六) 物資器材の検収当を得ないもの  
(四七)

(昭和二十七年年度) (組織)保安庁 (項)警察予備隊費  
(組織)保安庁 (項)保安庁

保安庁における物資器材等の調達は、おおむねその数量が多く、その検収は抜取検査を例としているが、そ  
のうちには当該物資の組成材料の成分検査はほとんど実施されていないため仕様書の規格に比べてきわめて粗  
悪なものを検収しているものがあり、また、従来実施している方法では不良品発見の可能性が乏しく、結果的  
にもきわめて低い確率を示しているものがある。当局においても本院の注意によりこれが改善について検討中  
であるとの報告に接してはいるが、次のとおり、科学的な検査が困難なものとは認められないもの、また、大  
量の不良品を繰返し検収しており、この間当局者においてその方法等につき検討すべき余地が十分あつたと認  
められるものなどがあつて遺憾である。

(粗悪な火工品を再度にわたり購入したもの)

(四六) 保安庁第一幕僚監部で、日平産業株式会社から発射照明筒一型第一次分一五、〇〇〇個(昭和二十七年六月  
契約)、第二次分一〇、〇〇〇個(二十八年三月契約)、および発煙手りゅう弾一型一〇、〇〇〇個(二十八年三月  
契約)をそれぞれ製作させて購入し、総額一四、九〇六、一六〇円(うち二十七年支分六、八六五、四四〇円)  
を支出したものがあつるが、納入品に対する検査方法が適切を欠き納入後不良品を多数発見したのに改善の策を



講じなかつたため、粗悪なものが再度にわたり納入され著しく不経済な事態となっている。

(1) 本件発射照明筒一型第一次分一五、〇〇〇個は、二十七年七月から九月までの間に収納して各部隊に配布したものであるが、二十八年一月から三月までの間に現品に光薬不点火等平均六二%の高率な不良品があることが判明し、実用に供することができないため残品を回収し、一〇、六〇〇個を国の負担で同会社に改修させその代価として二、九一五、一八〇円を支払ったものである。

このように多量の不良品を生じたおもな原因は、薬品が主として水分により化学変化をきたしたためと認められるが、その検収方法をみると次のような欠陥がある。

(ア) 納入品五〇〇個を一ロットとしてそのうちから抜取検査を行なっているが、当局が採用している方法は確率上不良率一〇%のロットはほとんど全部が合格となり、不良率二〇%のロットでも一〇回中五回は合格することとなり、ゆるやかに過ぎるため不良品が見のがされる可能性が多大である。

(イ) 検収時に素材の吸湿度および外筒の気密度の検査を実施していない。

しかるに、第二次発注にあつても前回とほとんど同様の仕様で発注し、前回の納入品に不良品が多数発見された日平産業株式会社を加えた三会社を指名して再び同会社が落札したものであり、その検収にあつては前回と全く同様の方法で実施したものであるが、二十八年六月から七月までの間に検収のうえ各部隊に配布した第二次分一〇、〇〇〇個は、二十九年五月から六月までの間の各部隊の一斉検査の際、平均四

五%の不良率を示し、二十九年八月から九月までの間に松戸駐とん部隊ほか二箇所で本院会計実地検査の際、各部隊保管中のものから三三個を抽出して検査した結果では平均不良率九一%となっている。

(2) 発煙手りゅう弾一型は、二十八年七月に収納して各部隊に配布したが、その後各部隊で行なつた定期検査の成績をみると、二十八年九月から十月までの間に実施した結果は発煙不能等不良率平均三四%となつており、二十九年五月から六月までの間に実施した結果は不良率平均四四%となっている。また、二十九年八月から九月までの間に、松戸駐とん部隊ほか二箇所で本院会計実地検査の際各部隊保管中のものから各二一個抽出して検査した結果はほとんど全部が不良の状況である。本品についても、その検収方法に前記(1)と同様の欠陥が指摘される。

(毛布の混毛率が著しく低いもの)

(四七) 保安庁第一幕僚監部で、昭和二十九年二月、藤井毛織株式会社から毛布三〇、〇〇〇枚を四七、七〇〇、〇〇〇円で購入したものであるが、納入された現品は仕様書と著しく相違している。

本件毛布の検収は、担当者を工場に出張させ、完成品三〇、〇〇〇枚の中から四五〇枚を抽出して検査をしたとしているが、その実際は、単に外観検査だけであつて組成、染色堅ろう度等については、うち一枚だけについて判定したにすぎず、また、緯糸毛分含有率については、業者が試片について財団法人毛製品検査協会関西検査所から交付を受けて提出した検査成績書を信頼しているが、納入された現品は、注意して検収すれば品



質が規格に適合しないことが判明すべき程度のものである。しかして、同年八月、需品補給処における本院会計実地検査の際、本院および防衛庁が任意抽出した試料について立会実施した化学試験の結果によると、仕様書によれば毛布の緯糸紡毛糸は毛分八〇%以上(うち羊毛三〇%以上、化炭反毛五〇%以内)、スフ二〇%以内と定められているのに、緯糸の毛分は六〇%に及ばない状況であり、その後関西地区補給処在庫の同品について防衛庁が試験した結果も同様六〇%以下となっている。

### 第三法 務 省

#### (一) 一般会計

#### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

#### (四八) 経理のびん乱しているもの

宮崎地方検察庁で、昭和二十三年五月ごろから二十八年三月に至る長期間にわたり、収入金、保管金を職員の旅費、接待費、工事費、事務用諸経費等に使用し、その不足分を補てんするため収入金を保管金に繰り入

れたり、保管金を収入金として処理したり、また、物品購入代金等について正当支払額に付掛けして支出したりあるいは同庁日南支部の保管金を借り入れて一時取りつくりうなどびん乱した経理の行われたものが次のとおりある。

- (1) 二十三年五月から二十八年三月までの間に収納した罰金、科料等の収入金を旅費の立替、接待費、事務用諸経費に使用したり、または歳入歳出外現金を歳出金等に流用した分(③の一部)の穴埋めに六、〇九八、七〇四円を使用している。(二十七年五月現在の不足額は六九二、〇三三円である。)
- (2) 二十三年ごろから二十六年ごろまでの間に、立会封金を接待費等に五二〇、一二四円を使用している。(二十七年五月現在の不足額は四七三、〇九四円である。)
- (3) 二十四年一月から二十六年七月までの間に、日本銀行宮崎代理店に預入してある領置物換価代金等の歳入歳出外現金を正当な事由なく払いもどし、接待費、工事費、事務用諸経費または収入金を歳出金等に流用した分(①の一部)の穴埋め等に四、五六六、〇〇〇円を使用している。(二十七年五月現在の不足額は二、〇六九、〇〇〇円である。)
- (4) 二十四年十月から二十七年四月までの間に、架空の名義によりまたは正当支払額に付掛けして備品費、消耗品費、調査委託費等から三、二八〇、六一二円を支出し、前記(1)に記述した収入金を歳出金等に流用したものの穴埋めに二、六四四、一〇二円を、また、接待費等に六三六、五〇九円を使用している。



(5) 前記(1)から(3)までにより発生した不足額を埋めるために、二十七年五月、同支部歳入歳出外現金出納官吏の取り扱っている保管金三、三四五、九一一円を証拠として裁判所に提出する名目で引き出し、当時における本庁の収入金の不足額六九二、〇三三円、歳入歳出外現金の不足額二、〇六九、〇〇〇円および刑事領置金の不足額四七三、〇九四円をそれぞれ補てんしている。(残額一一一、七八三円は、後日、後述の責任者による弁納金とともに同支部に返還されている。)

右のように、長年にわたり会計経理の秩序を無視して歳入金、歳出金、保管金等の区分をみだり相互の流用が繰返し行われてきたため、結局、収入金、保管金等の補てんは困難となり、この間、責任者等において三、〇八四、八六八円を弁納し、二十九年四月本院会計実地検査当時においては、本庁分の収入金、歳入歳出外現金、立会封金は不足額がないことに整理されたが、同支部の保管金についてはなお六一二、九四二円が未補てんのままとなっている。

なお、本件についての責任者である検事正はいずれも既に退職し、事務局長に対しては二十八年九月免職の処分が行われ、また、会計課長は二十七年三月退職したが、後に横領罪の容疑で起訴され有罪の判決が確定している。

## 工 事

### (四九) 工事の施行が当を得ないためひいて出来形が不完全なもの

(組織)法務本省 (項)法務省施設費

札幌少年鑑別所で、請負に付した外へい新営工事の施行が当を得なかったため不完全な出来形となっているものがある。

右は、同所で昭和二十八年八月、大北機動株式会社に札幌少年鑑別所寮舎外へい新営工事を四、四四三、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、そのうち外へい工事は、施行が粗漏で、その出来形は効用にも影響があると認められる程度に不完全なものである。

本件外へい工事は、長さ九八間の間に一間毎に鉄筋コンクリート柱九九本を立て、柱間に鉄筋コンクリート板一〇枚を重ねるもので工事費一、〇一五、二三九円の見積となっているが、立柱工事の施行が適切でなかったため大部分の柱が傾斜していて、柱間にはめ込んだ板は不そろいとなって上下が十分に重なり合わなかったり、また、柱間は上部と下部で広狭があり、板が柱のみぞに十分はまっていけないなどその出来形はきわめて不完全なものである。その結果、柱と板の接着部に間げきを生じたり、脱落のおそれがあったりしているので両面からモルタルを塗りかろうじて押えている状況で、外へいとしての強度が減じている。

### 物 件 (五〇)(五一)

### (五〇) 購入契約が適正を欠き、かつ、価格が高価となったと認められるもの



(組織) 刑務所 (項) 矯正収容費  
 (組織) 少年院 (項) 矯正収容費  
 (組織) 少年鑑別所 (項) 矯正収容費

札幌刑務所で、収容者の副食用として購入した数の子および身欠にしんは、指名競争入札に付して購入したことになっているが、実際は入札前に本品の大部分が各矯正施設に発送されており、正式に競争入札を行なつたうえで契約を締結したものと認められないものがあり、その購入価格も著しく高価となっている。

右は、法務省矯正局長の指示(昭和二十八年十一月二十日矯正甲第一二八一号)によつて、数の子六、六九三キログラムをキログラム当り五一二円、身欠にしん一三、六一八キログラムをキログラム当り一〇〇円八〇(いずれも納入場所である各矯正施設までの運賃を含む。)の予定価格をもつて二十八年十二月十日指名競争入札に付し、挾間某が、数の子キログラム当り五〇〇円、身欠にしんキログラム当り一〇〇円総額四、七〇八、三五〇円で落札したこととしているが、本院で調査したところによると、本品は、札幌刑務所の委託によつて十二月七日から本件契約を締結した十二月十一日までの間に日本通運株式会社小樽支店小樽駅営業所から数の子五、五六〇キログラム(契約数量の約八三%)、身欠にしん一一、一二二キログラム(契約数量の約八二%)を一三七矯正施設に発送している事実によつても、本件は正式に競争入札に付して落札者を決定したものと認めがたい。また、その落札価格は、予定価格に比べて数の子はキログラム当り一二円低価となっているが、本件数の子は、北海道水産物検査所の三等合格品であるのに予定価格は当時の一等品に相当する価格でこれを積

算し、この間キログラム当り約百二十円程度の開差があるのみならずこん包費をキログラム当り一四円と見込んでいるなど積算がずさんで、かつ、著しく高価となっているのに、前記のように落札価格との差額はわずかに一二円にすぎないのも入札参加者六名によつて正当に競争された結果とは認められない。

いま、本院で北海道水産物検査所および札幌商工会議所について調査したところによると数の子三等品の契約当時のキログラム当り価格は三二五円から三五三円程度であつたから、これに運賃諸掛りをキログラム当り一八円としても三四三円から三七一円程度で購入することができたものと思われ、約九十万円が高価となつてゐる。

#### (五二) 作業についての見込違いにより購入機械が遊休となつてゐるもの

(昭和二十七年) (組織) 刑務所 (項) 刑務作業費  
 東京拘置所で、昭和二十七年四月、印刷作業用として、日本事務機株式会社から二、三三八、〇〇〇円で購入したマルテリス輪転機一式および付属タイプライター三台は、その作業能力に相応する注文量がないため遊休状態となつてゐる。

右輪転機は、高度の印刷能力を有するもので、官庁等からの謄写印刷の受注を見込んで購入し、その後二十八年十一月豊多摩刑務所に保管転換したものであるが、購入以来二十九年九月実施した本院会計実地検査当時までに二年余を経過しているのに、この間広告等一八、一〇〇枚、作業規程等六六〇冊を印刷しただけでほと



んど遊休化している。官庁等において謄写印刷にするものは手軽かつ迅速に仕上げることを要請される場合が多いのであるから、刑務所のような注文に手続が煩雑で仕上げまでに相当の時間を要するものには多くの受注を期待することができないものであり、ことに、本機は高度の性能を有し(作業員を限定される)、印刷の用紙寸法は日本工業規格B列4番が限度となっているから、これを十分に利用するためには相当多量の注文が継続してなければならぬのに、これらの事情についての検討が十分でなかったため前記のような結果となったのは遺憾である。

不正行為

(五二) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(注) 前橋地方検察庁ほか五箇所で、昭和二十七年四月から二十九年二月までの間に、関係職員により罰金、訴訟費用等として納付された現金または領置金、領置物換価代金をそれぞれ正規の取扱をしないでほしいままに領得されたもの、あるいは歳入歳出外現金および登録税として納付された収入印紙をほしいままに領得されたものなどが一事項五万円以上のもので四事項二、〇三四、〇四〇円(うち二十九年九月末現在補てんされた額三〇六、〇八七円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり二件一、一二八、六二〇円である。

(注) 前橋、釧路両地方検察庁、福井地方検察庁敦賀支部、前橋、敦賀両区検察庁、釧路地方検察局帯広支局

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
(五二) 前橋地方検察庁および前橋区検察庁	検察事務官 白石 某	二七、一一から二八、一一まで	五〇四、五八四円	〇
(五三) 釧路地方検察庁	歳入歳出外現金出納官吏 藤 某	二七、四から二八、一二まで	六二四、〇三六円	〇
計				一、一二八、六二〇

第四大 蔵 省

(一) 一般会計

国有財産の管理および処分

国有財産の管理および処分に関する昭和二十八年年度の検査は、機械器具等の管理および処分、旧軍工しよう等の一括転用による処分、船舶共有持分の管理等に重点を置いて施行した。その結果は、概要次のとおりである。



## (処分収入および利用収入について)

全国一〇財務局の二十八年度における国有財産の処分収入および利用収入の徴収決定済額は百一億三千八百余万円で、これに対し収納未済額が九億七千九百九十余万円あり、徴収決定済額の九〇余に当たっているが、既往年度分の二十八年度末における収納未済額八億八百余万円を合わせると収納未済額の累計は十七億八千七百七十余万円に達する状況で、そのおもなものは船舶共有持分の一部償却額および金利等六億九千九百余万円、国有財産の使用料四億三千百九十余万円、財産税等物納財産の処分収入二億四千二百九十余万円、土地および建物の売払代二億四千九百九十余万円で、このような結果となったのは、債務者の経営不振、当局者の徴収決定遅延等によるものと認められる。

二十八年度分の使用料として同年度中に徴収処置を講じなければならなかったのにこれを翌年度に繰り越したものが五万六千九百余件六億四百九十余万円あったので、その処理の促進を要請したところ、財産税および相続税等の物納財産一億九千九百余万円を除くほかは二十九年九月末までにおおむね徴収決定を了したが、右物納財産については、当局者は使用料を徴収することによって売渡処分をきたすことをおそれ、売渡処分の完了したものに於いてだけ売渡代金が納入される前日までの使用料を徴収決定する方針を採っている。

このため、二十二年度から二十八年度までの分で約五億七千九百余万円(二十九年七月末現在)あつて、このように未納使用料が累積することは、かえつて物納財産の利用者に買受を忌避させる結果を招来するなど今後の処理を

一層困難ならしめるものと認められる。

## (機械器具の管理および処分について)

旧陸軍省、海軍省および軍需省の所管に属していた機械器具で、全国一〇財務局が二十八年度首において管理していたものは百一十一万六千九百個台帳価格(以下「価格」という。)十二億九千九百余万円で、年度内に引継漏れの発見により七千九百個価格三千九百余万円を増加し、売渡等により七万四千九百個価格二億五千九百余万円を減少したので、差引同年度末現在額は百四万八千九百個価格九億八千九百余万円となっている。

右に対する管理および処分について一〇七箇所のうち六三箇所を検査したところ、処分については、価格算定の一方として指数計算を採用しているが、指数計算にたより過ぎる傾向を改め、実情を精査し精通者の意見をも徴して価格を決定する方針を採るようになり改善の跡が認められるが、管理については、なお不十分と認められる状況である。

## (旧軍工しよう等の一括転用による処分について)

旧軍工しよう等の各施設をそれぞれ一括して民間工場に転用するものとして、二十八年度中に随意契約により売り渡したもののうち一件一億円以上のものをあげると、左のとおり、株式会社神戸製鋼所ほか八会社分四十八億千七百九十余万円ある。



口 座 名	所在地	売 渡 価 額	売渡契約年 月 年	売 渡 先
元大阪陸軍造兵廠播磨製造所	高 砂 市	一、四一四、六一一、〇〇〇 円	二八、九 月	株式会社神戸製鋼所
元大阪陸軍造兵廠枚方製造所	枚 方	九四二、八五〇、七八〇	一〇	株式会社小松製作所
元 光 海 軍 工 廠	光	七八〇、〇〇一、三〇六	二九、三	八幡製鉄株式会社
元名古屋陸軍造兵廠高蔵製造所	名 古 屋	五八三、七三六、六七八	二八、九	大同製鋼株式会社
元第一海軍技術廠支廠	横 浜	三七一、三七六、五八三	二九、三	東急車輛株式会社
元 光 海 軍 工 廠	光	二五一、四四九、八六八	二八、一	武田藥品工業株式会社
元第三海軍燃料廠	徳 山	一九九、五三四、一五一	二九、三	昭和石油株式会社
元横須賀海軍工廠造兵部	横 須 賀	一六一、六九六、八九二	二九、三	東京芝浦電気株式会社
元横須賀海軍工廠造兵部	同	一一二、〇二四、三一六	二九、三	大洋漁業株式会社
計		四、八一七、二八一、五七四		

本院は、これらの個々のものについて契約締結に至るまでの経緯、特に売渡対象物件の選択の自由の有無および評価の内容の当否等について検査したところ、土地、建物、機械等の各要素別にみると適確な評価とはいえないものもあるが、施設の一括転用を条件とする処分であり、収益性、市場性等から総合的に勘案すると、その売渡価額が適正を欠いたかどうかは容易に決定し難いところであつて、これらについてはなお検査を続行する。

(共有船舶の管理について)

船舶公団の解散に伴い、同公団の所有していた共有船舶三〇七隻に対する持分百二十億八百余万円は、船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)により二十五年十月国に引き継がれ、

二十六年年度までは大蔵省が、また、二十七年年度以降は各財務局が船主との共有契約の条項に基いて持分の管理に当り、一定の利益がある場合等に徴収決定した持分の償却額および金利の回収に努めているが、海運界不況の影響を受けてその収納成績ははなはだしく不良である。

いま、その状況を見ると、二十八年度首において二六五隻その持分百八億二千百余万円あるが、同年度において徴収決定した額は七億七千二百余万円で、海運界の不況による各共有船舶の収支決算の不良に基き前年度の十億四千四百余万円に比べて半減している。

また、収納未済額は三億五千二百余万円に達し、これに既往年度分の収納未済額三億三千八百余万円を加えると収納未済額の累計は六億九千余万円の多額を示している。

本院が、船舶共有持分の管理および償却ならびに金利の回収の状況を検査した結果によると、管理が行き届かないのと、海運界の不況を反映して船主側に共有契約違背の事実が少なくなき、たとえば船体保険契約を締結していないもの、船主の共有持分を国に無断で譲渡したまたは抵当権を設定しているものがあつたほか、当局の取扱においても、船主の不信行為により国に不利をきたしているものに対する処理において欠けるところがあり善処を要するものと認められる。

不 当 事 項



租 税 (五四)―(九四)

(五四) 徴税に關し処置當を得ないもの

(九三)

(部)租税及印紙収入 (款)租税

国税庁管下各稅務署で、課税については、税法の適用または資料の収集等が當を得なかつたため課税の公平を失し徴収不足または徴収不能となつたものがあり、また、徴収については、未納の国税に充當すべき過誤納金を還付したり、財産調査が不十分なため差押の時期を失し不納欠損または滞納処分執行停止をしたものなどがあり、そのおもなものをあげると次のとおりである。

(一) 法の適用當を得ないもの

(五四)

青色申告の承認申請が法定の期限を過ぎて提出されたのに、青色申告制度の育成を事由としてこれを認めたる結果、法人税の徴収不足をきたした計算となるものが左のとおり四件二、九八三、六四〇円あるが、これは法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十五条第三項の規定に違反したゆるやかに過ぎる取扱と認められる。

稅務署	年度	徴収不足額	青色申告として取り扱つた事業年度	青色申告承認申請年月日	納稅義務者
(五四) 浪速	二八	一七二、四五〇円	二七、六、一四から(設立)二八、五、一四まで	二八、三、一一日	株式会社国樹商店

4839

UK 4840

(五五)

同

シ

一四九、六九〇

二七、四、一六から(設立)二七、九、一六まで

二七、七、一八

株式会社三和倉庫

(五六)

豊

能

二七

二、五〇六、五六〇

二五、一一〇から二六、一一〇まで

二六、五、三一

正同化学工業株式会社

(五七)

左

京

シ

一五四、九四〇

二六、三、四から二七、三、四まで

六、一六

京都米穀株式会社

計

二、九八三、六四〇

(二) 課税の時期を失したため時効が完成し徴収不能となつたもの

(五八)

岐阜南稅務署で、岩田某が昭和二十三年十一月岩田建設株式会社の株式払込資金四、〇一〇、〇〇〇円を岩田某ほか三名に贈与しているのにこれについての資料の収集および署内の連絡が不十分であつたため課税処理が遅延し、二十九年二月時効が完成して税額二、〇〇三、〇〇〇円が徴収不能となるに至つたのはその処置當を得ない。

(三) 過誤納金等を未納の国税に充當徴収しなかつたもの

(五九)

過誤納となつた国税、欠損繰もどしによる法人税還付金およびその還付加算金は、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十一条ノ五または法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十六条の四の規定により

他の未納の国税(延滞金等を含む。)に充當することとなつてゐるのに、未納額の調査不十分等によりこれを充當徴収することなく還付したものが左のとおり一三件一〇、五八〇、六七二円あつて、一部についてはその後収納されたが二十九年九月末現在六、一五七、二一八円がなお収納に至つていない。



事務署	過誤納金等および還付加算金	還付年月	納税者	還付当時の他の未納の国税	同上中充 当徴収すべき金額 (現 在)	収納未済額 (元、九三〇) 円
(五九)	日本橋 所得税 還付加算金 三、二七〇	年月	米 沢 某 所 得	税 三、三〇〇	三、三〇〇	四〇、〇〇〇
(六〇)	京 橋 所得税 還付加算金 六、四六〇		野 本 某 所 得	税 五、八〇〇	七六、三三〇	〇
(六一)	本 郷 法人税 還付加算金 二、八〇五		富士平工業株式会社	利子税および延滞加算税 一、五八七	一、五八七	一九、七六六
(六二)	下 谷 法人税 還付加算金 六、三三三		凸版印刷株式会社	非戦災者特別税 二、五三〇	二、五三〇	一三、一七〇
(六三)	品 川 法人税 還付加算金 三、四三〇		七恵興業株式会社	延滞金 五、七五〇	一三、一七〇	一三、一七〇
(六四)	神奈川 法人税 還付加算金 二、九二六		源泉徴収所得税	五、八六八	五、八六八	五、八六八
(六五)	兵 庫 法人税 還付加算金 二、六〇〇		日産自動車株式会社	利 子 税 九、九〇〇	一三、三七〇	〇
(六六)	神 飾 法人税 還付加算金 一、四一〇		日和産業株式会社	同 五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
(六七)	札 幌 法人税 還付加算金 三〇、二〇〇		株式会社水瀬製革所	利子税および延滞加算税 四、八七〇	四、八七〇	〇
(六八)	同 法人税 還付加算金 一、〇〇〇		合資会社池内商店	同 二、九四〇	二、九四〇	一五、〇〇〇
(六九)	一 宮 還付加算金 還付加算金 三、〇〇〇		羽幌炭礦鉄道株式会社	同 三、八三〇	三、八三〇	三、八三〇
(七〇)	碧 南 所得税 還付加算金 三、九二〇		株式会社加藤染工場	同 五、四三〇	三、〇一〇	〇
(七一)	大 垣 法人税 還付加算金 九、〇八八		株式会社利子税	等 三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、七〇〇
計					一、〇五〇	六、二七二

(四) 滞納処分に関し処置当を得ないもの

(七二) 納税者が督促状の指定期限までに税金を完納しないときは納税者の財産を差し押えることができるのであるが、各税務署の実情をみると、納付誓約等にたより、差し押えるべき財産があるのにこれを差し押えないためまたは不動産(または電話加入権)を差し押えながら差押登記(または登録)の嘱託を怠ったため納税者により他に売却され、しかも納税者は無財産または所在不明となり、やむを得ず滞納処分の執行停止または不納欠損の処理をしなければならなくなったものが多く見受けられる。また、差し押えた動産は納税者に保管させるものが多いが、差押物件の確認をしないで単に帳簿上の物品により差し押えるなどのため、その後調査すると現品が存在しなかったりまたは不都合となっていたりするものが見受けられ、はなはだしいのは滞納整理票を紛失してなら徴収上の処置を執らなかつたものもある状況であつて、本院会計実地検査の結果判明したおもなものあげると、神田ほか二二税務署において左のとおり二二件一二、九九四、〇〇八円ある。

税務署	元年度および税目等	金額	滞納者
(七二)	神 田 二四年度所得税等	一、〇〇六、五九五	小早川某ほか一名
(七三)	本 郷 二二年度所得税等	五六五、五五〇	吉川某ほか一名
(七四)	浅 草 二二年度所得税等	一、一八九、〇九〇	中森某
(七五)	蒲 田 二〇年度法人税等	一八二、四一九	株式会社唐沢鉄工所
(七六)	澁 谷 二四年度所得税等	一七六、七三七	渡会某
(七七)	淀 橋 二四年度源泉徴収所得税等	二〇二、一九二	鉄道電材工業株式会社
(七八)	荒 川 二二年度増加所得税等	七八五、四六九	尾身某ほか四名



税務署	元年度および税目等		金額	滞納者
	滞	納		
(七九) 江東	二四年度源泉徴収所得税等	三四九、六〇〇円	渡辺某ほか一名	
(八〇) 川崎	二三年度取引高税等	二八〇、〇九九	海老沢某	
(八一) 川口	二三年度所得税等	二、三八五、七一八	川崎某ほか四名	
(八二) 川越	二四年度財産税等	一九〇、一三四	大野某	
(八三) 栃木	二二年度源泉徴収所得税等	五五二、九三三	岡田木材工業株式会社	
(八四) 神戸	二七年度法人税等	三七一、三九〇	南和食品工業株式会社	
(八五) 函館	二四年度源泉徴収所得税等	三四九、三〇四	株式会社日本鑄工所ほか一名	
(八六) 仙台	二二年度所得税等	一、九九五、一五二	芳賀某ほか五名	
(八七) 弘前	二二年度所得税等	一七四、七三八	豊田某	
(八八) 黒石	二五年度法人税	六六七、三九三	有限会社黒織	
(八九) 呉	一三年度源泉徴収所得税等	五一八、一一六	日新建設有限公司	
(九〇) 岩国	二四年度法人税等	三五八、二四四	渡辺紙業株式会社	
(九一) 尾道	二二年度所得税	一三八、二二七	宮丸某	
(九二) 福岡	一三年度源泉徴収所得税等	二八五、二七一	三協電気商会株式会社	
(九三) 川内	一三年度物品税等	二六九、六三七	薩摩共栄工業株式会社	
計		一一、九九四、〇〇八		

(九四) 租税払もどしに關し処置当を得ないもの

(組織) 税務官署 (項) 租税払戻金

福岡国税局で、昭和二十八年五月、九州鉄道工業株式会社に対し法人税過納額二二二、八一二円、同還付加算金二二二、五八〇円を支出しているが、右は、佐賀税務署で、二十三年九月、同会社の二十一年六月から二

十二年五月までの事業年度分再更正による増差税額七三、二〇五円の納税告知にあたり、誤って当初の更正増差税額二二二、八一二円を含めて二九六、〇一七円の納税告知書を発したばかりでなく、二十八年一月ようやく過誤納であることを発見したため余分の還付加算金を支出するに至ったもので処置当を得ない。  
右のほか、半田税務署で、二十七年十月、半田重工業株式会社に対し法人税等の過納額に対する還付加算金三六五、四四〇円を支払っているが、還付加算金の期間計算に關し法律の適用を誤ったため支払う必要がなかったものであり、本院會計実地検査の際注意したところ二十九年三月全額を回収した。

物件 (九五) (一二七)

(九五) 旧軍用財産の整理が著しく遅延しているもの

旧軍用財産で、終戦後大蔵省が引き継いだものは膨大な数量に達し、その管理処分に當った大蔵省および管下の各財務局はこれが整理の促進に努力してきたところであるが、従来処分に重点を置き、管理についてはまだ十分でなかつたと認められる。

本院は、国有財産台帳等による内訳明細と現品との対照を実施するほか、更に国有財産台帳の記載漏れ等固有財産法上の処理未済の有無等について検査した結果、台帳に記載されていないもの、使用料の徴収決定等適宜の処置が長期にわたって講ぜられていないもの、または借受人等によってほしいままに処分されてそのままとなっているものなどの事例を指摘してその善処を促した。その事項数は二二、求償未済額一一、八三三、〇五二



円、使用料の徴収決定未済額六、三二一、〇八三円で、そのうちには本院の注意により損害の求償、使用料の徴収等の処置を講じ、実効を期待することができると認められるものもあるが、物件の所在不明に加えて借受人等が行方不明となつていゝるものもあつて、善後処理の見込が乏しいものも少なくない状況であり、旧軍用財産の管理についてはなお一段の努力を要するものと認められる。

いま、本院会計実地検査の結果判明したおもなものをあげると次のとおりである。

- (九五) 関東財務局横浜財務部で、昭和二十一年一月から横須賀市所在元横須賀海軍施設部吉井変電所の施設(土地一、四四九坪、建物八〇坪、機械一七七個)を東京電力株式会社(元関東配電株式会社)に使用させているが、二十九年二月本院会計実地検査の際の調査によると、右のうち機械の使用料において二十六年五月から二十九年三月までの分約百三十五万円が徴収決定未済となつていゝるばかりでなく、前記施設に接続する電力地下線の旧工作学校線二、六七二メートル、旧通信学校線一、六二五メートルおよび旧下浦線一、〇八五メートル計五、三八二メートルは国有財産台帳に記載されておらず、また、同会社が前記施設と同時に使用を開始してゐるのに、当初から二十九年三月までの使用料約百五十六万円が徴収決定未済となつていたので注意したところ、電力地下線については三月台帳の記載を了し、また、使用料は七月機械に対する二十八年度までの分一、三五二、五八二円、電力地下線に対する二十七年度までの分一、二〇一、五七〇円を弁償金として徴収決定し、九月末までに一、二〇一、五七〇円を収納した。

- (九六) 関東財務局横浜財務部で、旧海軍が神奈川県山北町所在の江戸川化学工業株式会社山北工場内に設置した過酸化水素製造装置の一部を終戦後引続き同会社に使用させていゝるが、長期にわたつて適宜の処置も講じないで放置し、二十年八月から二十九年三月までの使用料約八十二万円が徴収決定未済となつていゝるばかりでなく、国有財産台帳には右装置の一部分にすぎない真空ポンプ、圧縮機、排風機等が個々の機械器具として記載されていゝるにすぎず、また、右装置の付属品のうち約二十点(当局者の時価評価額約四百八十万円)が破損し、または原因不明の亡失等をきたしてゐるのに損害の求償もしてゐなかつたので注意したところ、二十九年十月および十一月台帳の記載を了したが、十一月末現在まだ使用料の徴収決定および損害額求償の処置が執られてゐない。

- (九七) 関東財務局千葉財務部で、昭和二十一年七月以降千葉栄養食工業株式会社に千葉市所在元千葉陸軍兵器補給廠の土地三、二四一坪、建物六四九坪(二十五年四月以降は土地四、七九四坪、建物八八三坪)を使用させ、二十七年七月その使用認可を取り消したものがあゝるが、その後においても朝日産業株式会社が、次いで昭和食品工業株式会社が無断で使用して現在に至つてゐるのに適宜の処置も講じないで放置し、二十六年以降二十八年度までの使用料約六十五万円も二十九年十一月末現在まだ徴収決定されてゐない。

- (九八) 中国財務局呉出張所で、呉市所在元第十一海軍航空廠所屬の高圧ガス容器一、八九〇個および工具類八四個等を昭和二十一年四月から二十六年十月まで株式会社播磨造船所呉船渠に、同月以降は呉酸素株式会社に使



用させているが、これらの物件は国有財産台帳にも記載されていないし、また、使用当初から二十九年三月までの使用料が徴収決定未済となっていたので注意したところ、同年六月台帳の記載を了し、九月前記期間の使用料として二、七六九、八三七円を徴収決定したが、同月末現在まだ収納されていない。

(九九) 契約外の物件を搬出されたもの

(九九) 関東財務局新宿出張所で、東京都伊藤某に同出張所構内の元陸軍技術本部地内にあった工作物等を、昭和二十八年十一月から二十九年二月までの間に三回にわたり随意契約により価額五〇、七一〇円で売り渡したが、引渡にあたり現場監督の処置が当を得なかつたため、地下に埋設してあつた契約外の通信用地下線四三六メートル等(当局者の評価額約二十九万円)を同人によりほしいままに発掘のうへ搬出されたものがある。

なお、二十九年十一月弁償金として二九七、〇三六円を徴収決定したが、同月末現在まだ収納されていない。

(100) 近畿財務局京都財務部で、昭和二十七年九月、長谷川鉄工株式会社に随意契約により宇治市所在元東京第二陸軍造兵廠宇治製造所の木造建物一むね延七三三坪等を解体撤去を条件として価額三九五、一四〇円で売り渡したが、買受入は右解体撤去物件の搬出にあたり、契約外の電力地下線四三三メートル(二十七年九月当時の当局者の評価額約四十六万円)をほしいままに搬出しているのに二十九年十一月末現在まだ求償の処置が執られていない。

(101) 国有物件の損害に対する処置当を得ないもの

北九州財務局長崎財務部佐世保出張所で、昭和二十三年九月以降、長崎県原口某に元佐世保海軍施設部所属のディーゼル機関ほか二個を使用させていたところ、同人は二十六年十一月に至つて右機械が二十四年三月の鉱山坑口の土砂崩壊により埋没し返還不能となつた旨を申し出たのに対し(鉱業者は埋没の事実を認めていない)、十分の調査もしないでこれを承認し、現品の返還に代えてわずかに鉄くず三トンを同人から提供させておき、また、その後あたかも右機械が返還されて同出張所に現存していたように作為して処理したものがあつた。

右ディーゼル機関等の損害については、原口某の申出も埋没したといふときから著しく遅れているものであり、また、埋没したといふ箇所も当初の使用条件に違背するものであるから、その事実があつたかどうかを調査して適当な求償の処置を執らなければならぬのにこれをしないで、二十六年十一月当時の評価額四十万円を下らない現品に対しわずかに六万円程度の鉄くずを代替として提供させておき、その後二十九年六月牛島某に対して他のくず化機械器具の売渡処分をした機会にこの鉄くずを含めて売り渡し、これによつて本件現品を売り渡したように装つたのは処置当を得ない。

なお、本院の注意により原口某から機械の使用料および返還不能に対する弁償金を支払わせることとしたというが、二十九年九月末現在まだその処置が執られていない。



(一〇二) 機械器具等の売渡価額が低価に失したるもの

(一〇三)

(部) 政府資産整理収入 (款) 国有財産処分収入 (項) 国有財産売却代

(一〇二) 東海財務局津財務部で、昭和二十九年三月、随意契約により中部電力株式会社に四日市市所在元第二海軍燃料廠山の手福利施設の電力線路一式(電線、電柱、腕木)を価額二、三八一、〇三〇円で売り渡しているが、そのうち電線の価額一、九七二、六〇〇円の評定にあたり、耐用年数経過後の残存価格率(以下「残存価格率」という。)が低率に失したためひいて売渡価額が著しく低価となつてゐる。

右電力線路は、二十一年十二月以降同会社に使用させていたところ、無断で撤去して他の配電地域の補足資材として使用したので、これを追認し売渡の処理をしたものであるが、そのうち電線の評価についてみると、複成価格(架線費を含む。)を五、六六三、五二〇円とし、これを基準として、木造建物の経年償却に準じ耐用年数を二〇年、残存価格率を一〇年として計算した額二、一九一、七八二円から一〇%の被害額を控除して一、九七二、六〇〇円と評定してゐる。

しかし、本院の調査によると、本件売渡当時の銅線くずの市中取引値段は新品価格(被覆線)の六〇%程度で、前記架線費を含めた複成価格に対しては五〇%程度となるのに、これをわずかに一五%とみた当局者の計算は著しく低きに過ぎるものと認められる。

(一〇三) いま、仮に電線の前記複成価格から架線費を控除すると、新品価格は四、六三一、三七二円となり、これを

基準として残存価格率を六〇%、耐用年数を二〇年、経過年数を一〇年、被害額を一〇%として計算すると約三百二十万円となるが、これから撤去費を差し引くと約三百万円が算出されるので、電柱および腕木を除外しても本件売渡価額は約六十万円低価となる状況である。

なお、本件に対しては、当初からの使用料約九十万円が二十九年九月末現在まだ徴収決定されていない。

(一〇三) 中国財務局呉出張所で、昭和二十八年五月、大多喜天然瓦斯株式会社に呉市所在元呉海軍工廠所属の高圧気蓄器(二五〇リットルから五〇〇リットル)五七個を随意契約により価額一、六二五、七〇〇円(一個当たり平均二八、五二二円)で売り渡しているが、右価額評定の基礎となつた新品価格、経過年数等が適当でなかつたためひいて売渡価額が著しく低価となつてゐる。

本件器具は、二十六年四月以降同会社に使用させていたものを売り渡したもので、右売渡価額算定の内容をみると、当局者は日本理化学工業株式会社広島工場について調査した新品価格五、七九四、六〇〇円(総重量三八・九トン、トン当り約十五万円)を採用しているが、本院において本件製作者住友金属工業株式会社その他の精通者について調査したところ、本件売渡時の新品価格はトン当り特殊鋼製品八〇〇、〇〇〇円程度、普通鋼製品五〇〇、〇〇〇円程度で、特殊鋼製品と認められる三九個については八〇〇、〇〇〇円、製作者不明の一八個についてはこれを普通鋼製品とみなして五〇〇、〇〇〇円を採用し、これから多量製作による原価減等三〇%を控除するとともに、耐圧試験の結果気蓄能力が劣るものについて価値減を考慮すればトン当り二九七、五〇



○円から五六〇、〇〇〇円となり、これによつて計算しても本件の新品価格は総額約千八百九十万円となるのに、これを前記五、七九四、六〇〇円と評価した当局者の計算は著しく低価と認められるばかりでなく、経過年数が九年から一七年であるものを一二年および一五年としているのも妥当でない。

いま、仮に新品価格は本院の調査額一八、九〇六、三四五円により、これから買受会社について調査した本件に対する欠品破損補修額一、五三九、〇〇〇円(当局者はきわめてきん少な額を計上している。)を控除し、耐用年数については気体貯蔵そうに準じて三五年(当局者は二〇年)、耐用年数経過後の残存価格率についてはくず価格と新品価格との比率三・四%(当局者は一五%)とし、各現品の経過年数九年から一七年および一九年(経過年数不明のもの。当局者は一五年)に対応する残存価格率を乗じて価額を計算すると約四百四十八万円(一個当り特殊鋼製品一〇三、五八九円、普通鋼製品二四、五五三円、平均七八、六三一円)となり、本件売渡価額は約二百八十五万円低価となる計算である。

なお、本件と同一規格品で旧軍使用のものの中古品としての同時期における市中取引価格を調査すると、特殊鋼製品は一個当り十二万円から十三万円程度で売買されている状況である。

(一〇四) 用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの

国有財産は、産業保護奨励のためまたは学校教育施設その他公共の用途に使用させるためには、競争契約によらないで随意契約によりその用途ならびに用途に供すべき期日および期間を指定して特定の者に売り渡して

いるが、買受人により転売されているのに、その後の監査が行き届かなかつたため条件違反の事態がそのまま放置されていたものが左のとおりある。

本院は、このような違反事項の未然の防止についても、また、発生後の処置についても当局者に対して注意を促し、当局者も売渡後の監査を計画的に実施するなどその取扱に改善の跡が認められるが、ここに掲記されたものについては、昭和二十九年九月末現在まだ適宜の処置が執られていない。

庁 名	区分	数量	所在地	売却先	売却年月	売却価額	転売先	指定用途
(一〇四) 関東財務局	土地	1,013	東京都	巴冷蔵株式会社	二五、二三月	四、九六〇、三〇〇円	北海道水産加工業協同組合連合会	水産物加工、冷蔵庫および製氷工場敷地として一〇年間使用
	工作物	1	(元海軍水路部)	巴冷蔵株式会社	二五、二三月	四、九六〇、三〇〇円	協同組合連合会	同上
売渡後三箇年を経過してもその用途に供していなかつたので本院で注意したところ、二十九年十月契約を解除した。								
(一〇五) 同	土地	4	東京都	財団法人河田母子厚生会	二六、一三月	七、一五七、五	松竹株式会社ほか一名	遺児寮、母子寮、授産施設および実費診療所等の敷地として一〇年間使用
	工作物	2	東京都	財団法人河田母子厚生会	二六、一三月	二、四六、三〇〇	同上	同上
(一〇六) 同	土地	3	東京都	萱場工業株式会社	二六、三三月	二、二二、一〇〇	東京築地青果株式会社	機械器具の集積倉庫敷地として一〇年間使用
(一〇七) 同	土地	1	東京都	株式会社倉田商店	二六、三三月	四七〇、九六〇	同上	事務所および倉庫敷地として一〇年間使用
(一〇八) 同	土地	1	東京都	日本産業株式会社	二六、三三月	一〇、一八〇、〇〇〇	同上	工場および倉庫敷地として一〇年間使用



(二〇九)	近畿財務局 大津財務部	建物	滋賀県神崎郡 元飛行第三戰隊	財団法人聖靈 病院	聖靈病院新築資材 として一〇年間使 用	先指 定用途

備考 (ア) 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、工作物は個とする。  
(イ) 転売価額は当局者の調査報告額による。

(二一〇) 国有財産の売渡代金および使用料の徴収処置当を得ないもの

(部) 政府資産整理収入 (款) 国有財産処分収入 (項) 国有財産売却代金 ほか二科目

国有財産の売渡代金の徴収については逐年好転しているが、なお、代金納付前に物件を引き渡し、そのうちには買受人によって他に処分されているのに代金が収納されていないものがあり、また、土地、建物、工作物、機械等の使用料についても毎年定期に徴収決定しなければならぬのに長期にわたって放置していたり、数年度分を遅れて一括徴収決定したりなどして収納未済となっているものがある。

よ、本院会計検査の結果判明したもののうちおもな事例をあげると、左のとおり売渡代金において二件一三、四七七、四〇〇円、使用料において一六件三一、二一九、〇八八円計四四、六九六、四八八円ある。

(一) 売渡代金の徴収処置当を得ないもの

(二一〇)	中国財務局	船	一	徳山市 (元海軍省)	中央鋼業株式会社	二六、六二、六六六、〇〇〇	二十九年末現在三、〇一〇、〇〇〇円収納未済

(一一一)	山口財務部 部岩国出張所	機	一	光市 (元光海軍工廠)	株式会社周東機械製作所	二七、四一、八三三、四〇〇	二十九年末現在一、三三一、四〇〇円収納未済

備考 数量欄の単位は、機械器具は個、船舶は隻とする。

(二) 使用料の徴収処置当を得ないもの

(一一二)	関東財務局	土地	三、〇〇九	東京都 (元南豊島御料地)	日本赤十字社	二六、四三三、七七一	二十九年末現在 在徴収決定未済
(一一三)	同	同	六、六五	東京都 増上寺ほか一箇所	石黒某ほか九二名	二二、五三三、三三〇	同
(一一四)	同	機械器具	三三	東京都ほか五箇所 元東京第一陸軍 造兵廠十工場 ほか五箇所	東京重機工業株式会社	二七、四三三、八三三	二十九年末現在 決定、九月末現在 全額収納未済
(一一五)	同	土地	四、一〇	東京都 (元南豊島御料地)	東京都	二二、四三三、七七一	二十九年末現在 在七〇六、八二五 円収納未済、一、 一七、九六二円 徴収決定未済
(一一六)	同	土地	三六、四五三 四、九五五	東京都 (元陸軍少年通信 兵学校)	日本電信電話公社	二七、四三三、四〇〇	二十九年末現在 在徴収決定未済
(一一七)	同	機械器具	二	昭島市ほか一箇所 元陸軍航空工廠 ほか二箇所	木田重工業株式会社	二六、一三三、三三六	二十九年末現在 在三四一、一九〇 円収納未済、一、 〇一、一八七円徴 収決定未済



庁名	区	分数	量	所在地	使用者	使用料を徴収すべき期間	使用料	摘要
(一一八)	関東財務局	機	三	東京部ほか二箇所 元東京第一陸軍 造兵廠十條工場 ほか三箇所	株式会社市川製作所	二七、 四から 二九、 三まで	一、四、三 元	二十九年九月末現 在徴収決定未済
(一一九)	同	同	三	横須賀市 元横須賀海軍工 廠ほか二箇所	名古屋 某	二六、 四から 二九、 三まで	六七、〇 六元	二十九年九月末現 在二九、一、五八三 円収納未済、三七 九、四四三円徴収 決定未済
(一二〇)	同	同	二〇	東京都 元東京第一陸軍 造兵廠十條工場	清水機械株式会社	二六、 四から 二九、 三まで	五七、三 七元	二十九年九月末現 在二二、六四四円徴 収決定未済、二四 二、二二六円徴収 決定未済
(一二一)	同	同	六、三四 三四	横浜市 元第一海軍技術 廠支廠	株式会社東京光音研 究所	二七、 四から 二八、 一まで	五二、〇 二元	二十九年九月末現 在二四、〇、四九七 円収納未済、三二 一、五八五円徴収 決定未済
(一二二)	同	同	三、八元 五五	習志野市 元鉄道第二聯隊 材料廠	京成電鉄株式会社	二七、 四から 二九、 三まで	二、〇〇、八 三元	二十九年九月末現 在徴収決定未済
(一二三)	同	同	四	光市 元光海軍工廠	株式会社富岡機械製 作所	二七、 四から 二九、 四まで	一、四八、六 二元	二十九年五月およ び八月徴収決定、 九月末現在全額収 納未済
(一二四)	近畿財務 部	京都財務 部	八、六元	京都市 相国寺	宗教法人相国寺	二二、 三から 二九、 三まで	一、一〇〇、〇 〇元	二十九年九月末現 在徴収決定未済
(一二五)	東北財務 局	建土 物地	一五、七元 二、六元	宮城県多賀城町 元多賀城海軍工 廠	多賀城製鋼株式会社	二七、 四から 二九、 三まで	一、一五、五 四元	二十九年六月徴収 決定、九月末現在 全額収納未済

(一二六) 東海財務局 工作物  
津財務部 (電力線路)

四日市市ほか六箇所  
元第二海軍燃料  
廠山の手福利施  
設ほか一七箇所

中部電力株式会社  
二〇、一  
二九、一  
四まで

二、四、五  
五二元

二十九年六月四七  
〇、八八六円徴収  
決定、同月収納済、  
九月末現在一、九  
七二、六九六円徴  
収決定未済

(一二七) 中国財務局 機械

岩国市  
元柱島海軍哨空  
隊

岩国市  
二二、三、  
二九、  
三から  
三まで

六五、四  
八元

二十九年九月末現  
在八五、一六五円  
収納未済、五三、〇  
〇八三円徴収決定  
未済

計

三、三九、〇  
六元

備考 (ア) 数量欄の単位は、土地は坪、建物は延坪、工作物は一式、機械器具は個とする。なお、数量は貸付期間中の最終のものを示す。  
(イ) 徴収決定していないものについては当局者計算の見込額を掲げてある。

不正行為

(一二八) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの  
(一二九) (注)

東海財務局津財務部および東京国税局ほか五箇所で、昭和二十六年七月から二十九年四月までの間に、関係職員によりほしいままに歳入金、歳出金等を領得されたものが一事項五万円以上のもので六事項二、一三二、二四九円、国有財産である工具類評価額約二百九十万円(うち二十九年九月末現在補てんされた額三八三、五三〇円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり二件六四四、二六〇円、工具類評価額約



二百九十万円(うち二十九年九月末現在補てんされた額一五、〇〇〇円)である。

(注)	東海財務局津財務部、東京国税局、渋谷、熊谷、此花、庄原、熊本各税務署	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
	庁		年 月	円	(二二九、九、三〇現在)
(二二八)	東海財務局津財務部	大蔵事務官	二六、七から	ドリルほか一二点	〇円
		本折某ほか五名	二八、一〇まで	評価額約二百九十万円	
	同人等が管財第二課、高茶屋および鈴鹿監視所に勤務して同所所在の国有財産の管理および管守等の業務に従事中、ほしいままに工具類を持ち出してこれを領得したものである。				
(二二九)	東京国税局	総務部会計課	二八、二から	六四四、二六〇	一一五、〇〇〇
		大蔵事務官	八まで		
		出口 某			
	同人が総務部会計課支出係に勤務して支出決議書の精査等の事務に従事中、第三者通報報償金および租税払もどし金支払のため作成されていた小切手に、正当債権者がまだ受領に来ていないのに勝手に支出官印を押なつしたりえ小切手帳から切り離して領得したもの、および、第三者通報報償金支払のため隔地送金で正当債権者あてに送付した国庫金送金通知書が居所不明のため返れいされ支出係の金庫に保管されていたものを窃取し、これを現金化して領得したものである。				
				六四四、二六〇	一一五、〇〇〇
				ほかにドリルほか一二点	
				評価額約二百九十万円	

是正させた事項

租 税(一三〇)―(八三三)

(一三〇) 租税の徴収過不足を是正させたもの (七九八)

(部)租税及印紙収入 (款)租税

租税の徴収過不足をきたしていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると六六九件徴収不足三六四、八一九、四〇一円、徴収過四九、〇四七、七四二円で、これを態様別にみると次のとおりである。

(一) 個人の取引関係等の調査不十分なもの 一一八件 徴収不足 九三、三二二、〇三〇円 徴収過 二九四、九一〇円

(一三〇) 右は、京橋ほか九六税務署(別表第一(一)参照)で、所得税、相続税等の個人課税において、 (二四七)

- (ア) 国、公共団体その他法人との取引関係または所有権移転登記等の調査不十分なため、不動産所得、事業所得、譲渡所得、受贈財産等に対する課税漏れをきたしたもの、
  - (イ) 富裕税、物品税等の関連資料の調査不十分なため、配当所得、不動産所得、事業所得等の課税漏れをきたしたもの、
  - (ウ) 会社の設立資金、増資資金、不動産買得資金または貸付資金の出所の調査不十分なため、事業所得、譲渡所得、受贈財産等の課税漏れをきたしたもの、
  - (エ) 事業所得の収支計算において減価償却額、たな卸額等の計算を誤ったもの、
  - (オ) 所得の課税年分を誤ったもの
- などであって、(ア)に属するものが最も多く、課税資料の収集について更に努力し、課税の公平を期する要があると認められる。

(二) 法人の経理内容等の調査不十分なもの 一五四件 徴収不足 四九、一三四、四一〇円 徴収過 二一、九一八、八五〇円



(二四八)  
(四〇二)

- (ア) 右は、麴町ほか一二二税務署(別表第一(二)参照)で、法人税の課税において、国または法人との取引関係の調査不十分なため収入金の計上漏れをそのままにしていたもの、
  - (イ) たな卸資産の評価増減についての処理を誤ったもの、
  - (ウ) 未確定債務、繰越欠損金の損金償却等を否認せずまたは預り金、仮受金等を誤って否認したもの、
  - (エ) 修繕費等のうち資本的支出を否認せずまたは資本的支出でないものを誤って否認したもの、
  - (オ) 課税済の積立金を益金にれい入しまたは経費として払い出されたのに所得から除算しなかったもの、
  - (カ) 確定した事業税または利子税について損益の処理を誤ったもの、
  - (キ) 損金、益金の所属事業年度を誤ったもの、
  - (ク) 会社計上の当期利益金をとり誤ったもの、
  - (ケ) 前期以前の否認金に対する当期の処理を誤ったもの、
  - (コ) 繰延資産に対する課税処理を誤ったもの
- などであつて、(カ)および(ケ)に属するものが最も多く、これらは税務計算と会社計算との関係についての調査不十分なことによるものである。

(三) 法令の適用を誤ったもの

一五八件

徴収不足 五九、三三六、八四〇円  
徴収過 一九、九五二、八五〇円

(四〇二)  
(五五九)

右は、東京税関、東京税関支署、麴町ほか一〇七税務署(別表第一(三)参照)で、法人税等の課税において、

- (ア) 損金に計上された法人税、犯則者納金等を否認せずまたは源泉徴収所得税の追徴税等を誤って否認したもの、
- (イ) 貸倒準備金、価格変動準備金または退職給与引当金について非青色申告のものにこれを是認しまたは青色申告法人におけるこれらの繰入限度超過等を誤ったもの、
- (ウ) 減価償却範囲額の計算において法定の期間計算等を誤ったもの、
- (エ) 繰越欠損金の控除において非青色申告事業年度と青色申告事業年度との区分または経過規定の適用を誤り、控除することができないものを控除しまたは控除すべきものを控除しなかったもの、
- (オ) 欠損繰もどし控除において繰りもどすことができる金額等を誤ったもの、
- (カ) 清算分配金に対し経過規定の適用を誤り、益金不算入としまたは利益配当金の益金不算入額の計算を誤ったもの、
- (キ) 補助金の益金不算入について法定の要件をみたしていないのにこれを認められたもの、
- (ク) 積立金の課税において経過規定の適用を誤り課税をしなかったものまたは非同族会社と同族会社との判定を誤り税率の適用を異にしたもの、
- (ケ) 確定事業年度の税額算出において経過規定の適用を誤り、納付の確定した本税として中間事業年度の超過所得に対する税額を控除したもの

などであつて法人税において青色申告法人の課税上の特典に関する諸規定および経過規定の適用については特に誤びゆりが多く見受けられ、法令に対する一層の理解と正確な適用が望ましい。

(四) 課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの 一四五件 徴収不足 一〇〇、二二二、一一八円  
徴収過 二、六二四、六九〇円



(五六〇)  
(七〇四)

右は、麴町ほか一二七税務署(別表第一(四)参照)で、所得税等の課税において、

(ア) 法人税の課税上生ずる認定賞与、認定配当または資産の譲渡による法定再評価の結果生じた譲渡所得、山林所得の資料について税務署間または署内各課係間の通報連絡をしなかったもの、

(イ) 署内の調査資料または他署から送付された取引資料等を十分活用しなかったもの、

(ウ) 国税局調査課所管個人または法人について局から実額調査書が送付されているのに決定または更正をしなかったものであって、課税資料の通報連絡については最近改善の跡は認められるが、なお大都市の税務署においては依然として多く見受けられ、また、所得調査における取引資料等の間接資料の活用については不十分な点が多く、改善を図る要があると認められる。

(五) 源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの 六四件 徴収不足 五一、四九六、四七〇円

(七〇五)  
(七六八)

右は、神田ほか五六税務署(別表第一(五)参照)で、

(ア) 配当、給与、外交員報酬等に対する源泉徴収所得税について徴収義務者の納付未済のものに対し強制徴収をしていなかったもの、

(イ) 納付額に対する監査不十分ため納付不足のあるもの、

(ウ) 正当の事由がなく納付が遅延していたのに源泉徴収加算税を徴収していなかったものである。

(六) その他の過誤によるもの 三〇件 徴収不足 一一、四〇七、五三三円  
徴収過 四、二五六、四四二円

(七六九)  
(七九八)

右は、麴町ほか二六税務署(別表第一(六)参照)で、

(ア) 所得税、法人税の課税標準額または税額の算出にあたり誤算したものの、

(イ) 物品税の課税標準額の決定を誤ったもの、

(ウ) 法人税の課税上社外流出の認定賞与または配当とすべきものを留保としたため、源泉徴収所得税の課税漏れとなったもの  
などである。

(七九九)  
(八三三)

租税の徴収上の過誤を是正させたもの

(部) 租税及印紙収入 (款) 租税

租税の徴収上の処理を誤っていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、一事項十万円以上のもので集計すると、神田ほか二八税務署において三五件 二三、九七三、四六二円(別表第二(二)参照)であって、これを態様にみると、

(ア) 所得税の修正申告または更正により確定した租税債権について徴収決定をしなかったもの、

(イ) 再評価資産を譲渡しているのに再評価税の延納分を繰上徴収しなかったもの、

(ウ) 相当の所得または財産があり停止事由に該当しない者に対し滞納処分の執行停止をしたもの  
などであって、このうちウに属するものが最も多いが、これらは主として署内の課税と徴収との係間相互の連絡が不十分なことによるものである。

(印刷局特別会計)



## (業務概要について)

大蔵省印刷局は、昭和二十八年度において日本銀行券二十五億四千五百余万枚、郵券類三十二億八千六百余万枚、官報二千三百余万部、発刊図書類八百余万部等を製造し、日本銀行券二十五億二千七百万枚(三十八億三千百余万円)を日本銀行に、郵券類三十一億三千三百余万枚(四億四千余万円)を大蔵省または郵政省に売り渡し、その他官報二千二百余万部(一億八千六百余万円)および発刊図書類五百余万部(七千百余万円)等売り渡している。

## (事業損益について)

二十八年度事業益金は八億六千四百余万円、予定益金に比べて三億六千四百余万円、前年度に比べて五億六千二百余万円増加している。このように本会計の益金の増加したのは、主として日本銀行券の受注量の増加と損紙率の低下によるものである。

一般会計への納付益金は、この利益金から固有資本の増加に充てる二億三千八百余万円を控除した六億二千五百余万円を納付すべきところ、現金が六億三千余万円あつて前記納付金額に比較すると五百余万円の残余を生ずるので、この額は過年度益金未納額三億千百余万円の一部に充当したが、なお三億六百余万円の過年度益金未納付額がある。

## (工場の作業能率の合理化について)

二十八年度郵便はがき用紙所要量二、〇五四トンのうち一、〇三九トンを西大寺工場で抄造することとし、不足分一、〇一五トンを約一億千五百余万円外部から購入しているが、同工場の郵便はがき用紙抄造可能な第五号抄紙機のか働状況を見ると、年間抄造能力二、八五〇トンに対し二十八年度中にはがき用紙一、一三五トン、銀行券用紙等一、〇〇〇トン計二、一三五トンを抄造している状況である。

いま、仮に第五号抄紙機ではがき用紙の二十八年度所要量の全量二、〇五四トン(ロスを含めると約二千五百トン)を抄造することとすると、一日当り抄造能力九・五トンとしても二百六十日程度のか働で足り、同抄紙機で抄造した銀行券用紙等一、〇〇〇トンについては、本機および他の局内工場の抄紙機の余力で抄造するよう計画することによりはがき用紙を部外から購入する要はなく、前記はがき用紙購入代金のうち相当額を節減することができたものと認められる。

よつて、局内施設を高度に利用し、工場の作業能率の合理化について格段の配意が望ましい。

## (官報図書類の売渡代金の回収について)

二十八年度末における印刷局の収納未済額は一億四千百余万円、うち官報図書類の売渡代金で収納未済となつているものが七千四百余万円ある。

右は、従来から同局で発行する官報等刊行物の普及を図るため官報販売所を指定し、その普及業務を委託している各都道府県官報販売所に売り渡した官報図書類の売渡代金二億五千八百余万円のうち、二十八年度末現在で七千四百余万円(売渡代金に対して二九%)が収納未済となつているものであるが、特に京都府および新潟、富



山、香川、鳥取各県の官報販売所における二十八年度末現在の収納未済額は千八百余万円、二十八年度上半期分も納入されていない状況であつて収納状況が緩慢と認められるから、早急に回収を図るよう配意するとともに売渡の方法を改善すべきである。

#### (資金運用部資金特別会計)

資金運用部資金の昭和二十八年度末現在における運用資産は、同資金貸借対照表によれば八千二百億四千七百余万円となつてゐるが、本院会計検査の結果によれば、前記金額は、大蔵本省および財務局等で貸付けおよび回収の実行日付によつて作成する貸付金台帳等について調査した額八千百十四億五千二百余万円との間に五億九千五百余万円の開差があるが、これは、大蔵省における同資金経理の主要簿である資金運用部原簿が主として日本銀行の計算報告によつて記帳されているため、同原簿の運用残高には、日本銀行統轄店において年度末日までに計算されたものだけが計上されて、国庫代理店において同日までに取り扱つた資金の回収および貸付けの未達額が計算されていないので差引回収額の増二億千七百余万円が貸付金台帳等より多額に計上されていることと、取引店所在地外の国庫代理店等に対し貸付資金を送金したが貸付けが翌年度に行われたものをその年度に貸し付けたこととしてゐるものなど三億七千八百余万円が貸付金台帳等より多額に計上されていることによるものである。したがつて、同原簿の運用残高を記載した貸借対照表の表示は同資金運用の実体を示したものと認められないところであつて、これは、原簿が前記貸付金台帳等と遊離していることによるものであるから、今後財務局

等からの報告に基いて原簿の記帳を行うなど改善の要があるものと認められる。

### 第五 文 部 省

#### (一 般 会 計)

昭和二十八年度における文部省所管経費の検査については、支出済総額千七十三億千二百余万円の六五%を占める地方公共団体関係の国庫補助(負担)金六百九十八億三千四百余万円に重点を置いて実施した。

学校施設に対する国庫補助(負担)金五十八億二千二百余万円に關しては、別項(八三四—八六五)に記載したとおりである。また、義務教育費国庫負担金六百二十二億五百余万円のうち教職員給与費の国庫負担(原則として都道府県負担額の二分の一)として都道府県に対し概算払した六百三億七百余万円については、二十八年度における都道府県の教職員給与費支払実績について二十九年度において精算されるものであるが、都道府県における教職員給与費支払総額千二百七十三億六千七百余万円のうちには、国庫負担の対象とならない非常勤講師手当、期末勤勉手当の基準外経費および教育委員会勤務者給与等が含まれていて、この事實は文部省の調査においても十一億八千四百余万円と見込まれている。

### 不 当 事 項



補助金

(八三四) 公立諸学校施設整備等に対する国庫補助(負担)金の経理当を得ないもの  
(八六五)

(組織) 文部本省 (項) 公立文教施設整備費補助 (ほか一科目)

昭和二十八年年度における公立諸学校建物整備戦災および災害復旧の国庫補助(負担)金五、八二一、六〇三、二二六円(公立小中学校建物整備費補助金二、八六一、四七二、七五八円、公立義務教育諸学校危険校舎改築費補助金一、四五二、〇二八、四二二円、公立盲ろう学校建物整備費補助金一一六、七二三、二五九円、公立諸学校建物戦災復旧費補助金二二七、三二二、四〇二円、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金七九六、五四五、七八一円、公立文教施設災害復旧費補助金三六七、五三〇、六〇四円)は、都道府県市町村および組合延四、四三六の事業主体に対し、公立の諸学校を合わせ延六、四五一校分を交付したもので、右は法令および文部省の定める基準により主として当該学校ごとに一定時の生徒(児童)数および生徒(児童)一人当りの基準坪数によって算出した必要坪数に対し一定時の保有坪数または健全坪数等を勘案して不足する坪数を基準とし戦災および災害を受けた学校については特に原状復旧を目的として補助(負担)額を決定することを原則としているものである。この国庫補助(負担)金の経理の実態に関し、本院が実地について検査したものは北海道ほか二三都府県所在の延九六七校一、二九七、〇八八、一六九円(ほかに二十九年度への繰越額四六〇、一四三、三八〇円)であつて校数において一五%、金額において二二% (ほかに二十九年度への繰越分二七%)に当り、うち北海道ほか一九都府県所

在の一三九校九五、七六八、四六四円(ほかに二十七年度交付済額五、〇二八、九五〇円、二十九年度への繰越額一五、三三二、七九四円)については配分の基準に反しその均衡を失するなど遺憾な事例がある。

その一般的な事例は、主として国庫補助(負担)金配分の基本となる生徒(児童)数および保有坪数、健全坪数等について事業主体が事実と異なる計数によつたり、定められた算出方法を用いなかつたり、同一建物について二重に補助対象としたり、二部授業等の不正常授業をしていないのにこれをしていたり、または災害の事実がないのに復旧工事費を見込んで申請したため正当の国庫補助(負担)額をこえて交付された結果となつていものが多く、また、実際の工事費が補助基本額に達しなかつたりあるいは対象工事を施行しないでこれを目的外の建物工事費に充当しているものなども少なくない。このような事態を生じている原因については、申請の一部に故意によるものと認められるものもあるが、これを直接指導監督する各都道府県教育委員会の処置が適切でなく、文部省の特に承認を必要とする事項についてもその承認を経ないで処理していると認められるものがあり、かつ、文部省がその査定にあたり現地調査が行き届きかねて実態を十分は握しておらず、事前の指導監督および審査も不徹底で適確な査定が行われないうまま申請を承認し、所定の基準に反して相当額以上に国庫補助(負担)金を交付したためと認められる。

さらに、義務教育年限の延長に伴う建物整備に対する国庫補助(負担)金算定の基礎とした生徒(児童)数が、建築を行う年度の前年度の五月一日現在数により、しかも、一人当りの基準坪数が〇・七坪の応急の最低基準



によつてゐるためさしあたり教育を行うに必要な建物整備の実施に即しないことなどが主要な因子となつてゐるものと認められるが、これらの点については逐次是正の処置が講ぜられてゐる状況である。

いま、配分の基準に反しその均衡を失してゐるものなどのおもな事例を示すと左のとおりである。

(一) 公立小中学校建物整備費補助金

道県名	事業主体	工 事	国庫補助 (負担)基本 額	国庫補助 (負担)額	国庫補助 (負担)基本 額から除外 すべき額	同上に対す る国庫補助 (負担)金相 当額	摘
(八三四)	北海道 稚内市	沼川中学校 屋内運動場	三三三,八〇〇円	一六五,四〇〇円	一四四,〇〇〇円	七七,〇〇〇円	生徒数を過大にしてゐるもの
(八三五)	同 北見	上常呂中学 校開成分校 屋内運動場	一〇三,六〇〇	五八,一〇〇	九七,三〇〇	四三,六〇〇	同
(八三六)	同 剣淵村	西原中学校 整備	一九八,八〇〇	九五四,四〇〇	一九八,八〇〇	九五四,四〇〇	保有坪数を過少にしてゐるもの
(八三七)	同 大野	島川小学校 不正常授業 解消	六八,六〇〇	三三,一〇〇	六八,六〇〇	三三,一〇〇	同
(八三八)	同 喜茂別町	鈴川中学校 屋内運動場	一四七,二〇〇	七三,六〇〇	七三,六〇〇	三六,一五五	生徒数を過大にしてゐるもの
(八三九)	同 札幌村	札幌中学校 屋内運動場	二七七,〇〇〇	一三三,五〇〇	七〇,九〇〇	三五,五二〇	同
(八四〇)	神奈川県 横須賀市	汐入小学校 分校戦災復 旧	六二三,六〇〇	三〇六,八〇〇	六二三,六〇〇	三〇六,八〇〇	不足坪数の算出方法を誤つて過大に計 算してゐるもの

要

(八四一)	福井	宮崎村	宮崎中学校 整備	一,五七,〇〇〇	七三,三〇〇 (うち二十九年度 への繰越額 六二,六〇〇)	一,五七,〇〇〇	七三,三〇〇	保有坪数を過少にしてゐるもの
(八四二)	同	下庄町	下庄中学校 整備	八七,二〇〇	四三,九一〇 (うち二十九年度 への繰越額 一七,五六〇)	八七,二〇〇	四三,九一〇	同
(八四三)	和歌山県	切目川村	切目川中学 校整備	一,六一,五〇〇	五〇,八〇〇	一,六一,五〇〇	五〇,八〇〇	保有坪数を過少にしてゐる全額を負担対 象外の講堂の建築工事費に充当したり してゐるもの
(八四四)	広島	三次市	塩町中学校 整備	一,三三,八〇〇	六六,九〇〇	一,三三,八〇〇	六六,九〇〇	統合予定校の生徒数を加算したのに、 同校が過年度で補助を受けた坪数を加 算しなかつたりなどしてゐるもの
(八四五)	山口	西市町	西市小学校 不正常授業 解消	一七〇,四〇〇	五八,〇〇〇	一七〇,四〇〇	五八,〇〇〇	保有坪数を過少にしてゐる全額を他校の 校舎の建築工事費に充当したりしてゐ るもの
(八四六)	同	蒲野村	蒲野中学校 整備	一,三三,八〇〇	六六,九〇〇	一,三三,八〇〇	六六,九〇〇	保有坪数を過少にしてゐるもの
(八四七)	同	本郷	本郷小学校 不正常授業 解消	一,六六,二〇〇	五四,一〇〇	一,六六,二〇〇	五四,一〇〇	生徒数を過大にしてゐる、保有坪数を過 少にしてゐる、また、不正常授業をして いながつたりしてゐるもの
(八四八)	同	玖珂町	玖珂小学校 不正常授業 解消	一,六六,二〇〇	五四,二〇〇 (うち二十九年度 への繰越額 一七,一〇〇)	一,六六,二〇〇	五四,二〇〇	保有坪数を過少にしてゐるもの
(八四九)	同	賀見畑村	阿賀小学校 不正常授業 解消	一,二六,五〇〇	三七,一〇〇	一,二六,五〇〇	三七,一〇〇	生徒数を過大にしてゐる、保有坪数を過少 にしてゐる、また、補助目的の校舎を建築 しないで講堂を建築したりしてゐるもの



県名	事業主体	工事	国庫補助額 (負担) 基本	国庫補助額 (負担) 額	国庫補助額 (負担) 基本額から除外すべき額	同上に対する国庫補助額 (負担) 金相当額	摘	要
(八五〇)	山口県 小野村	小野小学校 久兼分校不 正常授業解 消	九三三,〇〇〇 円	三〇九,七〇〇 円	九三三,〇〇〇 円	三〇九,七〇〇 円		{保有坪数を過少にしたり、工事にも着手していなかつたりしているもの}
(八五一)	同 共和	嘉万小学校 不正常授業 解消	二,三〇二,八〇〇	七六七,六〇〇	二,三〇二,八〇〇	七六七,六〇〇		{生徒数を過大にしたり、保有坪数を過少にしたり、また、他校の校舎の建築工事に費に充当したりしているもの}
(八五二)	徳島県 応神	応神中学校 整備	二,三三三,〇〇〇	一,一六一,五〇〇	二,三三三,〇〇〇	一,一六一,五〇〇		{保有坪数を過少にしているもの}
(八五三)	熊本	池田小学校 戦災復旧	三,六四七,二〇〇	一八三,三〇〇	一,七六五,五七〇	八二二,七五〇		{保有坪数を過少にしたり、一人当りの基準坪数を誤つたりしているもの}
(八五四)	同 甲佐町龍野村中学校組合	甲佐中学校 整備	一,一六一,六〇〇	五〇,八〇〇	一,一六一,六〇〇	五〇,八〇〇		{保有坪数を過少にしているもの}
(八五五)	同 砥用町	砥用中学校 整備	三,四六一,二〇〇	一七〇,三〇〇	三,四六一,二〇〇	一七〇,三〇〇		同
(八五六)	大分県 日田市	日隈小学校 不正常授業 解消	三,四八四,五〇〇	一,一六一,五〇〇	三,四八四,五〇〇	一,一六一,五〇〇		{保有坪数を過少にしたり、補助目的外の講堂の建築工事に充当したりしているもの}
(八五七)	同 四日市町	四日市中学 校整備	一,三九五,八〇〇	六九七,九〇〇	一,三九五,八〇〇	六九七,九〇〇		{保有坪数を過少にしているもの}
(八五八)	鹿児島県 谷山	谷山小学校 戦災復旧	二,三三三,〇〇〇	一一六,五〇〇	二,二〇四,七〇〇	一,〇〇二,三三三		{保有坪数を過少にしたり、大部分を他校の講堂の建築工事に充当したりしているもの}
計			五〇,八〇三,四〇〇	二二,一四六,六〇〇	四三,八四一,四〇〇	一九六,七六〇		

(二) 公立義務教育諸学校危険校舎改築費補助金

府県名	事業主体	学校名	国庫補助額 本額	国庫補助額	国庫補助額 本額から除外すべき額	同上に対する国庫補助額 金相当額	摘	要
(八五九)	宮城県 白石市	大平小学校	二,三三三,一〇〇 円	七七三,二〇〇 円	二,一〇六,四〇〇 円	七〇二,二五〇 円		{健全坪数を過少にしているもの}
(八六〇)	福井	城崎南小学校	四,一〇七,一〇〇	一,三七六,一〇〇	二,二八二,九〇〇	四二七,二〇〇		同
(八六一)	大阪府 大阪市	御幸森小学校	一〇,三三九,五〇〇	三,四四三,一〇〇	三,四四三,一〇〇	一,一五三,八三三		{過年度で補助を受けた建物について二重に補助したもの}
(八六二)	鹿児島県 根占町	神山小学校	二,三三三,一〇〇	七三三,二〇〇	一,三六一,五〇〇	四三三,八五〇		{健全坪数を過少にしたり、補助対象工事の実費が補助基本額に達していないもの}
計			一九,一〇五,八〇〇	六,三六六,六〇〇	八,二六五,四〇〇	二,七五二,五三三		

(三) 公立盲ろう学校建物整備費補助金

県名	事業主体	学校名	国庫補助額 本額	国庫補助額	国庫補助額 本額から除外すべき額	同上に対する国庫補助額 金相当額	摘	要
(八六三)	熊本県 熊本県	天草ろう学校	四,六三三,〇〇〇	二,三〇六,三〇〇	八九八,〇〇〇	四四九,〇〇〇		{実施工事が不足したりなどしているもの}







金、国民健康保険助成交付金等について別項(八六八―九二五)に記載したとおりである。

また、国庫負担金、国庫補助金等の過半を占める生活保護費国庫負担金二百七十六億七千五百余万円については、逐年増加のすう勢にあり、特に医療扶助費分において近年その傾向が顕著であるので、東京都およびその近県で抽出的に調査したところ、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の程度は、受給者の資産、能力、その他あらゆるものを考慮したうえで定めることを立前としており、したがって、保護世帯中の給与所得者の賞与、超過勤務手当等の収入は当然に考慮して決定すべきものであるが、東京都内三四福祉事務所のうち五箇所を取り扱った医療単給者約三百件のうち、約一割に相当する三三件については、保護世帯の前記のような給与所得等が扶助額決定の基礎に含まれていなかったため、扶助費が多くなっており(国庫負担額にして百余万円)、また、医療扶助をしている患者に付き添う看護婦の状況を国立療養所大日向荘ほか四箇所<sup>(注)</sup>についてみると、看護婦一人が患者二人ないし四人に付き添いながら二人ないし四人分の看護料の請求がされてきたなどの事例が約千件見受けられた。

右のような事例にかんがみ、その取扱および被保護者の実態調査については、困難な事情のあることは了解することができるが、一層十分な指導監督の下に生活保護の適切な運営を期する要がある。

(注) 国立療養所大日向荘、国立埼玉、東京各療養所、国立療養所清瀬病院、国立中野療養所

### 不 当 事 項

#### 補 助 金

(八六八) 国庫補助金等の経理当を得ないもの

(九二五)

(部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金

(組織)厚生本省 (項)水道施設費 ほか三科目

(一) 結核、性病および法定伝染病等予防事業に対する国庫補助金等について

(八六八) 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)に基く予防事業その他公衆衛生関係の予防事業に対する昭和

(八九六)

二十六年、二十七年および二十八年における国庫補助金の精算状況について、本院において二十九年中に会計実地検査を実施した青森県ほか二七都府県で管内関係諸機関一、〇三三箇所のうち約一五%に当る一五一箇所について調査した結果によると、本件国庫補助金は事業に要した経費から事業に伴う収入を控除して精算することとなっているのに、

- (ア) 補助基本額に補助の対象とならない経費を含めていたり、
- (イ) 事業に伴う収入を過少に算出して精算の適正を欠くと認められるものがあつたり、
- (ウ) 市町村に対する補助負担分に誤算があつたり



して、厚生省に提出した精算書では補助不足となっていたものがかえって補助超過となり、または補助超過額が更に多くなり、返納を要するものが二一、三六一、〇五二円ある。  
前記の返納を要する額のうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり二九件二一、一六四、六七五円である。

(1) 結核予防費補助金

県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八六八)	青森県 青森県	二七	五二、五二三、九五一	二六、五七八、〇〇〇	五、二八六、六一九	二、六四三、三〇九
(八六九)	岩手県 岩手県	二七	五七、九一八、四〇〇	二九、〇九五、〇〇〇	七七〇、六六九	三八五、三三五
(八七〇)	福島県 福島県	二七	六八、四三三、四八四	三六、七〇五、〇〇〇	八〇一、七八三	四〇〇、八九二
(八七一)	栃木県 栃木県	二七	五五、〇四二、〇九三	二九、五六九、五〇〇	四二五、四八二	二二二、七四一
(八七二)	神奈川県 神奈川県	二七	四六、三三三、八八二	二四、一一三、〇〇〇	五五九、〇〇〇	二七九、五〇〇
(八七三)	愛知県 愛知県	二七	一三一、〇八五、九九一	六六、四〇〇、〇〇〇	一、七六一、八三九	一、一〇三、九四六
(八七四)	和歌山県 和歌山県	二七	五五、一四六、六九六	二八、三一一、〇〇〇	四七〇、五一四	一三三、二五七
(八七五)	山口県 山口県	二七	八三、〇二二、六一二	四六、五〇三、〇〇〇	四九九、〇一七	二四九、五〇九
(八七六)	福岡県 小倉市	二七	一四、八八一、二七二	七、四四二、〇〇〇	四三三、九六一	二一六、九八〇
(八七七)	熊本県 熊本県	二七	四七、九五八、七三四	二四、六六八、〇〇〇	一、五六五、一九六	七八二、五九八
(八七八)	大分県 大分県	二七	四九、八六九、五〇〇	二五、五二一、〇〇〇	四三〇、一八四	二一三、三八三
計			六六二、二二六、六一五	三四四、九〇七、五〇〇	一三、〇〇四、二六四	六、七二三、四五〇

(2) 療養所運営費補助金

都県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八七九)	茨城県 社会福祉法人白十字会恩賜保養農園	二六	一〇、九九八、一九五	一、四〇〇、〇〇〇	一〇、九九八、一九五	一、四〇〇、〇〇〇
(八八〇)	同 社団法人結核予防協会筑波厚生園	二七	八八九、六一九	四一〇、〇〇〇	八八九、六一九	四一〇、〇〇〇
(八八一)	東京都 社会福祉法人有隣病院	二七	二、一二九、〇〇〇	九三七、〇〇〇	一、四一五、〇〇〇	五八〇、〇〇〇
(八八二)	同 社会福祉法人浴光会国分寺病院	二七	一、〇八八、九〇五	五四三、〇〇〇	一、〇八八、九〇五	五四三、〇〇〇
(八八三)	同 社会福祉法人武蔵野療園	二七	二、二八六、一六四	四三四、〇〇〇	二、二八六、一六四	四三四、〇〇〇
(八八四)	同 社会福祉法人仁生社江戸川病院	二七	一、九三八、四一三	三五六、〇〇〇	一、九三八、四一三	三五六、〇〇〇
(八八五)	同 社会福祉法人白十字会村山療養園	二八	六三四、〇五四	二〇五、〇〇〇	六三四、〇五四	二〇五、〇〇〇
(八八六)	新潟県 新潟県	二七	六、〇七〇、〇〇〇	三、〇三五、〇〇〇	一、〇三三、一〇一	五一一、五五〇
計			三三、一一四、三五九	一〇、〇二〇、〇〇〇	二六、三五三、四六〇	七、一三九、五五〇

(3) 療養所設置費補助金

県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八八七)	静岡県 青島町	二七	五、四一四、〇〇〇	二、七〇七、〇〇〇	八七二、〇二七	四三六、〇一四
(八八八)	奈良県 奈良県	二七	一六、八八〇、三五一	八、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三〇九、八二五
計			二二、二九四、三五一	一〇、七〇七、〇〇〇	二、二七二、〇二七	七四五、八三九

(4) 性病予防費補助金



県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八八九) 栃木県	栃木県	二六	四、〇七四、六一五	二、〇三七、二一〇	一、三八四、七八四	六九二、二九四
(八九〇) 埼玉	埼玉	二七	二、三九八、七二四	一、二四三、三三〇	四七五、四三六	一三三七、七一八
(八九一) 山口	山口	二七	六、九二七、五〇八	三、四五七、三七〇	一、三五四、四三一	六七〇、八三二
計			一三、四〇〇、八三七	六、七三七、九一〇	三、二一四、六五一	一、六〇〇、八四四

(5) 法定伝染病予防費補助金

県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八九二) 岩手県	岩手県	二七	七、七一〇、二四八	五、九七〇、二〇六	五四七、〇六四	二七三、五三二
(八九三) 静岡県	静岡県	二七	三九、九〇〇、一七二	二二、六七八、〇一三	〇	三、七二七、九二七
(八九四) 和歌山	和歌山	二七	一八、八七九、四二四	九、七四二、一一一	四一四、四〇〇	二〇七、二〇〇
(八九五) 福岡	福岡	二七	六三、三二六、〇四〇	三一、六六三、〇二〇	五六七、五六七	二八三、七八三
計			一二九、八一五、八八四	七一、〇五三、三六〇	一、五二九、〇三一	四、四九二、四四二

(6) し尿処理費補助金

県名	補助団体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(八九六) 福岡県	門司市	二八	五、三七一、六七一	三、五八〇、〇〇〇	六九五、四九五	四六二、五五〇

このような事態が生ずるのは、補助団体である地方公共団体および結核療養所を経営する非営利法人において、事業収入を伴う補助事業の経理および国庫補助金の精算に関する事務処理が複雑で、かつ、これについて関係当局が実地に指導監督を十分行わないのに乗じて国庫補助金を正当交付額以上に受けようとする傾向のあ

ることによることも否定することはできないが、他面、関係当局において、補助対象となる経費の内容を明らかにする種目およびその算定基準の決定が諸般の事情により遅延しているため、従来どおり事業に伴う収支の実績額によつて精算することとしておりながら、その指導監督を怠り、精算書の書面審査でさえ適切を欠く点のあつたことがそのおもな原因と認められ、すみやかにその改善処置の講ぜられることが望ましい。

(二) 国民健康保険事業に対する国庫補助金等について

(八九七) 国民健康保険事業に対する国庫補助金、助成交付金および貸付金の交付の状況につき、昭和二十九年中に(九一八) 施行した本院会計実地検査において、国庫補助金等が交付された五、一三九保険者のうち、約九%に当る四六一保険者について調査した結果、これらの交付および精算の算出の基礎に誤りがあり、または申請どおりの事業を実施しないなどにより既交付分の返納または一部償還を要するものが、岩手ほか一一県において一一、〇五三、〇〇〇円ある。これらのうち助成交付金は、二十八年度において新たに交付されたもので、厚生省が一定の交付条件を定め、これに該当する保険者について所定の算定方式によつて算出された額を交付するものであるが、その交付方式が複雑である関係もあつて前記のような事態を生じたものと認められ、また、全般的な傾向としては、昭和二十七年決算検査報告においても指摘したように、保険者において事実上相違する申請をし、正当額以上に国庫補助金、助成交付金等の交付を受けようとするきらいが依然として見受けられ、また、監督官庁における交付時の審査ならびにその後の経理に対する指導監督も十分とは認められないから、そ



の是正改善のため一層の努力が望ましい。

前記の国庫補助金等の既交付分の返納または一部償還を要するもののうち、一事項二十万円以上のものを類別して掲記すると左のとおり二二件九、七八三、〇〇〇円ある。

(1) 助成交付金

二十七年度における事業実績において、保険料(国民健康保険税を含む。以下同じ。)収納割合が百分の五十以上であることおよび保険料調定額と一般会計繰入金との合計額が療養給付費の百分の五十以上であることとなつてゐるのに、これに該当しないものを該当してゐるとして申請したもの、または交付条件には適合してゐるが、算定の基礎となる一般会計収入額、普通平衡交付金額および保険料収納額等が事実と相違した申請をしたものに対して交付したため、交付の要がなかつたものまたは超過交付となつてゐるもの。

県名	保 險 者	助成交付金交付済額	正 当 交 付 額	交付済額中返納を要する額	
(八九七)	岩 手 県	胆沢地方国民健康保険町 村組合	二八、二五二、〇〇〇 円	二七、二五、〇〇〇 円	一、一二七、〇〇〇 円
(八九八)	同	越 喜 来 村	一、五三九、〇〇〇	九九〇、〇〇〇	五四九、〇〇〇
(八九九)	福 島 県	田 島 町	四六二、〇〇〇	〇	四六二、〇〇〇
(九〇〇)	同	守 山 町	一、一五八、〇〇〇	七二七、〇〇〇	四三一、〇〇〇
(九〇一)	同	赤 井 村	一、一六、〇〇〇	七〇六、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
(九〇二)	同	中 畑 村	七二二、〇〇〇	五二二、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
(九〇三)	長 野 県	飯 島 町	二、一六六、〇〇〇	一、八七三、〇〇〇	二九三、〇〇〇

(九〇四)	岐 阜 県	海 西 町	四三三、〇〇〇	〇	四三三、〇〇〇
(九〇五)	同	歌 知 町	二、六六五、〇〇〇	一、二三五、〇〇〇	四三〇、〇〇〇
(九〇六)	同	池 田 町	一、五一四、〇〇〇	一、〇八七、〇〇〇	四二七、〇〇〇
(九〇七)	三 重 県	鶴 倉 村	八〇七、〇〇〇	〇	八〇七、〇〇〇
(九〇八)	同	名 張 町	一、五六九、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	四九九、〇〇〇
(九〇九)	奈 良 県	片 桐 町	六九三、〇〇〇	〇	六九三、〇〇〇
(九一〇)	福 岡 県	椎 田 町	六九四、〇〇〇	四六九、〇〇〇	二二五、〇〇〇
計			四三、七九〇、〇〇〇	三六、八〇四、〇〇〇	六、九八六、〇〇〇

(2) 振興奨励交付金および再建整備資金貸付金

交付の条件が、保険料調定額と一般会計繰入金との合計額が療養給付費の百分の五十五以上であることと定められてゐるのに、この条件に該当しないものを該当してゐるとして申請したり、また、交付および貸付けの条件には適合してゐるが、算定の基礎となる保険料調定額、保険料収納額等が事実と相違する申請をしたものに対して交付しまたは貸し付けられたため、超過貸付けとなつてゐるもの

(振興奨励交付金)

県名	保 險 者	事業年度	交付金交付済額	正 当 交 付 金	交付済額中返納を要する額
(九一一)	群 馬 県	藤 岡 町	二五四、〇〇〇 円	五二、〇〇〇 円	二〇三、〇〇〇 円
(九一二)	長 野 県	辰 野 町	二九七、〇〇〇	〇	二九七、〇〇〇
(九一三)	島 根 県	浜 田 市	四四二、〇〇〇	〇	四四二、〇〇〇
(九一四)	福 岡 県	八 幡 市	五七七、〇〇〇	二二七、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
計			一、五七〇、〇〇〇	二六八、〇〇〇	一、三〇二、〇〇〇



(再建整備資金貸付金)

県名	保 險 者	事業年度	貸付金貸付済額	正当貸付金	貸付済額中償還を要する額
(九一五) 福岡県	久留米市	二七	五、二八六、〇〇〇 円	四、六四四、〇〇〇 円	六四二、〇〇〇 円
(九一六) 同	同	二八	三、一七一、〇〇〇 円	二、七八六、〇〇〇 円	三八五、〇〇〇 円
計			八、四五七、〇〇〇 円	七、四三〇、〇〇〇 円	一、〇二七、〇〇〇 円

(3) 国民健康保険直営診療所建設補助金

補助対象となつた給食施設、医師住宅等を建設していないのにこれらの経費を補助基本額の精算に加算して

県名	保 險 者	事業年度	当初精算による補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(九一七) 熊本県	鹿本郡桜井村外二ヶ村国民健康保険直営鹿南病院組合	二七	一、七二九、〇〇〇 円	五七六、〇〇〇 円	七八三、〇〇〇 円	二六一、〇〇〇 円
(九一八) 大分県	野津原村	シ	三、一六二、〇〇〇 円	一、〇五四、〇〇〇 円	六二一、〇〇〇 円	二〇七、〇〇〇 円
計			四、八九一、〇〇〇 円	一、六三〇、〇〇〇 円	一、四〇四、〇〇〇 円	四六八、〇〇〇 円

(二) 水道事業に対する国庫補助金について

(1) 上水道施設災害復旧事業補助金

(九一九) 和歌山ほか二県で、昭和二十七年および二十八年において和歌山県日高郡松原村ほか三箇町村等に対し上水道施設災害復旧事業等に対する国庫補助金として計八、九二五、〇〇〇円を交付したものがあ

るが、本院会計実地検査の際の調査によると、被害の事実がないものに交付したり、過年度において施行済の工事について実際の工事費をこえて国庫補助金を交付したり、あるいは二十七年に交付した国庫補助金について実際の工事費が補助基本額に達していないものがあり、国庫補助金の返納を要すると認められるものが左のとおり五件二、〇七八、〇二三円ある。

県名	事業	事業主体	事業年度	補助基本額	国庫補助金交付済額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額
(九一九) 和歌山県	上水道施設災害復旧	松原村	二七	四八〇,〇〇〇 円	二四〇,〇〇〇 円	四〇,〇〇〇 円	二四〇,〇〇〇 円
(九二〇) 同	同	印南町	シ	八〇〇,〇〇〇 円	四〇〇,〇〇〇 円	五〇,七九〇 円	二五八,九五〇 円
(九二一) 福岡県	上水道施設特別被害復旧	北九州水道組合	シ	一七八六,〇〇〇 円	七四九,〇〇〇 円	二四四,八一五 円	九七三,九六六 円
(九二二) 熊本県	上水道施設災害復旧	内田村	二七	八〇〇,〇〇〇 円	四〇〇,〇〇〇 円	四三,三〇四 円	二六,七〇一 円
(九二三) 同	同	同	二七	七九〇,〇〇〇 円	三九五,〇〇〇 円	七〇,〇〇〇 円	三九五,〇〇〇 円
計				一〇,七三〇,〇〇〇 円	八,九三五,〇〇〇 円	四,四四四,〇〇九 円	二,〇七八,〇二三 円

(2) 簡易水道災害復旧事業補助金

(九二四) 本件国庫補助金は、昭和二十八年六月および七月の大洪水並びに同年八月および九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)に基き「政令で指定する被害地域において、市町村が設置する簡易水道が水害等を受けた場合または従来住民に使用されていた井戸、流水、ゆう泉等の水源若しくは給水施設が水害等によって破壊され、その復旧が困難で、これを放置することが公衆衛



生上著しく支障がある場合に、当該市町村が昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日または九月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、簡易水道の復旧または布設をしようとするときは、予算の範囲内において、その復旧または布設に要する費用の二分の一を当該市町村に補助する(同法第三条)ものであり、その事業費に対する国庫補助金査定総額は六二〇、〇〇〇、〇〇〇円(富山県ほか二一府県内二三七箇所)で、これを二十八、二十九両年度に交付することとして二十八年度予算においてはこの二三七箇所に対して三二一、九五九、七五〇円を支出し五三、六八三、〇〇〇円を二十九年度へ繰り越している。本院において二十九年中に長野県ほか一二府県内の一三二箇所を検査した結果、水道、水源給水施設について補助申請記載の災害の事実が認められなかったり、事業を中止したため国庫補助金の返納を要するものが左のとおり二件七九五、一〇一円ある。

県名	事業主体	補助基本額	国庫補助金交付額	補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付額中返納を要する額	要
(九二四)	島根県 野波村	1,500,000	700,000	550,000	250,000	既設水道施設の全部に被害があったものとして補助申請しているが、右のうち送水管、塩素滅菌器等に被害がない。
(九二五)	山口県 厚狭町	1,000,000	500,000	1,000,000	500,000	適当な水源を得ることができないため事業を中止した。
計		2,500,000	1,200,000	1,550,000	750,000	

また、本件補助事業のうち飲料水の被害等による汚染を補助申請の事由としているものが大部分であるが、災害前の水質についての資料を欠き、災害直後の水質検査だけによつていため災害との因果関係を認定することが困難となつていたり、あるいはまた、地質の関係等から従来汚染された流水、ゆう泉等を飲料としていたものについては、災害との関連においてどの程度公衆衛生上放置することができないものとなつたかその事実を認定するに足りる十分な資料を整備していないものが左のとおり長野ほか七県内の五九工事八三、二四二、五〇〇円ある。

県名	工事数	国庫補助金交付済額	県名	工事数	国庫補助金交付済額
長野県	八	11,300,000	和歌山県	二四	24,860,000
岐阜県	三	3,750,000	山口県	四	2,400,000
愛知県	二	1,665,000	熊本県	一四	34,182,500
三重県	三	2,200,000	計	五九	83,242,500
奈良県	一	2,885,000			

このような事態を生じた原因は、厚生省において、これらの被災地域の災害が未曾有のものであつたため、飲料水の問題については緊急に処置を要するとして、国庫補助金の交付対象の選定にあたり、実地について十分な調査を待たず主として机上査定によつたことにもよるが、給水施設等には被害がなく単に飲料水が汚染しただけの場合についても補助申請方を指導しながら、災害による汚染であることの資料も徴しないまま補助対象としたり、また、各県当局者も(県においても本件補助事業に対しては県費負担を要しないなどの事情もあつて)政令指定地域で簡易水道を布設する場合は本法の適用を受けるものとして管下市町村を指導した傾向もあり、これに加えて、実施主体である市町村においては、従来から飲料水は不衛生な流水、ゆう泉、井戸等に



よつていたため伝染病発生の原因となることもあるので、簡易水道の設置について国庫補助金の交付を受けることを要望していた事情もあつてこのような結果を生じたものと認められる。

(厚生保険特別会計)

昭和二十八年度の健康勘定における収納済歳入額は、三百二十四億千六百余万円で、これは厚生保険特別会計法施行令(昭和十九年勅令第四百七十号)の改正により、二十八年度に限り保険料の年度所属区分を改めて一一箇月分としたことなどのために歳入予算額より減少している。これに対し、支出済歳出額は三百十六億二千二百余万円であつて差引七億九千三百余万円の剰余となつてはいるが、当年度中に保険給付費財源に不足をきたしたため積立金から十億円を受け入れているので、これを考慮すれば約二億六百余万円の赤字となる。このような赤字となつた事由をみると、政府管掌健康保険経済は収入面において標準報酬の固定化と賃金上昇の鈍化により収入減をきたし、また、支出面において受診率の上昇、療養の給付期間の延長、入院料等の引上げ、抗生物質療法の採用等により診療報酬の支払が著しく増加したことによるものである。

既往年度の収納未済額が健康勘定で十二億八千九百余万円、年金勘定で八億八千七百余万円の多額に上つており、保険給付についても別項に記載したとおり給付の適正を欠いている事例(九二六)があるから、適切な対策が望まらる。

不 当 事 項

そ の 他

(九二六) 保険給付の適正を欠いたもの

(健康勘定) (款) 雑収入 (項) 雑収入

(同) (項) 保険給付費

政府管掌健康保険事業において、近年結核性疾患等長期にわたる疾病に対する療養の給付が著しく増大しつゝあるすう勢にかんがみ、被保険者等に対する保険給付の状況につき、国立北海道第二療養所ほか五六箇所(注一)の国立療養所等(全国の保険医等約九万のうち、保険者の指定した三、六四九施設の一部である。)に入所した七、二一四名について実地に調査をしたところ、昭和二十四年十二月から二十九年十月までの間に給付された保険給付のうち適正を欠くと認められるものが左のとおり一〇一件八、一八三、六五〇円あつた。

(ア)	事業主との間に実質上の使用関係がないものに療養の給付等をしたもの	五〇件	五、八七七、六五一円
(イ)	法定の給付期間をこえて療養の給付をしたもの	二七	一、二九一、三四七
(ウ)	資格喪失前継続して六箇月以上被保険者資格がなかったものに継続療養の給付をしたもの	四	三八二、七七七
(エ)	正当な被扶養者でない者に家族療養費の給付をしたもの	三	一四三、三九四
(オ)	被扶養者を被保険者として療養の給付をしたもの	四	一八五、〇三七
(カ)	報酬を受けているものなどに傷病手当金等を支給したもの	一三	三〇三、四四四



右のような事態を生じたのは、主として都道府県保険課等（前記の各件は、北海道ほか一五都府県で発生したものである。）で、被保険者資格取得届を受理する際におけるその適否の確認、法定支払機関より回付された診療報酬請求明細書の調査および被保険者が資格を喪失した際の被保険者証の回収等が十分に行われなかったことに起因するものと認められ、二十九年五月から施行された健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十一条の二の規定とあり被保険者資格取得の際における確認の励行や長期疾患に対する給付記録票の作成による不正受給の早期発見等保険給付の適正を期する処置は今後も十分に施行することが望まれるところである。

なお、北海道ほか九県で、二十五年五月から二十九年五月までの間に、結核性疾患にり、病した被保険者に対して支払った保険給付費のうち相当の時日の経過後労働省で業務上の原因によるけい肺症であると認定した結果、労働者災害補償保険による休業および療養補償費が発病年月日にそ、及して支払われたため回収を要すると認められるものが傷病手当金四七四、四八四円、療養の給付費四〇四、六一八円計八七九、一〇二円ある。

（注一） 国立北海道第二、小樽、函館、旭川、陸中、西多賀、栃木、足利、宇都宮、佐倉、松戸、東京、村山、中野、横浜、新潟、有明、松本、愛知、八事、豊橋、京都、大阪、福岡、赤江各療養所、国立療養所習志野、柏、清瀬、王子、屋形原、田川新生、久留米、石垣原各病院、国立療養所大日向荘、千城園、大府荘、梅森光風園、志段味荘、大阪厚生園、貝塚千石荘、福岡厚生園、福岡、国立鳴子、大蔵、世田谷、東京第一、東京第二、立川、横須賀、豊橋、名古屋、小倉、筑紫、別府各病院、仙台市立病院、仙台赤十字病院、福岡県立朝倉病院

（注二） 北海道、岩手、宮城、栃木、群馬各県、東京都、神奈川県、新潟、長野、愛知各県、京都、大阪府、鳥取、福岡、大分、宮崎各県

（注三） 北海道、秋田、山形、福島、茨城、愛知、岡山、福岡、長崎、大分各県

（国立病院特別会計）

国立病院特別会計の昭和二十八年度損益計算書によれば、収益において料金収入等六十九億八千六百余万元、費用において病院経営費等六十六億三千余万元で、差引三億五千六百余万元の利益を示していることとなる。

右の収益中には、病院経営上の収入不足等の補てんまたは施設整備の目的で一般会計から繰り入れたもので、病院自体の働による収益でないものなど十九億七千八百余万元が含まれており、また、費用のうちには、結核療養所に転換または地方公共団体に移譲した病院二二箇所分の財産の減少で雑損として処理されたものおよび厚生省等で要した病院管理費等十四億二千二百余万元が計上されていて、当年度中の事業損益として計上するには適当でないものが含まれているので、これを除外し、また、現在国立病院として残置運営されている七二箇所分の経営上の収支についてみると収益五十億八百余万元、費用五十二億千八百余万元で二億九百九十余万円の欠損となるものである。

右のように経営上欠損となっている原因を前記七二箇所のうち欠損となっている五〇箇所について検討すると、在籍医師数に相応しただけの患者がないなどのため、人件費がかさんでいたり、一部の患者について診療料金を減免したりしていることなどによるものと認められる。

このような欠損の原因に対しては、たとえ国立病院が旧陸海軍病院の引継を受けたもので、立地条件および経営規模等においてかんばしくない事情があり、また、管理面に特に人手を要する点において他の病院と条件を異



にするものであるとしても、この会計が病院経営の合理化を目的として設けられた主旨にかんがみ適切な対策を講ずる要がある。

不当事項

予算経理

(九二七) 燃料費を架空に支出して予算外に経理したもの

(昭和二十七年) (項) 病院経営費

国立旭川病院で、燃料費を架空に経理して予算外の経費に使用したものである。

すなわち、昭和二十五年二月から二十七年十二月までの間に石炭購入名義で支出されているもののうち一、六七七、三二六円についてみると、そのうち石炭を購入してその代金として支払われたのは三、六九一、五九〇円にすぎず、残余の七、九八五、七三六円(二十四年度分一、二一〇、〇〇〇円、二十五年度分一、七二四、九六六円、二十六年度分二、六〇〇、九二〇円、二十七年分二、四五九、八五〇円)はこれを別途に経理して、うち七、七一八、一三〇円は諸会議費(一一二、五九三元)、接待費(一、二四三、五九二元)、部外から専門医を招へいる経費(二六八、〇六〇円)、医師研究費(九九七、二二〇円)等に使用されている。その用途の内容を検討すると、病院業務の運営上やむを得なかつたと認められる事情もあるが、予算外の経理を行い接待費等に多額の国

費を費したことは遺憾である。

なお、現金残額二六七、六〇五円および右支払額のうち四六八、八九二円は二十九年四月までに関係者から回収して定額れい入または歳入納付の処理がされており、また、本件に関係のある院長は二十九年九月までにいずれも退職しており、会計事務担当庶務課長田中某は二十九年五月他の療養所に降格転任させられている。

(一) 一般会計

(厚生保険特別会計)

不当事項

不正行為

(九二八) 職員的不正行為により国に損害を与えたもの

(九二九)

国立療養所大阪厚生園ほか四箇所(注)で、昭和二十四年十一月から二十九年一月までの間に、関係職員により収入金および前渡資金をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので四事項一、八〇六、三八〇円あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり二件一、三九七、二四三円である。

(注) 国立療養所大阪、福岡両厚生園、国立療養所屋形原病院、同分院福岡厚生園、北海道民生部保険課



庁 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
		年月	円	(二九、九、三〇現在) 円
(九二八) 国立療養所大阪厚生園	庶務課 山本 某	二六、九から 二九、一まで	八一八、二〇〇	〇

同人が収入官吏の補助者として入院料等の収納事務に従事中、各町村等から受領した生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)適用の入院患者の入院料を領得したものの、

また、収入官吏の不在間の収納事務の代行を命ぜられていて、

(ア) 窓口の係から引継を受けた入院料を領得したもの、

(イ) 納付者が自宅に持参した入院料を正規の領収書を発行しないで受領し領得したもの、

(ウ) 生活保護法適用の入院料についての郵便局からの支払通知書に園長私印を盗用して領得したものである。

(九二九) 北海道民生部保険課 地方事務官 今 某 二八、一一 五七九、一四三

計 同人が部外者と共謀して夜間保険課の金庫を開ひして窃取したものである。 一、三九七、二四三

## 第七 農 林 省

### (一) 一般 会 計

昭和二十八年度において農林省の支出した経費は一般会計千四百九十億八千三百余万円、食糧管理ほか九特別会計七千七百七十七億七千七百余万円となつてゐるが、一般会計のうち国が直轄により施行する土地改良、開拓、干

拓等の事業および機械の整備等に使用したものは九十二億九百余万円であり、また、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助金は二五三費目の多種類を数えその額も七百二十六億七百余万円で、そのうち土地改良、地盤沈下対策、漁港修築、林道開設および災害復旧等公共事業関係は五四費目五百億七千八百余万円となつてゐる。

各農地事務局の施行した直轄工事については、農業水利、開拓、干拓等の工事を施行する八四事業所のうち三五事業所の会計実地検査を実施したが、直営工事において工事費等から架空の人夫賃、材料購入費等の名義により支払に立て、多額の資金をねん出してこれを手元に保有し、ほしほしにそのままに労力費、材料購入費、機械器具費に使用していたり、請負工事において工事の現場監督および検収が不十分なため工事の施行が粗漏で手直しを要するものや、工事の出来高が不足してゐるのに設計どおり完成したものとして請負代金の全額を支払つたものがあるほか、請負工事費の積算にあたり現地の調査が不十分であったり、所要歩掛りの検討に慎重を欠いたため積算過大となつてゐるものなどが、別項(九三〇—九四九)に記載したとおり多数見受けられた。

地方公共団体および農業協同組合等が施行した土地改良、地盤沈下対策、漁港修築、林道開設および災害復旧等の補助工事については、従来検査の結果事業主体が正当な自己負担をしないばかりか、なかには国庫補助金以下下の工事費で工事を完成してゐるものが多数発見されてゐる実情にかんがみ特に市町村が施行した工事に重点を置き全国の工事現場七一、八四三箇所のうち六六%に相当する四、三六六箇所を実地に検査したが、その結果、工事の出来高が不足してゐるもの、設計が過大なもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達してゐないものなどが多



数に発見され、国庫補助金除外額一工事十万円以上のものだけでも一、九〇七工事国庫補助金五億八千九百余万円に上り、かつ、その大部分八六%に当る一、六五四工事はいずれも事業主体が正当な自己負担をしていないものであつて、そのうちには国庫補助金以下で工事を完成し、国庫補助金に剰余を生じたこととなっているものが多数ある。

公共事業関係補助工事の不当事項は従来検査の結果によれば災害復旧工事がその大部分を占めており、そのうち工事の出来高が不足しているものについては工事完了後に行う検査においては是正改善を行わせることもできるが、その他の設計過大、災害便乗等は工事完成後の検査ではその是正が困難であるばかりでなく、二十八年に発生した災害はきわめて膨大であり、かつ、その国庫補助も高率を適用されることとなつたので、工事完了前に査定内容を調査して早期に是正させることとし、査定額が特に多額な和歌山県ほか一五府県の五万五千九百余箇所工事費査定額五百六十一億八千余万円のうち二万三千六百余箇所三百十億八千余万円について調査を行なつたが、その結果は、二重査定、改良その他災害復旧の対象としてはならないもの、および設計過大となつているものが多数認められたので当局者に注意したところ、一万六千七百余箇所について工事費八十七億百余万元が減額は正された。

また、公共事業関係以外の国庫補助金は一九九費目総額二百二十五億二千八百余万円の多き上つてはいるが、本年は右補助事業のうち、国庫補助金が団体あるいは各種組合等を経由して末端の事業施行者に交付される農村振

興、農産物増産助成、農作物病虫害防除等の経常的補助および二十八年に発生した冷害、凍霜害、風水害に対する災害対策補助合計一三三費目総額百億七千三百六十余万円を選び、二百八十余の市町村および各種組合を实地に調査したが、その結果は国庫補助金の一部または全部が事業施行者に交付されることなく市町村等で補助の目的と相違する使途に使われていたり、また、国庫補助金がそのまま停滞していたり、更に補助金額が零細なため配分に困難を生じ補助の効果があがらなかつたものなどが多数見受けられたほか、一般的な傾向として事業主体が正当な自己負担をしていないため事業量の不足しているものがきわめて多い状況で、これら国庫補助金の経理当を得ないと認められるものが、調査の結果判明したものだけでも千余件二億四十余万円に上つてはいる。

### 不 当 事 項

#### 予 算 経 理

##### (九三〇) 直轄工事の経理当を得ないもの

(九三一)

(組織)農林本省 (項)開拓事業費 ほか一科目  
(組織)地方農地事務局 (項)地方農地事務局

(九三〇) 農林省有明干拓建設事業所で、昭和二十八年四月から二十九年四月までの間に、正規の経理をすることなく架空の人夫賃、材料購入費等の名義により支払に立てて九九、三三五、七〇五円の資金をねん出し、これを



別途に保有して労力費、材料購入費等に使用したものが九四、七八六、〇七六円あり、二十九年四月本院会計実地検査当時残額四、五四九、六二九円を手元に保有していた。

(九三一) 農林省西国東干拓建設事業所で、昭和二十七年五月から七月までの間に直営による河川堤捨石工事に使用した雑石二、一〇〇立米の購入代金として山口県三輪某に一、八九〇、〇〇〇円を支払っているが、実際は二十七年四月欠壊した河川堤の復旧用捨石二、一〇〇立米の購入代金を支払ったものであり、また、二十八年途中に佐伯建設株式会社から購入した雑石二〇、七八六立米の代金として一四、四四四、二二〇円を支払っているが、そのうち二、一五八立米分一、四九九、八一〇円は、雑石が実際に納入されたものでなく同会社に請け負わせた前記欠壊箇所の復旧工事請負代金に充当したものである。

右は、二十六年度に運輸省西国東干拓事業所が施行した延長一、二〇〇メートルの第一工区河川堤築造工事において、標準幅員七〇メートルを必要とする潮止口を五二メートルとし、しかも不安定な捨石上に擁壁の場所打コンクリートを行うなど設計および施行が当を得なかつたため、二十七年四月工事完了後わずか二日にして築堤延長三五メートルの間が欠壊したものの復旧に要した経費を運輸省からこの工事の引継ぎを受けた農林省の二十七、二十八両年度予算から支払うために前記のような経理を行なったものである。

工 事 (九三二) (九四九)

(九三二) 直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの (九四五)

(組織) 農林本省 (項) 土地改良事業費 ほかに科目  
仙台東地事務局ほか六箇所で施行した農業水利、開拓、干拓各事業のうち、工事の施行が粗漏なものまたは工事の出来高が不足しているものがあるのに、現場監督ならびに検収不十分なため設計どおり完成したものとして経理し工事費の全額を請負人に支払ったものが左のとおり一四件二二、四六一、八六七円ある。

序 名	工 事	請 負 人	着工年月	完成年月	工 事 費	手直し所要額
(九三二) 仙台東地事務局	阿武隈川上流農業水利事業第三十号	株式会社間組仙台東店	二九、一	三、一	四、一三〇、〇〇〇	一、五四八、四二五
(九三三) 東京	三方原開拓建設事業第三号幹線排水路	三井建設株式会社	二八、一〇	三、五三〇、〇〇〇	九三四、〇〇〇	

橋りより六箇所、落差工二箇所等を施行するにあたり、橋りよりの橋台二箇所は配合比一・三・六のコンクリート一〇立米、四箇所は玉石コンクリート二八立米を施行したこととしているが、実際はいずれも玉石を多量に混入したため強度の弱い粗悪なものとなっており、また、落差工の練積石垣一七三平米は胴込コンクリート平米当り〇・一四立米総量二四立米を施行したこととしているが、実際は〇・〇三立米総量五立米を施行したにすぎない。  
なお、床張は配合比一・三・六のコンクリートで厚さ二〇センチメートルから三〇センチメートル総量一一立米を施行したことから、実際は強度の弱い粗悪なものを厚さ八センチメートルから一二センチメートル総量四立米



第二章 第四節 第七 農林省 (九三四―九三六)

一六〇

序 名	工 事	請 負 人	着工年月	完成年月	工 事	費 手 直 し 所 要 額
			年 月	年 月		円

(九三四)

金沢農地事務局

信濃川左岸農業水利事業第四号幹線片貝明渠第一区

北陸工業株式会社 二八、一三

七、九九〇、〇〇〇 一、二一〇、〇〇〇

水路延長三四五メートルの練積石垣一、〇四四平米は平米当り野づら石を三六個使用とし、胴込コンクリート〇・二立米総量一二五立米、裏込り石〇・一五立米総量一五六立米を施行したこととしているが、実際は野づら石は控をつらに使用しているため二八個使用となり、また、胴込および裏込をほとんど施行していないため石が容易に取りはずせる状況である。

(九三五)

京都農地事務局名古屋建設事務所

矢作川農業水利事業第二回周廻道路ほか

西松建設株式会社関西支店 二八、二六

一四、八七一、〇〇〇 七七〇、〇〇〇

道路延長一、三二〇メートルの練積石垣二、三二一平米は平米当り胴込コンクリート〇・二立米総量四六立米、裏込り石〇・三立米総量六九立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは半量程度を施行したにすぎず、裏込り石は著しく風化した硬度の弱いものを使用しているため石垣の表面ははなはだしく不陸となり縦横に多数のき裂を生じている。

計

三〇、五二一、〇〇〇 四、三六二、四二五

(二) 工事の出来高が不足し過払の結果をきたしたもの

序 名	工 事	請 負 人	着工年月	完成年月	工 事	費 出 来 高 不 足 額
			年 月	年 月		円

(九三六)

仙台農地事務局

白河矢吹開拓建設事業地区内導水幹線水路第四区開渠舗装ほか三

高橋工業株式会社ほか三会社 二八、一五

一六、二五六、〇〇〇 一、五三六、〇〇〇

開きよ延長一、六五七メートルのコンクリート舗装および橋りょう等を施行したもので、三面張コンクリート舗装は側壁を上幅一八センチメートル、下幅二六センチメートルまたは二七センチメートル、底厚を二七センチメートルで

(九三七) 同

山王海農業水利事業第三次幹線水路

鹿島建設株式会社仙台支店 二八、四七

四一、〇〇〇、〇〇〇 一、一四六、九〇〇

延長九、〇六一メートルの水路に施行した落差工、分水工等の張石は総量四、八七六平米のうち三、〇〇三平米を控三五センチメートルの割石平米当り一五個使用で四五、〇五四個、一、八七三平米を控二五センチメートルの割石二〇個使用で三七、四七〇個施行したこととしているが、実際は割石の控をつらに使用しているなどのため前者は二三・五個使用で四〇、五四九個、後者は一八個使用で三三、七二三個を施行したにすぎず、また、裏込り石は八八一立米を施行したこととしているが、実際は六三八立米を施行したにすぎず二四三立米が不足している。

(九三八)

東京農地事務局

三方原開拓建設事業第二号幹線水路

株式会社勝呂組ほか一会社 二八、二九

二〇、三八〇、〇〇〇 一、一三〇、〇〇〇

開きよ延長二、四六一メートルの側壁のうち玉石コンクリートで施行した一、八八九メートルは九七五立米を玉石四、コンクリート八の配合で施行したこととしているが、実際は逆に玉石をコンクリートの倍量程度とした粗悪なもので施行している。

(九三九)

金沢

阿賀野川農業水利事業阿賀用水路改良

株式会社福田組 二八、二九

一二、七七〇、〇〇〇 (うち官給材料 九五八、〇〇〇 三三三、〇〇〇円)

水路延長一、四三二メートルの練積石垣二、八〇〇平米は平米当り胴込コンクリート〇・一立米または〇・一五立米総量三七九立米、裏込り砂利〇・一五立米または〇・二立米総量五一九立米を施行したこととしているが、実際は胴込コンクリートは半量程度を施行したにすぎず、裏込り砂利はほとんど施行していない。また、水路の擁さくは六、六三四立米を施行したこととしているが、実際は六、一一八立米を施行したにすぎず五二五立米が不足している。

(九四〇)

京都

十津川、紀の川農業水利事業津風呂輸送道路第二期ほか一

株式会社森組 二八、二九

二五、二三〇、〇〇〇 一、五五四、四八七



庁名	工事	請負人	着工年月	完成年月	工費	出来高	不足額
(九四一) 岡山農地事務局	道路延長一、四〇三メートルの練積石垣二、八九五平米は平米当り裏込コンクリート〇・三立米総量八六八立米、裏込ぐり石〇・三立米総量八六八立米、目地モルタル〇・〇二立米総量五七立米を施行したこととして、実際は裏込ぐり石は全く施行せず、裏込コンクリートおよび目地モルタルはいずれも三分の一程度を施行したにすぎない。	児島湾沿岸農業水利事業已堤 児島湾干拓農業協同組 合ほか五会社	二八、一四	一一	二二、一六二、〇〇〇	三、〇四九、九二〇	
(九四二) 同	高梁川干拓建設事業堤五二号	株式会社吉田組ほか一会社	二八、二九	三	四八、四五〇、〇〇〇	四、〇二八、五三四	
(九四三) 熊本農地事務局	金剛干拓建設事業堤塘並びに清水建設株式会社九州水路	支店	二八、二九	三	三五、一一九、〇〇〇	二、一七二、五七七	
(九四四) 同	高鍋川南開拓建設事業青鹿溜池	株式会社大林組福岡支店	二八、二九	三	一九、五四〇、〇〇〇	九四三、六二七	

たこととしているが、実際は転石混り土砂五七八立米、軟岩八九六立米、硬岩二、二四六立米を施行したにすぎず、転石混り土砂五三六立米、軟岩五九二立米、硬岩一〇三立米が不足している。なお、岩石の掘さくに使用する火薬類は硬岩および軟岩等の標準歩掛りを採用し、ダイナマイト二、一一六キログラム、雷管二七、六五九個、導火線一九、七四四メートルとして、一、一〇六、二五一円を見積っているが、現地の地盤は縦横にき裂のはいった岩石であったため実績はその約五分の一のダイナマイト四三三キログラム、雷管三、六八〇個、導火線二、三四〇メートルその代金一九一、二七八円を使用したにすぎない。

(九四五) 同	嘉瀬川農業水利事業堰堤コンクリート打設ほか四支店	大成建設株式会社福岡支店	二八、二九	三	八七、〇一〇、〇〇〇 (うち二十七年年度分) 九、三八四、〇〇〇	一、五七九、三九七	
(九四六) (九四九)	直轄工事費の積算が過大となっているもの	(組織)農林本省 (項)土地改良事業費 ほか一科目			三二七、九一七、〇〇〇 (うち二十七年年度分) 九、三八四、〇〇〇	一八、〇九九、四四二 (うち官給材料) 三三二、〇〇〇円	

仙台ほか三農地事務局で施行した農業水利事業ならびに開拓事業のうち、工事費の積算にあたり岩盤掘さくに使用する火薬類の所要量、しゅんせつ船の所要電力料および掘さく土の捨土経費を過大に見積ったものが左のとおり四件六、五五四、二三八円ある。

庁名	工事	請負人	着工年月	完成年月	工費	設計過大額
(九四六) 仙台農地事務局	白河矢吹開拓建設事業羽鳥貯水池余水吐減勢工掘鑿	三幸建設工業株式会社	二九、一五	三	一〇、〇〇〇、〇〇〇 (うち二十九年年度分) 五、五〇〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇



序名	工	事	請負人	着工年月	完成年月	工	事	費	出来高	不足額
				年	月	円		円		円
阿賀野川農業水利事業新井郷 清水建設株式会社北陸支店	二八、	四				五、八四、〇〇〇		一、九〇七、六〇〇		
川排水機場基礎	二九、	三								

掘さく硬岩八、〇七九立米に使用する火薬類をダイナマイト五、二七八キログラム、雷管一九、九七九個、導火線四〇、六六三メートル価額二、五八六、四四八円と積算している。しかし、右の所要量は硬岩の最も火薬類を必要とする場合の量に相当しているもので、本件現地の地盤は縦横にき裂のはいた岩石であるから、このように多量を見込む必要はなかったものと認められる。現に、請負人の実績をみても、ダイナマイト一、三八四キログラム、雷管四、四七五個、導火線四、三九九メートル五五七、六六〇円、設計額の約五分の一を使用したにすぎないもので、仮に火薬類の所要量を設計の三分の一として計算したとしても総額八六二、一四九円となり、本件は約百七十万円が高価に当っている。

(九四七) 金沢農地事務局

阿賀野川農業水利事業新井郷 清水建設株式会社北陸支店 二八、四 五、八四、〇〇〇 一、九〇七、六〇〇

水路の掘さく土六六、八七〇立米は口径三〇〇ミリメートル(二〇〇馬力)のポンプしゅんせつ船を使用することとして、電力量を立米当り一二キロワット時および九キロワット時総量六七五、〇〇〇キロワット時その金額三、七八〇、〇〇五円を積算しているが、一般にこの種ポンプ船の消費電力量は立米当り四キロワット時程度を見込めば足り、現に、本件工事の下請業者は電力料金を総額一、五〇〇、〇〇〇円見込んでいたにすぎないばかりでなくその実績も立米当り三・八二キロワット時となっている状況で、いま、仮に本件電力料金を平均五キロワット時として計算したとすれば総額一、八七二、四〇五円となり、本件は約百九十万円高価に当っている。

なお、掘さく土のうち五九、〇〇〇立米は河口に運搬捨土したこととして、実際は五五、〇〇〇立米を施行したにすぎず、四、〇〇〇立米の運搬捨土一、一八一、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(九四八) 京都

十津川紀の川農業水利事業山田堰堤ケーブルクレーン基礎 酒井建設工業株式会社 二八、一 一〇、七七〇、〇〇〇 一、三二〇、〇〇〇

ケーブルクレーンおよびコンクリート混合場基礎の掘さくは軟岩三、三〇四立米、硬岩三、九五〇立米を施行することとして六、一六七、六一七円を積算しているが、現地の地盤は基礎部分を除く大部分が軟岩であるから、実際は軟岩五、七五四立米、硬岩一、五〇〇立米の工事費四、八七一、四〇八円を積算すれば足りたもので諸経費を含め約百三十二

(九四九) 岡山

万田が高価に当っている。

那賀川北岸農業水利事業水路 大成建設株式会社高松支店 二七、一 九、八九一、〇〇〇 一、六〇六、六三八

工第一工区 二八、三 (二十七年度分)

開きよの掘さく土二五、一〇三立米を五トンディーゼル機関車を使用して立米当り二六二円総額六、五七七、一七七円で捨土することとしているが、この種工事においては、いかに多くても立米当り一九八円程度を積算すれば足りるものと認められ、現に、請負人は一四九円で実施している状況で、いま、仮に前記一九八円で積算したとしても総額四、九七〇、五三九円となり、約百六十万円が高価に当っている。

八七、二四五、〇〇〇  
うち二十七年度分  
九、八九一、〇〇〇  
二十九年度分  
五、五〇〇、〇〇〇

六、五五四、二三八

物件

(九五〇) 機械の管理著しく当を得ないもの

(組織)農林本省 (項)開拓事業費 ほか一科目

(九五〇) 農林省で、昭和二十五年十二月株式会社日鉄中央機械製作所から築堤機(バンキング・マシン)一基を一四、七四四、九〇一円で購入し、二十七年十二月同会社に補修、運搬、組立等を請け負わせ東京農地事務局印旛沼手賀沼干拓建設事業所に搬入するなど一四、九七三、八九六円を支出しているが、同機は、構造上現場の状況に適合しないばかりでなくその性能不良で実用に適せず、使用不能のまま現場に放置されている。

右機械は、印旛沼疎水路工事に使用する目的で購入されたものであるが、公称能力毎時一二〇立米、ブーム



の長さ三二・七五メートル、自重一六〇トンにおよぶ大型なものでその構造は直線進行だけを考慮されているのに対して、前記工事現場は湿地帯で地盤の支持力は平米当り二、三トン程度の箇所が多く、現に、本機と同時期に購入した自重一九トンのドラグラインでさえ使用が困難であったもので、本機のような自重の特に大きいもの使用はきわめて困難であることが予想されるばかりでなく、現場の地形は半径三〇〇メートル程度の曲線連続地点で本機の使用が不可能であることは容易に判明することができたものであるのに、漫然とこれを購入のうえ二十六年四月東京農地事務局へ保管転換したものである。しかして、同局においては、大阪の前記会社の工場に保管させていた本機について二十七年十二月その解体、改造、補修、運搬、組立等を同会社に一四、一三一、〇〇〇円で請け負わせ、二十八年七月千葉市内の現場に搬入し、二十九年二月試験掘さく工事土量五、四四九立米を三幸建設工業株式会社に一、三四〇、〇〇〇円で請け負わせて施行したが、前記のように現場地盤が軟弱なため掘さくした水路が本機の重圧によりくずれ落ちて危険な状態となるばかりでなく、屈曲箇所の前進も不可能なため工事を続行することが不能となり、かつ、機械の故障が続出し、わずかに二九五立米を掘さくしただけで続行を中止するのやむなきに至り、その後そのまま現場に放置されている。

(九五二) 金沢農地事務局で、昭和二十八年十月酒井建設工業株式会社に九頭龍川農業水利事業頭首工背割工第一期ほか一工事を八、八一〇、〇〇〇円で請け負わせ代金の全額を支出しているが、同工事の掘さくに使用させるため請負人に無償貸与したブルドーザー二台の整備およびキャタピラーの交換に要する経費三、八七〇、五〇五

円を請負代金中に見込んでいるのに、その整備等をほとんど行わせることなくそのまま一台を他事業所に保管転換し、他の一台を工事現場に放置している。

右機械は、同会社に随意契約により請け負わせれた前記工事に使用させるもので、工事完了後すみやかに定期整備およびキャタピラーの交換を施行させることとし、前記三、八七〇、五〇五円を請負額に含め二十九年四月その全額を支払ったものであるのに、二十九年七月本院会計実地検査の際の調査によると、一台はキャタピラーの交換を行うことなくわずか五三五、二九五円相当の整備を行なっただけで荒川農業水利事業所へ保管転換され、また、一台は整備およびキャタピラー交換を全く実施することなくそのまま工事現場に放置されている。

### 補助金 (九五二)―(一八五七)

(九五二) 公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの  
(一八〇五)

(組織) 農林本省 (項) 農業施設災害復旧事業費 ほか三科目  
(組織) 水産庁 (項) 漁港施設災害復旧事業費 ほか三科目  
(組織) 林野庁 (項) 山林事業費 ほか三科目

地方公共団体および農業協同組合等が施行した土地改良、地盤沈下対策、漁港修築、林道開設および災害復旧の工事に対する国庫補助金(漁港災害復旧の国庫負担金を含む。以下同じ。)は、農林水産業施設災害復旧事